

令3日ス振調第605号

令和4年3月16日

回 答 書

競争加入者各位

契約担当役

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長

芦 立

訓

件名：新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業

「第2回入札説明書等に関する質問」について、別添のとおり回答します。

注) 原則、受領しました質問書の資料名、页数、行数等のとおりとして、回答について整理をしています。

注) 守秘義務対象資料の「別紙1 業務要求水準書 参考資料1～14及び閲覧資料1～3」に関する質問に対する回答については、入札説明書 第2.2.(2)①記載のとおり、当該入札における競争参加資格を有する者にのみ別途示します。

注) No.欄にある括弧内の番号については、「第1回入札説明書等に関する質問」の中で「ご質問に対する回答は、第2回入札説明書等に関する質問回答の中で公表します。」と回答した質問番号であり、「第1回入札説明書等に関する質問」において公表した以下の質問番号については、守秘義務対象資料に関する質問として、当該入札における競争参加資格を有する者にのみ別途示します。(No.14、202、203、204、294)

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
1 (6)	入札説明書	2	4		(4) 事業範囲	「本事業は、次に示す特定事業及び任意事業により構成される業務を対象」とあるものの、本入札説明書では任意事業の記載がありませんが、本事業を構成するのでしょうか。	ご理解のとおりです。任意事業については、「別紙1 業務要求水準書」をご参照ください。
2 (7)	入札説明書	2	4		(4) 事業範囲	「ラグビーその他スポーツ振興に資する業務」であるが、当該業務を「本敷地及び本施設等を利用せず」に、「事業者以外が実施する場合」には、当該業務を任意事業として取り扱うことでよろしいでしょうか。	「ラグビーその他スポーツ振興に資する業務」は特定事業であるため、任意事業として実施することはできません。
3	入札説明書	3	21		第1、3、(4) 事業範囲	例えば運營業務を構成企業に委託し、さらにその子会社に再委託する場合においても「第三者への一括再委託禁止」に該当するのでしょうか。	運營業務を受託した構成企業がその子会社に当該業務を一括して再委託することは、第三者への一括再委託に該当します。
4	入札説明書	3	22		(5) 対象となる施設	スポーツ博物館の維持管理業務は、本施設の維持管理業務と一体で事業者が行うとあるため、スポーツ博物館の維持管理業務に関するリスク分担に関しても、本施設に関するリスク分担の考え方と同様の認識でよろしいでしょうか。	ご質問が特定事業契約書におけるリスク分担を指しているのであれば、ご理解のとおりです。
5	入札説明書	3	25		(5) 対象となる施設	スポーツ博物館の運営は「原則として」JSCが行うとありますが、事業者が一部運営を行う可能性があるのでしょうか。	事業者がスポーツ博物館の運營業務を委託することは、現時点において想定していません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
6 (12)	入札説明書	3	28		(6) 事業期間	「遅くとも令和 10 (2028) 年4月1日にはI期の供用が開始できるようにすること」との記載がありますが、「供用が開始」とはI期の施設引渡時との理解で宜しいでしょうか。運営開始日の記載もありますが、念のため「供用開始」及び「運営開始日」それぞれの定義をご教示ください。	供用開始は運営開始日と同義です。なお、運営開始日とは、運営権の効力が発生した日を指します。
7	入札説明書	3	32	-	第1. 3. (6) 事業期間	「本施設の運営・維持管理期間は、I期の運営開始日から、運営権設定日の30年後の応当日の前日までとする。」とありますが、入札説明書p.27の「(4) 運営権の設定」においてI期の建設業務の完了後直ちに、運営権を設定する旨が記載されているため、建設業務の完了日に応じて本施設の運営・維持管理期間は変動するという認識で宜しいでしょうか？	本施設の運営・維持管理期間は、I期施設運営開始日から運営権設定日の30年後の応当日の前日までであり、運営権設定日を起算日として期間は一定です。
8	入札説明書	3	32	-	第1. 3. (6) 事業期間	運営維持管理期間の終了日が固定されており、建設業務の終了日に応じて、スポーツ博物館の維持管理期間が30年間を超える場合、サービス購入料のうちスポーツ博物館の維持管理費は追加で支払われるという理解で宜しいでしょうか？	スポーツ博物館の維持管理期間は、「スポーツ博物館の引渡日の翌日から運営権設定日の30年後の応当日の前日」であり、応募グループの提案に応じて、特定事業契約締結時に当該期間に応じた維持管理費がサービス対価として支払われますので、追加で支払われるわけではありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
9 (13)	入札説明書	4	3	—	第1.3.(6)事業期間	「スポーツ博物館の維持管理期間は、スポーツ博物館の引渡日の翌日から運営権設定日の30年後の応当日の前日までとする。」とは、スポーツ博物館の供用開始時期がⅡ期の供用開始時期と同日となった場合には、スポーツ博物館の維持管理期間は30年間よりも短い期間になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	4	3	—	第1.3.(6)事業期間	非公表の予定価格の設定において、スポーツ博物館の維持管理期間は30年を想定されているという理解で宜しいでしょうか。	予定価格の設定について、回答は差し控えさせていただきます。
11 (15)	入札説明書	4	5		(7) 収入及び費用に関する事項 ② 事業者の収入	事業者の収入の中に「興行収入」と記載がありますが、この理解としては、事業者自らが興行主として興行を行うことで得られる収入で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	4	12	—	第1.3.(7) ①運営権対価	運営権対価の下限額を開示した意図についてご教示下さい。	本事業を公共施設等運営権方式により効果的に実施する観点から、JSCが期待する運営権対価の下限額を示したものです。
13 (16)	入札説明書	4	19		Ⅱ期の供用開始時期	Ⅱ期の供用開始時期は、令和16年8月1日以降でも認められると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
14 (17)	入札説明書	4	21		運営権対価	<p>「相殺済みの運営権対価については、いかなる理由があっても事業者への返還は行わないものとする」とあります。</p> <p>1) 実施方針内容から修文されておりますが、変更に至った背景・理由について御教示ください。</p> <p>2) 修文されておりますが、不可抗力により例えば事業が中止する事態となった場合には、御協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「別紙5 特定事業契約書(案)」の記載との整合性を図ったものです。不可抗力による解除時の運営権対価の返還に代わる措置については、「別紙5 特定事業契約書(案)」第111条をご参照ください。</p>
15 (18)	入札説明書	4	21		運営権対価	<p>「相殺済みの運営権対価については、いかなる理由があっても事業者への返還は行わないものとする」とありますが、例えばI期の供用開始直後に事業者の責によらずに事業が中止となった場合、運営権対価の返還が得られなければ事業者は莫大な負債を抱えることとなります。このような条件では、資金調達を行うことが著しく困難と考えますので、不可抗力などの事業者の責によらずに事業が中断、中止となった場合は返還していただけないでしょうか。</p>	<p>「別紙5 特定事業契約書(案)」第89条第2項において相殺後はいかなる理由があっても、事業者に対して返還しないものとしています。</p> <p>なお、運営権対価の返還に代わる措置については、「別紙5 特定事業契約書(案)」第111条を、損失補償については、「別紙5 特定事業契約書(案)」第117条をご参照ください。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
16	入札説明書	5	1		事業者の収入	JSC と締結する賃借契約の雛形については事前に確認することは可能でしょうか。なお事業者の収益となる賃料等の水準は概ね事業者の判断で設定できる理解でよろしいでしょうか。	前段については、落札者決定後に示す予定です。 後段については、ご理解のとおりです。
17 (19)	入札説明書	5	6		サービス対価	事業者に支払われるサービス対価について、上限額はあるのでしょうか。ある場合に、その額は公表されないのでしょうか。	予定価格の範囲内であれば、サービス対価の上限額はありません。なお、予定価格は公表されません。
18 (20)	入札説明書	5	6		サービス対価	施設整備費と維持管理業務に関するサービス対価について、夫々の上限額はあるのでしょうか。それとも合算額で上限を設けておられるのでしょうか。	サービス対価の内訳である施設整備費及びスポーツ博物館の維持管理費並びに両者の合算額について、上限額は設けておりません。
19	入札説明書	5	9		③サービス対価	「施設整備費のうち運営権対価と相殺した後の残額の一部に対するサービス対価」とありますが、前段落では「相殺した後の残額」をサービス対価として支払うとされており、「一部」というのは誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえ、「入札説明書」を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
20 (21)	入札説明書	5	13		第1.3.(7)④事業者の費用負担	「なお、固定資産税及び都市計画税については、I期の施設整備期間中に事業用地に対して課税されることとなった場合に限り当該期間中はJSCの負担とするが、I期の施設整備期間経過後に課税されることとなった場合は当該課税の事由にかかわらず事業者の負担とする。」とあるが、少なくともJSCの事由により課税される場合はJSCの負担としていただくという理解でよいか。	本事業においてJSCの事由により固定資産税及び都市計画税が課税されることは想定していません。I期の施設引渡後に固定資産税及び都市計画税が課税されることとなった場合は当該課税の事由にかかわらず事業者が負担するものとします。
21 (22)	入札説明書	5	13		(7)収入及び費用に関する事項 ④事業者の費用負担	尚書で、「I期の施設整備期間経過後」との文言が御座いますが、これは「I期の施設引渡後」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、「入札説明書」及び「別紙5 特定事業契約書(案)」を修正します。
22	入札説明書	5	13		④事業者の費用負担	事業者は本施設の所有者ではないことに加え、施設にかかる固定資産税・都市計画税を負担することは事業計画に非常に大きな影響を及ぼしますので、上記税金の負担が発生しないよう東京都と調整いただきたい。	固定資産税及び都市計画税の課税については、関係法令に則り、施設の運営実態に照らし税務当局が判断を行うものです。
23	入札説明書	5	13		④事業者の費用負担	固定資産税・都市計画税が発生する場合は事業者の費用負担に含めないようお願いしたい。	本施設に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについては、関係法令に則り、運営実態に照らし税務当局において判断がなされますので、原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
24	入札説明書	5	13		④ 事業者の費用負担	本施設にかかる固定資産税・都市計画税を事業者が負担する場合は、課税が発生しない具体的な条件（スポーツ利用日数など）について、予めJSCと東京都の間で明確な整理を行い、入札参加希望者に対してご提示いただきたい。	質問 No. 22 の回答をご参照ください。 本施設に係る固定資産税及び都市計画税の非課税の取扱いについては、「別添2 本施設に係る固定資産税及び都市計画税の非課税取扱いに関する参照条文」をご参照ください。
25	入札説明書	5	13		第1、3、（7）④ 事業者の費用負担	国立代々木競技場に関する固定資産税および都市計画税については、貸付を行っている一部の土地以外は非課税ということであるが、同施設（第一体育館）では毎年様々なアーティストのコンサートなどが複数回実施されている実態がある。その運営実態を踏まえて非課税になっているということであるが、JSCとしてはどのような交渉を経て非課税扱いになったのか、交渉経緯および非課税理由を明示してほしい。	国立代々木競技場に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについては、関係法令に則り、施設の運営実態に照らした税務当局の判断によるものです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
26	入札説明書	5	13		第1、3、(7)④ 事業者の費用負担	<p>本費用負担については、事業者側の事業収支に与える影響が甚大であるにも関わらず、課税・非課税の是非および課税の場合の対象範囲も不明確であり、課税時の課税額(想定)の明示も無いため、当該費用とどの程度収支に見込むべきか、非常に困惑している。</p> <p>JSCの掲げるビジョン「『スポーツの力』で未来を育てるスタジアム」をより高い水準で実現していくためには、本費用負担が無いよう、JSC側から都税事務所等への働きかけ・要請を実施し、本PFI事業に参加予定の各応募グループが、本費用負担額分も含めてより良い施設計画を立案できるよう尽力いただけないか。</p>	質問 No. 24 の回答をご参照ください。
27	入札説明書	5	13		④ 事業者の費用負担	<p>固定資産税及び都市計画税については期間の如何に関わらず、施設所有者であるJSCが負担すべきと考えますが、再考いただけないでしょうか。</p>	質問 No. 23 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
28 (23)	入札説明書	5	14	第1、3、(7)、④	事業者の負担	<p>本事業は、スポーツの力で未来を育てるスタジアムというビジョンを秩父宮ラグビー場において実現する為、必要な資金を運営権対価として最低 100 億円以上事業者より JSC が取得するスキームです。運営権対価はコンセプトでもある「様々なシーンに対応できる誰もが心地よいスタジアム」により利用料金収入等を最大化することで捻出されるものですが、事業者はコンセプト実現を目指した結果「スポーツの振興のため必要な業務を行う施設」と判断され固定資産税・都市計画税が課税されるリスクを事業者が負うという矛盾を抱えることとなります。また固定資産税・都市計画税の負担額は大きく、事業性に大きく影響を与えることから施設整備費及び運営権対価の下振れ要因となりますので課税リスクの分担方法については再考をお願い致します。</p>	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
29	入札説明書	5	14	第1、3、(7)、④	事業者の負担	固定資産税・都市計画税はI期の施設整備期間経過後に課税されることとなった場合、事業者負担とされていますが、JSC所有の代々木競技場第一体育館等類似施設に対して現在固定資産税・都市計画税の課税対象となっている事例はございますでしょうか。参考事例としてご教示ください。	秩父宮ラグビー場内敷地に所在する JSC 事務所及び一部貸付を行っている国立代々木競技場敷地内の土地については固定資産税及び都市計画税が課税されております。
30	入札説明書	5	16		④事業者の費用負担	固定資産税及び都市計画税が課税される場合に、JSC が納税される税額を、どのような名目で事業者に請求する事を想定されていますでしょうか。	固定資産税及び都市計画税相当額として請求することを想定しております。
31 (24)	入札説明書	5	20		第1.3.(8)事業者による運営の結果生じる利益の帰属	スポーツ振興のための還元の基準として、当期純利益の130%を基準と修正されていますが、130%と設定した背景・根拠をお教えいただきたい。 また、この130%の基準については今後協議により変更を検討することは可能でしょうか？	本事業の特性を踏まえ、事業者に収益が帰属することを基本としつつ、ラグビーその他スポーツの振興への貢献を期待する観点から税引き後の当期純利益の130%を基準として設定したものです。 当該基準を変更することは想定していません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
32	入札説明書	5	20		第1.3.(8)事業者による運営の結果生じる利益の帰属	スポーツ振興のための還元の基準として、当期純利益の130%を基準と修正されていますが、130%と設定した背景・根拠のご提示は可能でしょうか。 また、この130%の基準については今後協議により変更を検討することは可能でしょうか。	質問 No. 31 の回答をご参照ください。
33 (25)	入札説明書	5	20		(8) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属	「ラグビーその他スポーツ振興に資する業務」であるが、「当該業務を任意事業として実施する場合(注)」には、当該業務により生じた利益は、利益還元額の算定から除外してよろしいでしょうか。 (注)「本敷地及び本施設等を利用せずに、事業者以外が実施する場合」をさす	「ラグビーその他スポーツ振興に資する業務」は特定事業であるため、利益還元額の算定から除外されません。
34 (26)	入札説明書	5	20		第1.3.(8)事業者による運営の結果生じる利益の帰属	スポーツ振興のための還元の基準として、当期純利益の130%を基準と修正されていますが、130%と設定した背景・根拠をお教えいただきたい。 また、この130%の基準については今後協議により変更を検討することは可能か。	質問 No. 31 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
35 (27)	入札説明書	5	28		還元対象額	税引き後の当期純利益が基準となっておりますが、当該額が確定するのは年度の決算が終わった後になります。年度中に還元実施計画を策定とありますが、額の変動による計画の変更は認められると理解してよろしいでしょうか。	還元額を生じた年度とは、還元額が確定した年度をいいます。 ご指摘を踏まえて、「入札説明書」及び「別紙1 業務要求水準書」を修正します。
36	入札説明書	5	28	-	第1. 3. (8) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属	ラグビーその他スポーツの振興に還元する仕組みについて、事業者が設定する還元割合は直接的に加点要素となるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「別紙2 事業者選定基準」第4.2.(2)C-4.をご参照ください。
37	入札説明書 要求水準書	5, 75	33, 17		第1、3、(8) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属	還元額が生じた年度中～とありますが、実績値確定後、すなわち、翌年度との理解でよろしいでしょうか。	質問No. 35の回答をご参照ください。
38 (28)	入札説明書	5	35		還元対象額	還元実施期間中の年度に収益が悪化した場合は、前年度に還元が必要な額の当期純利益があったとしても、還元しない、或いは一部しか還元しないことができるという理解でよろしいでしょうか。	還元実施期間中に事業者の収益が悪化し、還元の実施を見直す必要がある場合には、JSCの承認を得て還元実施計画を変更することにより、当初計画していた取組の一部又は全部の実施を見直すことができます。
39 (29)	入札説明書	6	3		(8) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属	尚書で、「還元額の使途に応じて適切な会計処理を行うもの」とありますが、内容によってはJSC殿に対する寄附行為とすることも可能になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、JSCに対する寄附を期待するものではありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
40	入札説明書	7	5		第2.2.1. (1)選定方法	<p>本事業は（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業の施設建築物の1つとして新ラグビー場が建設され、その財源の一部には再開発事業の権利変換に伴い JSC に交付される金銭が充当されることと承知しています。また、同再開発においては複数の地権者による工事が連鎖的に進み、かつ同時期に近接する敷地同士で異なる者の発注による複数の工事が並行で行われる期間もあることから、同再開発における代表施行者をはじめとする JSC 以外の地権者における JSC との利益相反関係や、事業提案における競争性が阻害される情報の非対称性について、入札参加者として憂慮しております。上記をふまえ、同再開発における代表施行者をはじめとする JSC 以外の地権者の本事業への入札参加は難しいのではないかと考えますが、貴法人としてのご見解は如何でしょうか。前回の質疑回答108において、上記を勘案しても、入札参加について制限がないと回答されていることに関する理由・背景等を含め、具体的かつ網羅的にご教示ください。</p>	<p>参考資料や閲覧資料を含め、本事業への参加にあたり必要な情報は入札説明書等において提示していることから優位性があるとは考えていません。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
41	入札説明書	7	5		第2.2.1. (1)選定方法	<p>本事業は（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業の一環として施行されることから、同再開発事業の関係者（地権者・施行者及びこれらから業務を委託されている設計事務所等を含みます）は、同再開発事業に関し、他の者は知り得ないものの、本事業の提案に向けた検討上必要な情報（例えば都市計画上の建築制限や再開発事業のスケジュール、再開発事業における権利変換等の情報等を含みますが、これらに限りません）を非常に多く保有していると考えられます。</p> <p>仮に同再開発事業の関係者が本事業における構成企業・協力企業等として参加可能であるとすれば、競争上の公平性を担保するため、情報の非対称性を解消する措置（例えば公知となっていない都市計画やスケジュール、権利変換等に関する情報を入札参加者に守秘義務を課した上で開示する等）、場合によっては、事業主体を切り分ける等の当該情報を知り得る者の社内における情報遮断措置（それが遵守されなかった場合のペナルティを含みます）が取られるべきではないかと考えますが、ご見解は如何でしょうか。</p>	質問 No. 40 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
42 (80)	入札説明書	12	1-11	—	第 2.2. (2)⑦ア 入札方法等 g	「当該残置物の撤去費用は JSC の負担とする。」とするとの記載から、当該残置物の撤去費用は入札価格に含めないとの理解で宜しいでしょうか。	該当箇所に当該記載はありません。「別紙 1 業務要求水準書」第 1 章. 第 3 節. 4. (1) ①敷地条件 (9 頁) の記載に対するご質問であれば、ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、「別紙 1 業務要求水準書」第 1 章. 第 3 節. 4. (1) ①敷地条件 (9 頁)、「別紙 7 サービス対価の算定及び支払方法」第 5. (4 頁)、「別紙 3 提出書類の記載要領」様式 E-1①、様式 E-13 を修正します。
43	入札説明書	12	1-15		第 2.2. (2)⑦ア 入札方法等 j	第 1 回の質問回答 No. 82 にて、特定事業契約に於かない場合の違約金について、基本協定書第 9 条及び第 10 条に該当する場合には限らない旨回答いただいているが、上記以外に具体的にどのような場合を想定しているのかご教示いただきたい。なお、基本協定第 11 条第 1 項に記載のとおり、特定事業契約不調の場合は、原則として準備費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものと理解している。	前段については、落札者が正当な理由なく基本協定の締結を辞退する等、入札手続きにおいて一般的に不誠実な行為と解されるものを想定しています。 後段については、「別紙 4 基本協定書(案)」第 11 条の規定のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
44 (90)	入札説明書	13	2	—	第2.3 応募グループの構成及び参加資格要件に関する事項	入札説明書に記載のある統括管理業務について、特定事業契約書(案)25条7項では「やむを得ない事由により、統括管理責任者を変更する必要があるとき」とあり、特定事業契約書(案)11ページの第11条5項の「統括管理責任者を変更する必要があるとき」よりも厳格な条件のように見えます。「やむを得ない事由」は施設整備業務の配置予定技術者では「病気、死亡、退職等」の例示がございますが25条7項の記載はどのような条件なのでしょう。	統括管理責任者の役割の重要性に鑑みて、特段の事由なく変更することは想定していないため、「別紙5 特定事業契約書(案)」第25条第7項において「やむを得ない事由により」と規定しています。当該事由の範囲については、病気、死亡、退職等に限らず、事業者として統括管理業務の遂行上やむを得ないと判断した場合が該当します。そのうえでJSCとしては、事業者の判断の合理性や後任者の資質等を総合的に勘案して承諾可否を判断します。
45	入札説明書	13	5		(1) 応募グループの構成	応募グループが参加意向表明後に入札を辞退した場合、当該応募グループを構成する企業が、入札提案前に他の応募グループに参加することは可能か。	辞退した場合においても他の応募グループを構成する企業（構成企業・協力企業）として参加することはできません。
46	入札説明書	22	19		競争参加資格の確認	「一般競争資格」を有していない者も参加表明書を提出することができる」とありますが、開札の時までに全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しを提出する場合の提出方法についてご教授下さい。	提出する際、「入札説明書」第4の11に示す担当部局に連絡してください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
47	入札説明書	22	21		競争参加資格の確認	「開札の時に於いて当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。」とありますが、競争参加資格の確認を受けていることとは、3月11日に通知される「競争参加資格の確認結果を受領すること」を指しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。 「入札説明書」第2.2.(2)⑤において、競争参加資格を満たしていることの通知を受けていることを指しています。
48	入札説明書	23	1-14		(9) 応募グループの変更又は追加	第1回の質問回答 No. 138 にて、「グループを構成する企業の事情やスケジュール面の制約を「やむを得ない事情」として認めることはできません。」とありますが、一方で No. 144 では「構成企業が公募手続の中で明らかになった条件その他経済的理由から本事業への参加を断念すること」につき、個別判断と回答いただいているように、企業の事情等であっても一律に排除される訳ではなく最終的には JSC として「やむを得ない事情」と判断するか次第で決定されるという理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、グループを構成する企業の事情やスケジュール面の制約は「やむを得ない事情」とは認められませんのでご注意ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
49	入札説明書	23	14	-	第2. 3. (9) 応募グループの変更又は追加	応募グループを構成する企業が参加申請後にやむを得ない事情が生じ変更する場合は、変更前の企業にて満たしていた参加資格要件（実績や資格など）を変更後の企業が満たすかどうか再度資格審査を行うという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 事業提案書の提出期限までに、「別紙3 提出書類の記載要領」様式14（変更後の企業等に係る競争参加資格要件確認申請書及び関係書類を含む）により競争参加資格確認を含むJSCの承諾を受けたうえで、事業提案書及び入札書を提出する必要があります。
50	入札説明書	23	17		(9) 応募グループの変更又は追加	提案内容や事業遂行力を高めることを目的として、応募グループに新たな企業を追加することは可能か。	応募グループに新たな企業を追加することはできません。
51	入札説明書	25	8	-	第2. 4. (3) ②事業提案書に対するヒアリングの実施	令和4年7月下旬ころに予定されているヒアリングの詳細は別途連絡とのことですが、事業提案書作成段階で留意することはありますでしょうか。例えばヒアリングでは提案書掲載の図表しか使えないなどのルール、また当日の説明者の指定などありますでしょうか。	ヒアリング内容は、今後、有識者委員会での意見を踏まえて設定します。
52 (165)	入札説明書	26	7		第2.5.(1) 基本協定の締結	「別紙4 基本協定書(案)」はあくまで「案」であり、合理的な理由がある場合において内容の加筆修正など協議することは可能か。	案を基本としますが、落札者決定後に協議することは可能です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
53 (166)	入札説明書	26	7		第2.5.(1)基本協定の締結	「別紙4 基本協定書(案)」の内容の加筆修正などを協議することが可能である場合、事業提案書の提出前にJSCと協議し修正可否を確認することは可能か(事業提案後に修正協議が整わず、結果としてJSCとの契約が締結できない場合、事業者には違約金支払い義務が発生するため、重要箇所の修正可否については、事業提案前に確定させたい趣旨)。	落札者決定前(事業提案書の提出前も含む)にJSCと協議を行うことは認められません。質問で必要事項を確認してください。
54 (167)	入札説明書	26	7		第2.5.(1)基本協定の締結	協力企業は基本協定の当事者から外していただきたいが可能か。例えば基本協定第3条では事業者の設立の主体にも含まれることになるが、株主でない協力企業が含まれるべきではないのではないか。その他、協力企業が過大な義務(違約金の連帯等)を負うことになり、広く本件への協力が得られないこととなる可能性がある。	原文のとおりとします。協力企業も落札者の一員となるため、事業者へ出資しない場合でも、基本協定上のその他の義務を履行していただく必要があります。
55 (168)	入札説明書	26	16		基本協定書(案)第13条(本事業終了後の代表企業の責任)	どのような場合に甲が請求する想定でしょうか。過大な責任であり、また同種の案件において一般的に存在する規定ではなく新設SPCを用いたPFI/PPPの基本的な考え方に反する規定のため、削除していただきたいが可能か。	原文のとおりとします。「別紙5 特定事業契約書(案)」第118条第2項のように、代表企業による債務の引受が必要な場合があります。
56 (169)	入札説明書	26	18	—	第2.5.(1)基本協定の締結	印紙の貼付は不要と認識していますが、齟齬がございましたらご教示下さい。	印紙については、事業者においてご判断ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
57	入札説明書	26	20		5. (2) 特別目的会社の設立等	議決権付株式については、入札説明書に記載のある取得請求権付株式や取得条項付株式に加え、優先株式や議決権制限株式等の種類株式も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の種類株式については、議決権を有する株式である限りにおいて含まれます。
58 (179)	入札説明書	27	1		第2.5.(3) 特定事業契約の締結	「別紙5 特定事業契約書(案)」はあくまで「案」であり、内容の加筆修正など協議することは可能か。	案を基本としますが、落札者決定後に協議することは可能です。
59 (180)	入札説明書	27	1		第2.5.(3) 特定事業契約の締結	「別紙5 特定事業契約書(案)」の内容の加筆修正などを協議することが可能である場合、事業提案書の提出前にJSCと協議し修正可否を確認することは可能か(事業提案後に修正協議が整わず、結果としてJSCとの契約が締結できない場合、事業者には違約金支払い義務が発生するため、重要個所の修正可否については、事業提案前に確定させたい趣旨)。	落札者決定前(事業提案書の提出前も含む)にJSCと協議を行うことは認められません。質問で必要事項を確認してください。
60	入札説明書	27	2		第2章 5. (3)	「特定事業契約の締結にあたっては、軽微な事項を除き、事業者の入札書及び事業提案書に示した契約内容について、変更できない」旨の記載がございますが、JSC様と事業者が質疑回答等で合意した内容に基づき、事業契約の記載内容を変更することは可能であると考えてよろしいでしょうか。	契約締結前であれば、案を基本としますが、落札者決定後に協議することは可能です。 なお、質問回答で修正に合意した内容がある場合、質問回答と同時に「別紙5 特定事業契約書(案)」の修正を公表します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
61 (181)	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案) 第17条 (JSC 職員の派遣)、別紙5 (JSC 職員の派遣に係る事項)	①具体的な人員として誰が派遣されるかについては事前に JSC と協議し、事業者としての希望に沿った人員を要請可能という理解で良いか。②派遣期間途中で人員交代を要望することは可能か。③派遣職員が不要となった場合、事業者の要望により派遣を終了することは可能という理解で良いか。	①事業者の希望を踏まえませんが最終的な人選は JSC にて行います。②事業者が要望することは可能ですが、最終的な決定は JSC にて行います。③事業者要望により派遣終了を決定することはできません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
62 (182)	入札説明書	27	5		<p>特定事業契約書 (案) 第19条(事業者による許認可の取得等) 第2項 第22条(要求水準の変更) 第2項 第52条第1項、第53条、第54条第3項、第55条第2項、第72条第1項、第73条第1項</p>	<p>本契約全体に関する事項として「JSCの責めに帰すべき事由による場合には、JSCがその責任及び費用を負担する。」などと規定して、JSCが事業者が生じた費用を負担する場合には、事業者の追加費用(実際に生じた実損の補填)のみではなく、事業者における減収もJSCの負担範囲(又は合意延長の場合における計算根拠)として考慮されることを確認させていただきたい。例えば、JSCの責めに帰すべき理由で許認可取得が遅れ、事業開始が遅れた場合には事業者には実損が生じるわけではない一方で、運営期間が短縮される又は開始されたとしても一定の制限が課されることで減収が生じ大きな影響が出る可能性がある。運営権対価額は変更されないこととなっているところ、提案する運営権対価額は現在における要求水準を前提とした事業計画を元にしており、かかる前提が変更された場合には(運営権対価の変更を行わないのであれば)その部分の補填を行うべきであると考えます。</p>	<p>基本的には当該事由の発生に伴う追加費用の負担を規定しており、事業者の収入減少を明示的に含む規定ではありません。ただし、第72条及び第73条に基づく運営権存続期間の延長に関しては、事業者の収入減少を「損害又は増加費用等」として考慮することまでを否定するものではありません。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
63 (183)	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案) 第51条(事業用地の与件等)	①「無償貸付契約」は本事業検討の上で重要な契約となるため、早急に様式を開示いただきたい。その他、JSCと事業者で締結を予定する契約があれば開示いただきたい。②また、「事業用地貸付条件等に変更があった場合」とあるが、JSCが一度締結した「無償貸付契約」の内容を一方的に変更することはないことを確認させていただきたい。	①については、事業用地の無償貸付契約書の様式として「別紙5 特定事業契約書(案) 別紙6 事業用地の無償貸付契約書の様式」を追加資料として提示します。その他の様式や雛形については、落札者決定後に示す予定です。 ②事業用地貸付条件等の変更があった場合は、速やかに通知して必要な協議を行います。土地所有者の判断において変更せざるを得ない場合があることをご理解ください。
64 (184)	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案) 第73条 (JSCによる運営権存続期間の延長) 第1項	運営期間延長は72条の両者合意の場合に限定していただきたい。状況によっては延長することでむしろ事業者として費用が増加し適切な補償の代替となり得ない場合もありうる(3項に基づくスポーツ博物館部分の維持管理費の調整ではカバーされない場合もあり得ると考えられる)。	原文のとおりとします。第73条に基づきJSCが運営権の存続期間を延長する場合は、ご質問のような状況も考慮したうえで、個別事象に即して合理的に判断します。
65 (185)	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案) 第75条(本施設の一部貸付) 第2項	「JSCが別途示す貸付契約書の雛形」を開示していただきたい。また、既存のテナント等、当初から賃借人となることが想定される者(当該者がいなければ本事業の実施に支障が生じる者)がいれば教えていただきたい(警察等の公共主体を含む)。	前段については、落札者決定後に示す予定です。 後段については、「別紙1 業務要求水準書」第4章.第2節.11.に基づき、JRFUが本施設を使用することを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
66 (186)	入札説明書	27	5		特定事業契約書 (案) 第114条 (本施設等の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償) 第2項第1号、第2号	本契約が途中終了し JSC がその費用を負担する場合には、1号については中途終了時点の簿価相当額を補償する理解で良いか。建設途中の場合にいかなる処理となるか含め、中途終了時における処理を明確に記載いただきたい。また、2号の投資についても、JSC が費用負担する場合においては当該費用負担の中に2号に相当する投資部分も含まれることを確認させていただきたい。	前段については、第2項に「運営権の終了に際して」とあるとおり、運営・維持管理期間の取り扱いを規定したものです。施設整備期間においては、出来形部分の検査及び買取の規定が適用されます。 後段については、第2項に「事業者の行った本施設等の追加投資」とあるとおり、JSC が自らの費用負担により行う追加投資は含まれません。
67	入札説明書	27	22		5. (5) 事業契約上の債権の取り扱い	事業者が持つ JSC への債権について質権・担保設定を行う場合には JSC の事前承認が必要とあり、別紙5 特定事業契約第127条にて JSC と金融機関等との間での協定書に関する記載があるが、(3) で担保設定に関して前提とされているように読めますが、金融機関からの借入に際しての担保設定についての JSC の方針はありますか。承諾しない事例などあれば入札前にご教示頂けないでしょうか。	金融機関からの借入に際しての担保設定について、現時点において、JSC に特段の方針等はありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
68 (192)	入札説明書	29	5		1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	「実施方針に関する質問及び回答一覧」でも課税に関する回答は御座いましたが、事業者による本施設の運営に伴い固定資産税及び都市計画税が賦課された場合、事業者が負担する理解でおりますが、固都税相当額の事業者の負担方法についてどのような会計処理となるのでしょうか。	事業者の会計処理方法については、事業者でご判断ください。JSCは、自己収入として会計処理します。
69	入札説明書	29	5		1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	固定資産税及び都市計画税の非課税の取扱いについては理解しましたが、スポーツ以外のイベントを積極的に取り入れた場合に、どのような扱いとなるかが明確でなく、事業収支計画については運営権対価の算定に当たり大きな支障となります。この点について、非課税を前提として提案するようご指示いただけないでしょうか。その場合、運営開始後に万が一課税された場合は、その金額分のみ運営権対価金額の変更により精算を行えばよいと考えます。	課税リスクは事業者が負担する前提でご提案ください。また、運営権対価金額の変更により精算することは認められません。
70 (193)	入札説明書	30	12		契約保証金	あくまでも施設整備業務の履行を確保するためのものであり、開業準備や維持管理運営に関して保証対象とする必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
71 (194)	入札説明書	30	12	—	第4.5 契約保証金	契約保証金の額について、Ⅰ期工事部分の引渡し前については、Ⅱ期施設整備費部分の10分の1は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72 (195)	入札説明書	30	12	—	第4.5 契約保証金	「Ⅰ Ⅰ期工事部分の引渡後から」とありますが、Ⅱ期工事に着手するまでの間が長期に渡ることから、「Ⅱ期工事の着手から」として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。 契約保証は施設整備業務の履行を確保するためのものであり、建設業務のみを対象としたものではありません。
73	入札説明書	30	12		5. 契約保証金	事業契約の保証を⑤履行保証保険にて対応する場合において、期間Ⅰ「Ⅰ期工事部分の引渡後からⅡ期工事部分の引渡前までの間」については、特定事業契約締結時点では、保証期間が10年以上先となってしまうため、保険会社との履行保証保険契約の締結が困難です。 期間Ⅰ（Ⅱ期）の履行保証保険契約の保険証券は、Ⅰ期工事部分の引渡後、履行保証保険契約の締結が可能となった時点で提出することでよろしいでしょうか。	履行保証保険契約の締結が可能となった時点での提出とすることが可能ですが、当該契約及びJSCへの提出は、Ⅰ期工事部分の引渡前の履行保証保険契約の締結が可能となった時点であることが求められます。
74	入札説明書	31	6		第4章 9.	「手続における交渉の有無：無」との記載は、事業者（落札者）が入札説明書をはじめとする各種関連資料の記載内容及び契約条件に関して、協議や交渉を申し入れることを不可とする趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	落札前においては、協議や交渉は行わないという趣旨です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
75	業務要求水準書	3	9		(1) 事業方式	スポーツ博物館の設置は収益施設の面積制限や設備投資の増大を通じて事業に影響があるため、使用面積に対して、市場価格に応じた賃料相当の経済的支援をいただくよう再考いただきたい。	スポーツ博物館の施設整備費及び維持管理費はサービス対価の対象としておりません。 また、スポーツ博物館は、運営権の設定対象施設の範囲外であり、運営権対価は、運営権の設定範囲である本施設における運営権の設定に関する対価（30年の運営権の存続期間における総額）を入札書（入札金額内訳書）に記載するものです。
76 (196)	業務要求水準書	3	29		(3) 事業範囲	冒頭「本事業は、以下に示す①特定事業及び②任意事業により構成される業務を対象とする」とありますが、新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業特定事業契約書（案）の第4条（本事業の実施）で記載ある本事業の構成には、任意事業の記載がありません。本事業の範囲をどのように理解すれば宜しいでしょうか。	本事業は特定事業と任意事業により構成されます。別紙5は「特定事業契約書」であり、任意事業に関しては、「別紙1 業務要求水準書」第1章. 第2節. 3. (3)②任意事業に記載のとおり、任意事業協定書を締結することになります。
77	業務要求水準書	5	14		第1章、第2節、3、②任意事業	事業者は任意事業を行うことができないとの記載がありますが、事業者が当施設を使用してイベント等の収益事業を行う場合の手続きをご教授ください。	事業者は特定事業である主催・誘致業務やラグビーその他スポーツの振興に資する業務等の運營業務としてイベントを開催し収益を得ることができます。また、特定事業の範囲外のものであれば、事業者は実施することが出来ません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
78 (197)	業務要求水準書	5	15		(3) 事業範囲 ②任意事業	「事業者は自ら任意事業を実施することはできない」ため、実際に任意事業を実施する企業が、事業者が行うことになっている「JSCの承認」や「任意事業に係る計画書作成」などを、対応することとしても宜しいでしょうか。	任意事業を実施する企業のみで「JSCの承認」及び「任意事業に係る計画書作成」などに対応することはできません。なお、任意事業協定書(案)については、落札者決定後に示す予定です。
79 (198)	業務要求水準書	5	15		任意事業	自らフィールドを活用して主催するイベントを実施することは、任意事業ではなく特定事業であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。特定事業以外で本敷地・本施設等を利用することはできませんので、任意事業として実施することはできません。 イベントの内容が不明ですので、特定事業に該当するかの回答は控えさせていただきます。
80 (199)	業務要求水準書	5	15		任意事業	施設の屋根や敷地内の空きスペースを活用して太陽光パネルを設置して事業者に売電するような事業は、任意事業となるのでしょうか。	本敷地・本施設等を特定事業以外に利用することはできませんので、任意事業者が本敷地内に太陽光パネルを設置することはできませんが、事業者が設置した太陽光パネルにより発電された余剰電力を任意事業者が買取り、販売することは任意事業として実施することができます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
81	業務要求水準書	5	15		②任意事業	「また、特定事業以外に本敷地・本施設等を利用することはできないものとする。」との記載がありますが、恒常的ではなく、仮設のテントを設営し、一時的なイベントを敷地内で開催することも想定されていないとの理解であっておりますでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、イベントの内容にもよりますが、特定事業に該当するものの実施は可能です。
82	業務要求水準書	5	19		②任意事業	任意事業について、特定事業以外に本敷地・本施設等を利用することはできないと記載があり、ホテル事業のような不動産事業を任意事業として実施出来ない事は理解しましたが、施設内の一部を使用して、セミナー、教室を実施するような任意事業も本施設の利用に該当し、許容されないのでしょうか。	本敷地・本施設等を特定事業以外に利用することはできませんので、本施設を使用したセミナーや教室の実施を任意事業として実施することはできません。事業者が特定事業として本施設を使用したセミナーや教室を実施することはできます。
83	業務要求水準書	5	21		任意事業	「任意事業の実施にあたり、実施内容についてあらかじめ JSC の承認を得た上で、関係法令を遵守して実施するものとする」とありますが、各構成企業等が個別に実施する事業について、任意事業に該当する・しない(事前に JSC の承諾を得るべき事業か否か) の判断基準をお示し下さい。	任意事業は、入札説明書等に掲げる特定事業以外の事業であって、本事業との相乗効果が期待できる事業をいいます。「別紙1 業務要求水準書」第1章. 第1節. 3. (3)② 任意事業をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
84	業務要求水準書	5	22		任意事業	「特定事業契約締結後において、適宜、事業者は任意事業に係る計画書を JSC に提出し、JSC による承認を受けて、任意事業協定書を締結する」とありますが、想定されている任意事業協定書に規定される内容についてご教示ください。	任意事業協定書には、手続きやモニタリング等を規定する想定です。なお、任意事業協定書(案)については、落札者決定後に示す予定です。
85	業務要求水準書	5	32	-	第1. 3. (4) 事業期間	「宗教法人明治神宮による神宮第二球場（以下「第二球場」という。）の取り壊し後に I 期の敷地が引き渡され、事業者による工事が着工可能になる。」と記載されておりますが、神宮球場第二球場の取り壊し工事(埋蔵文化財調査や土壌汚染対策工事の影響を含む)により I 期の着工可能時期が図表 1 事業スケジュール(予定)に記載の令和 6 年(2024 年) 2 月 1 日より遅れた場合、その分だけ I 期の供用開始時期の期限をずらしていただけるという理解で宜しいでしょうか。	事業用地の引渡し時期の遅れにより、施設整備期間内に工事を完成することができない理由が事業者から JSC に明示され、JSC が必要であると認めるときは、供用開始時期の期限を変更することが可能です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
86	業務要求水準書	5	32	-	第1. 3. (4) 事業期間	「宗教法人明治神宮による明治神宮野球場（以下「神宮野球場」という。）の取り壊し後にⅡ期の敷地が引き渡され、事業者による工事が着工可能になる。」と記載されておりますが、神宮野球場の取り壊し工事によりⅡ期の着工可能時期が図表1 事業スケジュール(予定)に記載の令和15年(2033年)3月1日より遅れた場合、その分だけⅡ期の供用開始時期の目安をずらしていただけるという理解で宜しいでしょうか。	質問 No. 85 の回答をご参照ください。
87 (200)	業務要求水準書	6	4		事業期間	「スポーツ博物館の引渡し日の翌日(引渡後の最初の午前0時)から」とありますが、月末引渡しとした場合は1日 00:00 からと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
88 (201)	業務要求水準書	6	7	図表 1	事業スケジュール	「供用開始時期は事業者の提案による」とありますが、引渡日、供用開始日それぞれ事業者任意の提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	敷地引渡し日については、JSC が引渡しを受けるものであるため、事業者の提案を受けるものではありません。 施設引渡し日については、ご理解のとおりです。「別紙 5 特定事業契約書(案)」第 64 条及び第 65 条をご参照ください。 供用開始日については、I 期の供用開始日は「別紙 1 業務要求水準書」図表 1 に示す期限以前の日で事業者の提案によるものとします。II 期の供用開始日はご理解のとおりです。
89	業務要求水準書	8	4、5	第 1 章総則 第 3 節事業地区及び本拠地に関する事項 図表 2	3. 計画地の概要	都市計画決定後（想定）、本敷地の建ぺい率が、都市計画法、風致地区とも 60% に変更されます。本敷地は、用地引渡し条件 ②より、A-7 地区の単独敷地になります。敷地南側は道路境界線となることから、建築基準法（第 53 条第 3 項第 2 号）により、建ぺい率の緩和を受けることができると考えて宜しいでしょうか。実施方針に関する質問及び回答一覧 236 番では「今後、決定される都市計画（地区計画）の内容を踏まえて、応募者においてご判断下さい。」と書かれていましたが、その緩和できる内容の記載がありませんでしたので、明確に回答ください。	今後、決定される地区計画において建ぺい率は 60% と記載される予定であり、建ぺい率の緩和は受けられない想定です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
90	業務要求水準書	9	3	第1章総則 第3節事業地区及び 本拠地に関する事項	4. 本敷地及び本 施設等の条件 ② 敷地条件	2期工事エリアは、現在ゴルフ場駐車場と神宮球場として利用されています。I期供用開始後、II期の敷地引渡しまでの間の期間において、神宮野球場の運用を阻害しない範囲で、II期敷地内の車路や駐車スペースを「ラグビー場の臨時車路」として利用させていただくことは可能でしょうか。	事業提案時において、II期敷地を「ラグビー場の臨時車路」として計画することは認められません。
91	業務要求水準書	10	6		駐車場入り口等	「駐車場計画については、企画提案時点では、路外駐車場ではなく、関係者駐車場のみを想定している。」とありますが、企画提案以降、実施段階においてJSCほか関係各所に協議の上、変更となる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	企画提案時点では、本施設の駐車場は路外駐車場ではなく関係者駐車場として再開発事業の手続きを進めていることから、路外駐車場に変更となることは想定されていません。
92	業務要求水準書	10	6	第1章 第3節 4 (1) ③	駐車場入り口等	「駐車場計画については、企画提案時点では、路外駐車場ではなく、関係者駐車場のみを想定している。」とありますが、路外駐車場とすることも可能でしょうか。	質問No. 91の回答をご参照ください。
93	業務要求水準書	10	6		③駐車場入り口等	II期南側の新設区道については、曜日や時間による交通規制はされないものと考えて良いか。また、大型車両の通行規制も無いものと考えて良いか。	現段階では、曜日や時間による交通規制、大型車両の通行規制は想定していません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
94	業務要求水準書	10	11	第1章. 第3節. 4. (1)	③駐車場入り口等	関係者駐車場のみを想定とありますが、駐車場には誘導員は必要でしょうか。また、関係者対応として誘導員を常備配置した方がよいのか、催しに応じてよいのかご教示ください。	関係機関との協議において、「参考資料7 (仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業 A-7 地区 (ラグビー場棟) 駐車場計画」のとおり、関係機関とはイベント実施時における大型車両の入出庫の際に誘導員を配置することとして協議を行っておりますので、事業者において適切に計画してください。また、「別紙1 業務要求水準書」第4章. 第2節5. 駐車場管理業務をご参照ください。
95	業務要求水準書	10	13	④	インフラ協議	各インフラ事業者との協議に関し、実施方針に関する質問回答No.262の通り、提案書提出までの期間において協議不可であることから、インフラは移設できない前提で施設整備を進める必要があるとの理解でよろしいでしょうか。実現性の低い提案を避ける意味で、インフラ移設に関する条件について統一できますと幸いです。	ご理解のとおり、「参考資料8 引渡し時点の埋設管図 (計画)」を前提として計画・提案ください。なお、変更を行う場合は、事業者の責任において行ってください。
96	業務要求水準書	10	25		(1)-⑦ 歩行者デッキ	「…歩行者デッキの位置等については…」とあるが、歩行者デッキの位置及び計画 (構造・向き等) を決定する協議に参画することは可能でしょうか。	原則として市街地再開発事業において地権者及び施行者で決定することとしていますが、事業契約締結後の再開発関係者との調整によります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
97	業務要求水準書	11	2		地盤調査、土壌汚染等	<p>「汚染土壌（中略）、地中埋設物及び埋蔵文化財等が、本事業により存在することが明らかになり、関係法令等に基づく措置が必要となる場合においては、措置等の内容について事前に JSC と協議の上、対応方法等を決定すること。」とありますが、地中障害による除去費用等については、発注者が負う理解でよろしいでしょうか。また、建設工程の遅延が見込まれる場合は供用開始時期などを協議により決定できる理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段について、ご理解のとおりです。詳細は「別紙5 特定事業契約書(案)」第43条をご参照ください。</p> <p>後段について、「別紙3 提出書類の記載要領」様式B-9及び様式E-1の作成にあたり、「参考資料4 用地引き渡し条件①」を参照のうえ、地中埋設物（既存杭等）の撤去に必要な期間について、事業者にて適切に見込んで記載してください。</p> <p>「参考資料4 用地引き渡し条件①」に示した情報から合理的に判断できる範囲を超えた事象が判明し、施設整備期間内に工事を完成することができない理由が事業者から JSC に明示され、JSC が必要であると認めるときは、施設整備期間の延長が可能です。詳細は「別紙5 特定事業契約書(案)」第55条をご参照ください。</p>
98	業務要求水準書	12	21		第1章、第7節、1 要求水準の手続き	<p>「JSC は、事業期間中に次の事由により、要求水準の変更を行うことがある」とありますが、事業者からの要求水準の変更についても協議等応じていただけないでしょうか。</p>	<p>事業者は要求水準の変更を行うことは出来ません。ただし、JSC が「別紙1 業務要求水準書」を変更する場合には、JSC はあらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行います。「別紙5 特定事業契約書(案)」第22条をご参照ください。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
99	業務要求水準書	12	21	-	第1章. 第7節. 1. 要求水準の変更の手続き	「JSCは、事業期間中に～要求水準の変更を行うことがある。」と記載されているが、①～③の事由に該当すれば事業者側からも変更の提案を行うことも可能であるという認識で宜しいでしょうか？	質問 No. 98 の回答をご参照ください。
100 (205)	業務要求水準書	13	19	-	第8節. 2. 大規模修繕等	「ラグビーの大規模な国際大会等を開催するにあたり、国際的な基準の変更に伴い改修等が必要となる場合には、JSCの費用負担により必要となる改修等を実施すること」とありますが、この期間中の休業に伴う補償については行っていないのでしょうか。	「別紙5 特定事業契約書(案)」第82条第4項をご参照ください。休館に伴う事業者への営業補償義務は負担しませんが、運営権の存続期間の延長について協議することができるものとしています。
101	業務要求水準書	13	14	-	2. 大規模修繕等	「ラグビーの大規模な国際大会等を開催するにあたり、国際的な基準の変更に伴い改修等が必要となる場合」は、事業者の責めに帰すべき修繕ではないため、大規模修繕工事期間中の休業に伴う営業補償を検討していただきたい。	質問 No. 100 の回答をご参照ください。
102	業務要求水準書	13	14	-	第1章. 第8節. 2. 大規模修繕等	大規模修繕の対象となる建築部材と設備機器は、耐用年数及び更新周期が異なるため、それぞれの周期に応じた大規模修繕の実施を前提として計画してよろしいでしょうか。	それぞれの周期に応じた大規模修繕の実施を前提として計画(様式E-20、長期修繕計画書)することは差し支えありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
103	業務要求水準書	13	14	-	第1章. 第8節. 2. 大規模修繕等	大規模修繕期間中の休業に伴う補償は行わないとありますが、なるべく影響の少ない設計・施工方法を事業者側で提案し協議することは可能ですか。	可能です。「別紙1 業務要求水準書」第5章. 第2節 8. (1)長期修繕計画書をご参照ください。
104	業務要求水準書	13	19		第1章、第7節、8 大規模修繕等	ラグビーの大規模な国際大会等を開催するにあたり、国際的な基準の変更に伴い改修等が必要となった場合の、改修期間中の休業補償をしていただきたく存じます。	質問 No. 100 の回答をご参照ください。
105 (206)	業務要求水準書	13			損害賠償保険	業務委託先をして保険契約を用意する場合で、当該保険について免責規定があった場合、当該免責部分を契約者が保証することで当該付保要求を満たすと評価いただけますでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、免責規定の範囲が過度に広く、ご質問の方法における契約者の負担が大きい等、保証の確実性に疑義が残る場合は、その限りではありません。
106	業務要求水準書	13	36		第10節. 損害賠償、保険への加入	火災保険については、BTO型のPFI事業でも、所有者である公共側で共済等で付保されるのが通例です。また、近年火災保険の料率値上げは著しく、30年間の事業計画に盛り込むのも困難な状況です。つきましては、事業者所有の家財等資産に付保する事は構いませんが、建物・備品等JSC所有資産については、JSCにて付保されるようご再考いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。建物・備品等JSC所有資産についても、事業者の費用負担で加入してください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
107	業務要求水準書	14	3		第1章、第10節、損害賠償、保険への加入④	イベント等主催者に対してはイベント保険等の加入を義務付けることとありますが、規模によってはかなりの高額になるため、任意にさせていただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとします。
108 (207)	業務要求水準書	14	4		損害補償、保険への加入	動産総合保険の加入について、実施方針回答では、当該保険加入経費は「事業者の費用負担で加入してください」とありますが、改めてサービス対価の内訳に含めて良いかご教示ください。	運営業務「ラグビーその他スポーツの振興に資する業務」に係る内容であり、事業者の費用負担で加入することになります。
109	業務要求水準書	14	4		保険への加入	「⑤必要に応じ、ラグビーに関する展示資料等に対して動産総合保険に加入すること」とありますが、事業者が付保すべき対象となる展示資料等はラグビーミュージアムのみで、スポーツ博物館については別途 JSC で付保されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	業務要求水準書	14	12	-	第1章、第12節、守秘義務の遵守	「業務上知り得た秘密」に関しては、秘密である旨をその都度提示頂けますか。	「業務上知り得た秘密」に関しては都度提示はいたしません。「業務上知り得た秘密」とは、「別紙5 特定事業契約書(案)」第126条1(1)～(3)に掲げる情報を除く、全ての情報等となります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
111	業務要求水準書	16	19- 24		③観戦者が快適かつ臨場感を持って観戦できる環境の整備	ラグビーの試合・大会を想定して整備された観戦環境について、ラグビー協会等での利用を担保いただけるでしょうか。	「添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について」のとおり、本施設の利用を予定しています。 ただし、要求水準に記載されていない部屋・備品・設備などの常時利用を担保するものではありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
112	業務要求水準書	18		図表 3	(9) 文化交流機能	<p>機能別面積が約 2,210m² と記載されていますが、「要求水準書 添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書」の第 2 章 1. (2) では、「全体面積としては、建築基準法上の容積対象面積として、2,400 m² の 95% 以上 100% 以下とするが、限りなく上限に近付けること。」と指定されており、下限の 2280m² (2400×0.95) でも既に、上述の機能別面積の大きさを超えています。が、「要求水準書 添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書」を正とするとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、「2,400 m² の 95% 以上 100% 以下」を正とする場合、「我が国のラグビーの発展の歴史やラグビーの魅力を伝える文化的・歴史的資料等の展示（以下「ラグビーミュージアム」という。）」は、「2,400 m² の 95% 以上 100% 以下」の外側の面積として想定する必要があるとの理解で合っていますでしょうか。</p>	<p>前段について、スポーツ博物館の全体面積は、「添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書」第 2 章. 1. (2) 及び(3)のとおりです。「別紙 1 業務要求水準書」第 2 章. 第 2 節. 1. 図表 3 の機能別面積は JSC が各機能を満たす上で必要と想定した面積であり、備考 1 に記載のとおり、エレベーター、階段、廊下は機能別面積に含まれておりません。</p> <p>後段について、「添付資料 2 スポーツ博物館要求水準書」第 2 章. 1. (2) はスポーツ博物館の全体面積に係る記載であり、ラグビーミュージアムに係る記載ではありません。ラグビーミュージアムの位置づけは、「添付資料 8 各室性能表」の特記事項の記載のとおりであり、個別に面積が計上されることを想定していません。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
113	業務要求水準書	18		本施設等の施設構成 (導入機能と規模)	(9) 文化交流機能	文化交流機能については、スポーツ博物館とラグビーミュージアムを合わせた合計面積で2,210 m ² ということが良いか。添付資料3 スポーツ博物館各室性能表の要求面積の合計だけで2,260 m ² となるが、ラグビーミュージアムの必要面積はどの程度か。	質問 No. 112 の回答をご参照ください。 ラグビーミュージアムは、コンコース等の壁等を利用することを想定しており、必要面積はありません。
114	業務要求水準書	19	4	第2章施設整備 第2節設計及び建設 の前提条件	1. 施設構成と導入機能及び規模	本施設等の延べ面積は、事業者の提案に基づき関連法規を満たす中で最大限確保と記述されています。本施設等の各室面積を「各室性能表」に掲げる「合計面積」に示す面積の95%以上を確保した上で、合理的な計画jを行い延べ面積を算定することとし、延べ面積には下限値は定められていないと考えて宜しいでしょうか。(実施方針に関する質問及び回答一覧246番には、延べ面積の下限値は95%以上とありましたが、誤記と考えて宜しいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
115	業務要求水準書	19	5		1室あたりの必要面積	「本施設等の各室面積は【添付資料8】「各室性能表」に掲げる「合計面積」に示す面積の95%以上とする」とありますが、「合計面積」の95%以上を確保していれば、添付資料8に記載の「1室あたりの必要面積」については、制限がないものとの理解でよろしいでしょうか。	「1室あたりの必要面積」についても95%以上とします。ご指摘を踏まえて、「別紙1 業務要求水準書」の記載を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
116	業務要求水準書	19	12		ラグビーミュージアムの工事期間	「スポーツ博物館についてはⅠ期・Ⅱ期のいずれの整備でも可とする」とありますが、ラグビーミュージアムについては、Ⅰ期に整備するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「添付資料 8 各室性能表」をご参照ください。
117	業務要求水準書	19	12		スポーツ博物館	「スポーツ博物館についてはⅠ期・Ⅱ期のいずれの整備でも可とする」こと、および入札説明書等により「スポーツ博物館の維持管理期間は、スポーツ博物館の引渡日の翌日から運営権設定日の 30 年後の応当日の前日までとする」ことから、スポーツ博物館をⅡ期で整備した場合の維持管理期間は約 24 年間との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	業務要求水準書	19	13		Ⅱ期工事期間	「Ⅱ期工事中において、ラグビーの試合や大会等に支障がないよう計画すること」とありますが、Ⅱ期工事期間中も「JRFU との連携協力協定に基づき必要な利用日数を確保」できるよう計画するとの理解でよろしいでしょうか。	Ⅱ期工事期間中も JRFU 等と連携・協議の上、必要な利用日数を確保できるよう計画してください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
119	業務要求水準書	19	21	第2章 第2節 3 (1) 図表4	総座席数	「チーム用スタンド席」が30席とありますが、「ラグビーワールドカップ2019開催都市ガイドライン」の40ページに記載されたチームベンチがそれに該当するものと考えてよろしいでしょうか。また、座席寸法や一般席との分離の可否等の座席の個別性能の要求水準はありますでしょうか。	ご理解のとおりです。 「ラグビーワールドカップ2019開催都市ガイドライン」の40ページに記載されたチームベンチ【スタンド：15席（1チームにつき）】に該当するものです。 そのため、チームベンチとして利用可能なものとして整備いただく必要があります（例えば、選手が座ることが配慮されたサイズであれば、指定の寸法はありませんが、一般席から入れないこと等が求められます。）。
120	業務要求水準書	20	4		付加アメニティ席	付加アメニティ席は、「一般席」の座席数の1.0%以上を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	業務要求水準書	20	4	第2章施設整備 第2節設計及び建設 の前提条件	5. フィールドの条件 エ、オ	「オ 競技区域の天井高さは35m以上確保すること。」とありますが、競技区域以外のフィールド周辺区域の上部をコンコース等に利用することは可能でしょうか。	可能です。なお、競技環境及び観戦環境に支障がないようにしてください。
122	業務要求水準書	20	8	第2章 第2節 3 (2)	アリーナ席	「フィールドを利用したアリーナ席として5,000席以上設ける」とありますが、5000席を超えて設けた席については任意で設置した席として要求水準の対象範囲外と理解して宜しいでしょうか。	要求水準を超えて設置した席においても、要求水準を満たす必要があります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
123	業務要求水準書	20	8		(2)アリーナ席	フィールドを利用した 5,000 席以上のアリーナ席は、ラグビー試合時には使用せず、コンサート等のイベント時にのみ使用する席との考え方で良いか。	ご理解のとおりです。
124	業務要求水準書	20	12		アリーナ席へのアクセス	アリーナ席については、「地上階から直接アクセスできるように計画すること」とありますが、アリーナ席と地上階に高低差があっても、スロープや階段で直接アクセスできるように計画すればよいものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ユニバーサルデザイン等に配慮しながら、応募グループにおいてご判断ください。なお、地上階及びアリーナ階以外の階の経由は認められません。
125	業務要求水準書	20	12		第2章、第2節、3、(2)アリーナ席	地上階から直接アクセスできるように計画することとありますが、これは車いすのお客様等への配慮という認識でよろしいでしょうか。その場合、車いすのお客様のアリーナ席への動線が確保されていれば、地上階からのアクセスができない提案でも可としていただけないでしょうか。バックヤードの諸室配置を踏まえると、スペースが限られており、その中で地上階にもお客様動線を組み込むのは、逆にオペレーション上厳しい可能性があります。	地上階からのアクセスができない提案は認められません。質問 No. 124 の回答をご参照ください。 該当箇所は、車いす使用者に限定した記載ではありません。 また、「別紙1 業務要求水準書」第2章、第4節. 1. (8)①アのとおり、車いす使用者等の動線は、一般観客動線から極力分けないうルートとなるよう計画することが求められます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
126	業務要求水準書	20	22	第2章 第2節 5 ウ	フィールドの条件	「インゴールは各 10mとし、ライン（幅 100mm）はピッチの外に書くこと」とありますが、ライン幅についてはインゴールの外ラインであるデッドボールラインについてのみの言及と理解して宜しいでしょうか。 その場合タッチライン間の距離については、ラインの芯で 70mと設定すると理解して宜しいでしょうか。	競技区域の寸法は内・内のものであり、デッドボールライン、タッチラインはいずれも、外側にライン（幅 100mm）を設定してください。
127	業務要求水準書	20	23	第2章 第2節 5 エ	フィールドの条件	「周辺区域はメインスタンド側 8m、バックスタンド側 6m、サイドスタンド側 7mを確保すること。」とありますが、数値は必要最低寸法で、表記数値より長い数値とすることも可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、「別紙1 業務要求水準書」第2章. 第1節. 2. (2)③のとおり、観客が競技者と一体感を感じられるような、臨場感あふれる観戦環境が創出されることが求められます。
128	業務要求水準書	21	15	-	第2章. 第3節. 2. 環境保全性に関する性能	「ZEB Oriented」以上の認証は「ラグビーミュージアム」を除いた範囲（用語定義上の「本施設」）を対象範囲とすることは可能でしょうか。	本施設等を対象とします。 なお、本施設には、「ラグビーミュージアム」は含まれます。（「本施設」は「本施設等」から「スポーツ博物館」を除く運営権の設定対象施設を指します。）

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
129	業務要求水準書	23	7		第2章. 第3節. 3. (1)防災性に関する性能	帰宅困難者約 840 名の算出根拠をお示しください。	「閲覧資料1 企画提案書」第5章2、4) 防災・防犯計画をご確認ください。(以下、該当箇所の抜粋) 一時避難場所の受入可能人数：約 840 人 ＝ 一時避難場所約 1,400 m ² / 1.65 m ² /人※ ※「東京都帰宅困難者対策ハンドブック」より
130	業務要求水準書	23	7	3 (1)	帰宅困難者数	帰宅困難者 (840 人) の算定根拠についてご教示ください。また、備蓄品の数量も帰宅困難者人数に応じて設定するという理解でよろしいでしょうか。	「別紙1 業務要求水準書」第2章. 第3節 3. (1)に記載している帰宅困難者 (約 840 名) の算定根拠については、質問 No. 129 の回答をご参照ください。 後段について、ご質問の備蓄品が「別紙1 業務要求水準書」第4章. 第2節. 9. (2)②を指しているのであれば、ご理解のとおりです。
131	業務要求水準書	23	23		水害対策 過去に生じた最大の水位	「水害対策として、本敷地において過去に生じた最大の水位 (中略) に対して、施設への浸水を防ぐ計画とする」とありますが、本敷地において過去に生じた最大の水位に関する情報をお示しいただけますでしょうか。	公表されているハザードマップ等を考慮し、応募グループにて想定・計画してください。
132	業務要求水準書	24	34		ユニバーサルデザインワークショップ	ユニバーサルデザインワークショップの開催費用は事業者の負担となりますか。	事業者負担となります (施設整備費に含まれます)。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
133	業務要求水準書	26	1	第2章 第4節 1 (2) ②	配置計画	「最大観客席数に応じた人溜まり空間を確保した計画」とありますが、人溜まり空間の基準はありますでしょうか。	「別紙1 業務要求水準書」に記載以外の条件はありません。法令等を踏まえ、応募グループにおいて適切にご検討ください。
134	業務要求水準書	26	10	第4節 1. (2)	最大観客席数	「最大観客席数」とは、P. 19「図表5 総座席数」記載の15,422席以上と考えて計画するという理解でよろしいでしょうか。	最大観客席数は、事業者が提案する、スタンド席(15,422席以上)及びアリーナ席(5,000席以上)をあわせた全ての観客席数を指します。
135	業務要求水準書	26	22	第2章. 第4節. 1	(4)内部諸室計画	敷地内は原則禁煙とありますが、喫煙スペースを設置することは不要という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	業務要求水準書	26	22	第2章施設整備 第4節施設計画(個別)	1. 建築性能 (4) 内部諸室計画	「③ 敷地内は、原則禁煙とする。」とありますが、例えば、VIP関連機能には例外として喫煙室等を設ける提案も可能でしょうか。	原則は禁煙です。関係法令の遵守を前提のうち、応募グループにおいてご判断ください。
137	業務要求水準書	27	18	第2章施設整備 第4節施設計画(個別)	1. 建築性能 (5) 動線計画③利用者 毎の動線計画 ア 競技者等	「a. 競技者等の本施設へのアクセスは選手バスを想定し、公道から地下駐車場に入り、競技者等専用エントランスへのアクセスが円滑に行えるよう計画する。なお、競技者等の荷物についてチーム更衣室等への搬出入が効率的に行えるよう、地上にチーム車両が寄り付けるような計画とすることが望ましい。」とありますが、地上に選手バスが寄り付けるエントランスを設け、地下には競技者等専用エントランスを設けない計画とすることはできますか。	該当箇所の記載のとおり、ご質問の計画とすることは認められません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
138	業務要求水準書	27	22	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能 (5) 動線計画③利用者 毎の動線計画 ア 競技者等	「b. 対戦チーム同士の動線が交錯しないよう計画する。ただしフィールドへの出入口付近や選手用医務室等、競技及び運営上、対戦チーム同士が近づくことが必要な場所においてはこの限りではない。」とありますが、選手バスの到着時間差を考慮し、競技者等専用エントランス及び選手用エレベーター・階段を対戦チーム同士で兼用することは可能でしょうか。	該当箇所の記載のとおり、ご質問の計画とすることは認められません。
139	業務要求水準書	27	25	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能 (5) 動線計画③利用者 毎の動線計画 ア 競技者等	「c. 専用エントランスからチーム更衣室等の選手諸室を經由し、メインスタンド側中央部分からフィールドへアプローチできる専用動線を計画する。」とありますが、動線は運営者・審判・スタッフが通行しても宜しいでしょうか。	セキュリティ面や試合運用上、支障のない範囲であれば、競技運営の関係者が通行することは問題ありません。ご指摘を踏まえて、「別紙1 業務要求水準書」を修正します。
140	業務要求水準書	28	7	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能 (5) 動線計画③利用者 毎の動線計画 ウ 観客 (VVIP・VIP)	「d. VIP 動線は、その他機能動線と交錯のない計画とする。ただし、VIP が徒歩でアクセスする場合は、一部一般観客動線の活用も視野に、VIP のみVIP 関連諸室への専用動線にアクセスできる計画とする。」とありますが、例えば一般観客コンコースからVIP エリアにアクセスできる計画としても宜しいでしょうか。	徒歩でアクセスするVIP 動線について、一般観客コンコースからアクセスする計画とすることは問題ありません。別途、車両でのアクセスを考慮した動線を計画する必要があります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
141	業務要求水準書	28	24		第2章. 第4節. (6)セキュリティ計画	車両、搬入物のスクリーニングに関する要求水準はありますでしょうか。	観客、競技者、運営関係者等の安全が確保できるセキュリティ計画として、応募グループにおいてご判断ください。
142	業務要求水準書	28	27	第2章. 第4節. 1	(6)セキュリティ計画	手荷物検査の実施とありますが、実施するのは事業者又は、本施設を利用する主催者どちらが実施するのかご教示ください。	実施する者の指定はありません。催事として利用する際は、主催者で実施することを想定しています。
143	業務要求水準書	28	35	第2章. 第4節. 1	(7) 警備計画	警察指令室、消防指令室は、本施設等で事件・事故・火災の発生もしくはVIP 対応等、警備の必要が生じた際の警察・消防の指揮所となる部屋であり、常時、警察・消防の方が詰めている訳ではないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	業務要求水準書	29	4		第2章、第2節、 3、(7)警備計画	防災センター、管理室、運営本部、警察指令室、消防指令室において監視カメラの映像確認、カメラ切替や録画再生、停止拡大等の操作を行える計画とありますが、全てを網羅すると運営コストが膨らんでしまうため、例えば防災センター、管理室、運営本部を同室内にスペースを区切って配置し、各スタッフは防災センターの監視カメラを活用するオペレーションとする提案でも可能でしょうか。	ご質問の提案は可能ではありません。該当箇所の記載のとおり、防災センター、管理室、運営本部、警察指令室、消防指令室において監視カメラの映像確認、カメラ切替や録画再生、停止拡大等の操作を行える計画とする必要があります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
145	業務要求水準書	30	18	第1章 第4節 1 (9) ①	サイトラインとC値	「全ての席でC値 60mm以上を確保する。」とありますが、フォーカルポイントはメインバックスタンド側はタッチラインでしょうか。サイドスタンド側はデッドボールライン・ゴールラインどちらでしょうか。またフォーカルポイントはラインの芯で、高さはフィールドレベル上と考えて宜しいでしょうか。	フォーカルポイントについて、メインスタンド及びバックスタンド側はタッチライン、サイドスタンド側はデッドボールラインとなります。 後段について、位置はラインの芯（ラインの中心）、高さはフィールドレベル（競技区域の高さ）となります。
146	業務要求水準書	30	21	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能 (9) 観客席の計画 ①サイトラインとC値	エ全ての席について、見切り席がない計画とするのは、ラグビー観戦時のみで、その他イベントを開催する場合は、運営関係者の管理で柔軟に運用することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 全ての席について、ラグビー競技の観戦時に見切りとならない計画としてください。 その他のイベントの場合、ステージの位置などで席の一部が見切りとなる運用とすることは差し支えありません。
147	業務要求水準書	30	27	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能 (9) 観客席の計画 ②車いす席、 同伴者席、付加アメニティ席	エ方向転回に必要な後方最低 1000mm は、ウ車いす席へ至る通路の有効幅員 1200mmに含めることよろしいでしょうか。後方の通路の定義をご教示ください。	ご理解のとおり、方向展開に必要な 1,000mm 以上は、車いす席へ至る通路の有効幅員 1,200mm 以上に含まれます。 また、文章の趣旨については、TOKYO2020 アクセシビリティガイドラインをご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
148	業務要求水準書	30	27	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能 （9）観客席の計画 ②車いす席、 同伴者席、付加アメニティ席	エ後方の通路を含めた車いす使用者と同伴者座席に必要なスペースは全体で、1400mm×2500mm とすると記述されています。P31⑦座席の個別性能に記述の、車いす席、同伴者席の座席寸法と合計値に差異があります。	ご指摘を踏まえて「別紙1 業務要求水準書」を修正します。 横幅は、車いす席の幅900mm以上と同伴者席の幅520mm以上をあわせた1,420mm以上とし、奥行は、車いす席の奥行1,300mm以上と車いす席へ至る通路の有効幅員1,200mm以上をあわせた2,500mm以上とします。
149	業務要求水準書	30	27	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能 （9）観客席の計画 ②車いす席、 同伴者席、付加アメニティ席	車いす使用者と同伴者座席に必要なスペースについて、記述に相違があるようなので、通路との関係性も含めた図等をご提示いただけますでしょうか。	質問 No. 147 及び質問 No. 148 の回答をご参照ください。
150	業務要求水準書	30	27	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能 （9）観客席の計画 ②車いす席、 同伴者席、付加アメニティ席	カ 車いす席、付加アメニティ席用に電源コンセントを設置するのは、隣り合う席でコンセントを兼用するなど、効率的運用を考慮した応募者提案をすることは可能か。	原文のとおりとします。 ただし、ユニバーサルデザインワークショップ等において調整してください。
151	業務要求水準書	30	38		バルコニー席	貴賓室・VIP ラウンジ・観戦ボックスには、それぞれバルコニー席を設けることになっていますが、貴賓室・VIP ラウンジ・観戦ボックスの各必要面積（添付資料8に記載）は、バルコニー席を含めた面積との理解でよろしいでしょうか。	貴賓室・VIP ラウンジ・観戦ボックスの各必要面積「添付資料8 各室性能表」は、部屋として必要な面積であり、バルコニー席の面積は含まれません。各部屋の必要面積を満たしたうえで、バルコニー席の面積が別途必要です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
152	業務要求水準書	31	27		座席の個別性能	一般席の寸法・仕様について、類似施設との差が非常に大きく、施設の収容人数を圧迫して、入場料収入や施設使用料、飲食・物販売上など、事業全体の収益性に大きな影響を及ぼす水準となっている。一般席の寸法・仕様には制限を設けず、収益性や観戦体験等を総合的に鑑みて自由な提案を可能にする再考をお願いしたい。	原文のとおりとします。
153	業務要求水準書	33	29		第2章、第4節、1、(12)、④その他	アリーナレベルに5,000名に対応するトイレを設置することは設計上厳しい点と、本施設は既存のアリーナ施設とは違い、ドームやスタジアム等と諸室関係は比較する必要がある(既存のドームやスタジアムにおいて、アリーナレベルに観客用トイレを設置している施設はないと認識しています)点を踏まえ、必須要件から除外していただけないでしょうか。	アリーナ席に対応したトイレの配置は必要です。ただし、一部は、アリーナレベル以外の階への配置も可能なように、「別紙1 業務要求水準書」を修正します。
154	業務要求水準書	33	32	第2章施設整備 第4節施設計画(個別)	1. 建築性能 (12) トイレ計画 ④その他	⑫ブースの出店などに対応するため、外部での電源、給排水設備、スペース等を確保できる計画と記述されています。ブースを出店する際に、例えば電源車などの乗り入れが必要な場合、事前に必要な舗装を計画することで、施設管理者の判断で随時車両の侵入は可能であると考えて宜しいでしょうか。	第2章. 第4節. 1. (12)④にご質問の記載はありませんので、第2章. 第4節. 1. (16)⑫のご質問として回答します。 必要な手続き・調整を行う前提で、応募グループにおいてご判断ください。 なお、「別紙1 業務要求水準書」第2章. 第4節 1. (⑤)①屋外動線計画等のその他の要求水準を満たす計画としてください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
155	業務要求水準書	35	14	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能（14） 駐車場計画②スロープ	「ア 1/12 以上の緩勾配を 10m 以上設ける。急勾配は 1/6 以下とする。」とありますが、南西側スロープとは別に、一般車両用のスロープを設ける場合は、緩勾配は 10m 未満としても宜しいでしょうか。	一般車両用のスロープについて、ア及びウに記載の条件は対象外とします。ご指摘を踏まえて、「別紙 1 業務要求水準書」を修正します。
156	業務要求水準書	35	25	第2章施設整備 第4節施設計画（個別）	1. 建築性能（14） 駐車場計画③競技者等	「イ 競技者等専用エントランスの近くに、選手バス 4 台分の駐車スペース、乗降スペースを確保する。」とありますが、乗降スペースは 4 台分確保しなくてもよろしいでしょうか。	乗降スペースを 4 台分確保する必要はありません。
157	業務要求水準書	35	29- 30		④観客（VIP）	イ 「VIP 専用エントランスへ」は、VVIP 専用エントランスへで良いでしょうか。	VVIP、VIP とともに「VIP 専用エントランス」を利用する想定の記事として記載しています。「別紙 1 業務要求水準書」第 2 章. 第 4 節. 1. (5)③ウ観客（VVIP・VIP）及び「別添資料 1 用語の定義」に記載のとおり、VVIP と VIP とでそれぞれ専用のエントランスを計画することを条件としておりません（それぞれ専用のエントランスを計画することを妨げるものではありません）。
158	業務要求水準書	36	11		第 2 章. 第 4 節. (16) 外構計画⑦	無断駐車対策はハード的な設備対策を講じるという理解で宜しいでしょうか。	ハード面での対策を講じていただくことを想定していますが、警備などソフト面での対策と組み合わせた総合的な提案を行うことも可能です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
159	業務要求水準書	41	13	オ b.	競技用照明	競技用照明器具は2系統の配線計画とありますが、千鳥点滅対応するなど、電源を2系統で分けて配線する計画と考えるとよろしいでしょうか。	非常時にも競技の継続ができるように、2系統の配線としています。
160 (208)	業務要求水準書	42	8		非常用発電設備	施設整備の要求水準ではありますが、事業終了前の「連続運転試験」は、維持管理業務の要求水準と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、「別紙1 業務要求水準書」第5章.第1節.10.を修正します。
161	業務要求水準書	42	8	①	発電設備	非常用発電設備の仕様について、ア、イの記載がありますが、アとイを同時に実現する必要はないと考えるとよろしいでしょうか。 競技継続と帰宅困難者対応が同時に発生することはないと考えます。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、「添付資料8 各室性能表」を修正します。
162	業務要求水準書	42	32- 34		(9) 構内情報通信網設備	高密度 Wifi などの品質基準については応募者の判断でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 利用者が大容量の通信を同時に行った場合も快適性を損なわない品質にて検討ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
163	業務要求水準書	43	20-21		(12) 競技用映像設備	入札公告の通りラグビー協会団体等への接触が禁止されているが、施設計画に影響のある荷重、スペースについて、ラグビー協会団体等の確認方法等はあるでしょうか。また、導入する設備の利用を担保していただく事は可能でしょうか。	公平公正な審査のため、ご質問の確認を含め、JRFU 等に本事業に関して接触することは認められません。 後段について、ラグビー競技として使用される競技用映像設備について要求水準として示しているものであり、事業者が提案・導入する全ての設備について、JRFU 等による常時利用を担保するものではありません。
164 (209)	業務要求水準書	45	1		防犯管理設備及び入退室管理設備	当該設備について、警備会社によるリースやレンタルによる設置は認められますでしょうか。その場合は、事業期間終了後も警備会社とのリース又はレンタルの契約を JSC に引き継いで頂くことは可能でしょうか。	リースやレンタルによる設置は可能です。その場合、JSC が事業者と同様にリースにより調達する等の理由で認めた場合を除き、事業終了時には、事業者が同等の設備を整備することとします。
165	業務要求水準書	45	26		第2章. 第4節. 4. (17)監視カメラ設備	監視カメラ映像の保存期間について想定があればご教示ください。	セキュリティ計画とともに、応募グループの提案によるものとします。 また、「別添資料2 スポーツ博物館要求水準書」第2章. 4. (11)もご参考ください。
166	業務要求水準書	46	13	②	防災設備	防災設備の多言語対応は、4か国語(日・英・中・韓)対応でよろしいでしょうか。	4か国語程度を想定しておりますが、詳細は、応募グループの提案によるものとします。(ユニバーサルデザインワークショップ等において調整願います)。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
167	業務要求水準書	53	7	第2章. 第5節. 2	②エネルギー使用量の予測	スポーツ博物館の負担値の内訳とともに提出とありますが、スポーツ博物館で発生する電力、ガス及び水道等の費用はJSCにて負担という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、「添付資料2 スポーツ博物館要求水準書」第3章、「別紙7 サービス対価の算出及び支払方法」第5及び「別紙3 提出書類の記載要領」様式A-3-2④を修正します。
168 (210)	業務要求水準書	53	15		事業パンフレットの作成	パンフレットや事業紹介ポスターは、工事着手時及び工事完了時（Ⅰ期、Ⅱ期）に3度作成すればよろしいでしょうか。また、それぞれ部数は何部必要になるのでしょうか。	作成時期については、ご理解のとおりです。部数等については、業務要求水準書の「添付資料11 各業務に関する成果物」のとおりです。ご指摘を踏まえて、「別紙1 業務要求水準書」及び「添付資料11 各業務に関する成果物」を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
169	業務要求水準書	54, 80	16, 10		第2章 第5節 2. (11) ①および 第5章 第1節 9.	「貸与資料等の情報については、工事履行に必要な範囲に限り使用するものとし、契約履行の完了と同時に JSC に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は破棄する」及び「JSC は、維持管理・運営期間中、必要に応じて本施設等の図面その他の資料を事業者に貸与する。事業者はこれを善管注意義務を払って管理し、事業期間終了時に JSC に返却する」旨の記載がございますが、法令による保管義務又は業務記録等として一部資料の保管が必要となる場合において、秘密情報を含む書面及び複写物等を保管することは、本条の規定に反するものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 JSC の承諾を得て、適切に情報（必要な情報に限定）を管理する場合、該当箇所の記載に反するものではありません。
170	業務要求水準書	54	34		第2章 第5節 2. (12) ①	「JSC が必要とする現場見学会等を開催する場合には、事業者はこれに協力する」及び「JSC が本施設等の建設に関する近隣説明会、現場見学会、内覧会等を行う場合、事業者は、JSC の求めに応じて必要な協力を行う」旨の記載がございますが、これは工程や施工計画等に影響を与えない範囲において協力するものと考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて工程を工夫いただくなど、できる限りの範囲で協力いただくことを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
171	業務要求水準書	55	4		第2章 第5節 2. (12) ③	「その他、JSCより申し出のあった調査等に協力する」旨の記載がございますが、これは工程や施工計画等に影響を与えない範囲において協力するものと考えてよろしいでしょうか。	質問 No. 170 の回答をご参照ください。
172	業務要求水準書	55	9		第2章 第5節 2. (14)	「近隣説明」及び「近隣対策」に関する記載がございますが、近隣を含む第三者との折衝及び説明会等の対応に際し、事業者だけでは対応が困難な場合には、JSC様にも協力いただけますでしょうか。	原則、事業者が説明することを想定していますが、必要に応じてJSCも協力します。
173	業務要求水準書	55	9		第2章、第5節、 2、(14)近隣対策	近隣住民に対して説明会等を開催する場合、近隣とみなされる範囲(施設から半径1キロ以内等)の明確な基準はあるでしょうか。	関係機関と調整・協議のうえ、事業者においてご判断ください。
174	業務要求水準書	55	20	-	第2章、第5節、3. 設計業務(1)調査	「事業者は、必要に応じて事業敷地に関する設備の社会基盤調査、敷地調査(平面・高低)、電波障害事前調査、土壌調査、生活環境に関わる調査(風害、日照、景観等)、埋蔵文化財調査、追加地盤調査、風洞実験等を行う(神宮野球場解体後のⅡ期施工対象敷地についても同様)。調査毎に調査計画書及び調査報告書を作成し、JSCに提出する。」とありますが、これは設計変更した場合等を想定してのことでしょうか。	設計変更に限らず、本事業の設計や建設などを実施するにあたり、入札公告時に示された情報からは判断できない内容があれば、必要に応じて事業者が調査を行うことを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
175	業務要求水準書	58	32		第2章 第5節 3. (10) ③	「JSC が設計及び工事期間中に行う協議、申請及び手続き等において協力を求めた場合には、添付図面の提出等の必要な補助作業を行う」旨の記載がございますが、当該の作業に伴い追加費用が生じる場合は、事業費変更の対象としていただけますでしょうか。	施設整備費の変更の対象とすることは想定していません。 (ただし、本事業に無関係な手続き等である場合などは変更の対象となります。)
176	業務要求水準書	61	5-7		(13) ヴァーチャル・リアリティ (VR) 資料の作成	想定される利用用途、利用時期をご教示願います。	利用用途は、本施設等を広く紹介するため、利用時期は施設完成後になりますが、事業者の提案(作成資料の方針)を踏まえ、調整・協議することを想定しています。
177	業務要求水準書	61	17, 28		第2章 第5節 4. (15) ①, ② および (16)	建設業務の範囲として「電波障害対策」、 「携帯電話不感知対策」及び「電波伝搬障害対策」に関する記載がございますが、本事業の目的物に起因して対策が必要となった場合及び、近隣を含む第三者に損害が生じた場合には、JSC 様の費用負担にて処理・解決いただき、事業者は協力するものとさせていただきいただけますでしょうか。	「電波障害対策」、「携帯電話不感知対策」及び「電波伝搬障害対策」については、事業者の提案する建物形状等に応じて、対策の要不要が変わり得るものであり、対策費用は事業者が負担するものとします。ご指摘を踏まえて、「別紙1 業務要求水準書」の該当箇所を修正します。
178	業務要求水準書	62	1		電波伝搬障害対策	本施設等が重要無線通信障害原因となることを、要求水準の充足のために合理的に回避できなかった場合でも、必要対策費は事業者の負担となりますか。	質問 No. 177 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
179	業務要求水準書	62	4		第2章 第5節 4. (17) ②	「各参考資料及び業務要求水準書に明示されていない地中障害物が発見された場合、事業者は、その撤去、搬出及び処分についてJSCと協議する」及び施設整備費に「地中埋設物」を含める等の趣旨で記載がございますが、今回ご提示いただいた資料に明示がなく、事業者が予期できない地中障害物又は残置物の存在が判明した場合には、必要な範囲で事業費及び工事期間の変更を認めていただけますでしょうか。	「参考資料4 用地引き渡し条件①」などを踏まえ、事業者において想定ください。費用の取扱いについて、「別紙5 特定事業契約書」第43条、「別紙7 サービス対価の算定及び支払方法」第5、「別紙3 提出書類の記載要領」様式E-13 施設整備費注意事項に記載のとおり、地中埋設物（既存杭等）の撤去費用は入札価格には見込まず、かかる費用はJSCがこれを負担するものとします（変更契約を想定）。 工事期間の取扱いは、質問No. 97の後段の回答をご参照ください。
180	業務要求水準書	62	8		第2章 第5節 4. (18) ①	「事業者は、建設工事の実施、完了及び施設の供用開始に必要な一切の協議、申請及び手続きを行う。なお、それらに必要な費用は事業者負担とする」旨の記載がございますが、事業者による協議等の実施及び費用負担については、この事業の施工者として客観的に必要と認められる範囲におけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本事業が再開発事業の地区内において実施されることを含みます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
181	業務要求水準書	63	13		第2章 第5節 4. (22)	「保全に係る資料は、施設及び施設が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料とし、引渡し及び事業期間終了時まで、JSC に提出する」旨の記載がございますが、事業者による当該資料の提出については、事業者が所有する資料の中から、JSC様と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の趣旨が不明です。保全に係る資料を事業者が所有していない場合、必要に応じて作成等を行う必要があります。保全に係る資料については、「別紙1 業務要求水準書」第5章. 第1節. 10. (2) もご参照ください。
182 (211)	業務要求水準書	66	7		什器備品調達業務	リースによる調達であれば、事業終了時の調達・設置について免除いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	リースによる調達であっても、事業終了時には、事業者が同等の什器備品を調達・設置することを基本とします。(JSC が事業者と同様にリースにより調達する等の理由で認めた場合はこの限りではありません。)
183	業務要求水準書	67	22		業務の要求水準	スポーツ以外の興行等については主催者側との交渉に応じて、利用料金を決定することもあると想定しています。利用料金を含むとありますが、すべての興行または、その他の付帯施設すべてを含みますでしょうか。	ご理解のとおりです。
184 (212)	業務要求水準書	68	9		利用料金の改定	物価変動や同種施設の料金相場の変動は利用料金改定の理由になると考えてよろしいでしょうか。また、消費税率が変更になる場合は、当然に改訂されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、利用料金を変更する場合には、JSC と協議のうえ、利用規則を変更することになります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
185 (213)	業務要求水準書	68	14		利用料金の減額又は免除	事業者が主催者である場合でも利用料金を支払う必要があるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、利用者が事業者、構成企業、協力企業、その他事業者から業務の委託を受けた者であることのみを理由として利用料金の減額又は免除を行ってはなりません。
186 (214)	業務要求水準書	68	14		利用料金の減額又は免除	JSC や JRFU、JERFU 又は JRL0 が主催する場合でもラグビーの試合又は大会等でなければ、一般の利用料金が適用されるところと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
187 (215)	業務要求水準書	68	22		予納金	開業準備期間中も前受け金として予納金を受け取ることが可能であると理解しておりますが、運営開始後も予納金は前受け金として処理する必要があると理解してよろしいのでしょうか。	運営開始後の予約金の会計処理は、事業者の判断によります。
188	業務要求水準書	68			②利用料金等の徴収方法等 イ b.	「利用日が事業期間終了日以降の予約については、予約金を収受してはならない」とありますが、事業者の営業努力及び予約管理によるものですので、手数料のような形で収入の計上を認めてもらえないのでしょうか。	原文のとおりとします。
189	業務要求水準書	69			(3) 利用方法 ⑦エ	「その他、JSC の目的に照らし、利用させることが不相当であると認められる」ことを理由に、JSC 殿にて、利用を認めなかった事例は御座いますでしょうか。また、それはどのような利用でしたでしょうか。	JSC の現行施設については確認できる範囲では当該事例はありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
190	業務要求水準書	69	29		多言語対応	多言語に対応した広報及び情報発信について、指定の言語や最低何か国語等の規定はありますか。	応募グループの提案によるものとします。
191	業務要求水準書	70	7-15		(2) 主催・誘致等	JSC が定める「秩父宮ラグビー場」の名称変更が万が一発生した場合、施設に係る変更対応の費用は JSC 負担と考えてよいでしょうか。(例：英語表記とする等)	名称の変更は想定していません。
192	業務要求水準書	70	14		(2) 主催・誘致等	ネーミングライツについて、「「秩父宮ラグビー場」の名称全体を変更することは認められない」とありますが、①秩父宮ラグビー場の名称の前後に名称を加える事、②常時、秩父宮ラグビー場にサブ名称を付す事、③スポーツ以外のイベント時に秩父宮ラグビー場にサブ名称を付す事等は可能でしょうか。	ネーミングライツに関して JSC が示す要件等については、第3回入札説明書等に関する質問回答の公表までに追加資料として提示します。
193	業務要求水準書	70	14	-	第3章. 第2節. 3. (2) 主催・誘致等	「JSC が示す要件」について、ただし書き以外にございましたらご教示下さい。	ネーミングライツに関して JSC が示す要件等については、第3回入札説明書等に関する質問回答の公表までに追加資料として提示します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
194 (216)	業務要求水準書	70	15	第2節(2)③	主催・誘致等	『「秩父宮ラグビー場」の名称全体を変更することは認められないが、シートやゲートなど本施設の一部を単位として設定することも含め、ネーミングライツを設定することができるものとする。』とのことですが、「秩父宮ラグビー場」の名称全体の変更とは「秩父宮ラグビー場」という文字全てを使用しない「神宮前ラグビー場」や「青山ラグビー場」といった名称は認められないが、「秩父宮ラグビー場 in 神宮」や「秩父宮ラグビー場 at 青山」というネーミングライツの設定は認められるという意味でよろしいでしょうか。認められない名称全体の変更例をお示し下さい。	ネーミングライツに関して JSC が示す要件等については、第3回入札説明書等に関する質問回答の公表までに追加資料として提示します。
195 (217)	業務要求水準書	70	25		職員研修	「開業に先立って本施設内に事務室を開設すること」とありますが、施設引渡し後を想定されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、「事務室」は、「管理室」に「別紙1 業務要求水準書」の記載を修正します。
196 (218)	業務要求水準書	70	32		設備等の試運転等	設備等の試運転の実施、開業前保守点検について、点検仕様は事業者の任意の仕様で問題ないと考えてよろしいでしょうか、	「添付資料6 遵守すべき法令等一覧」を踏まえ事業者にてご判断ください。 「別紙1 業務要求水準書」第8章.第2節.業務計画書を踏まえ、開業準備業務計画書において JSC の承認を得ながら進めることとなります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
197	業務要求水準書	71			5. JSC への協力業務 ②	公的利用の想定とは、どのようなものを想定していますでしょうか。準備など事前に対応が発生するものでしょうか。また、過去にそのような利用があれば、具体的に教示ください。	国や JSC 等が主催する事業に関する本施設の優先利用について、その準備のための利用を含め柔軟な予約調整を行うことを想定しています。
198	業務要求水準書	71			6. その他開業準備業務 ②	「オープニングイベント等の詳細は、JSC と別途協議した上で決定することとし、開催に必要な費用は事業者負担とする」とありますが、記念式典は、JSC 殿の負担との理解で宜しいでしょうか。	記念式典及びオープニングイベント等のいずれも事業者の負担になります。ご指摘を踏まえて、「別紙 1 業務要求水準書」について修正します。
199	業務要求水準書	72	23		基本方針	「ラグビー日本代表チームの呼称「BRAVE BLOSSOMS」やユニオンロゴ(桜のロゴ)、ユニオンカラー(赤白・桜色)等を踏まえた広報等の効果的な取組を行うこと。」とありますが広報活動に係る使用制限(著作権、使用料等)についてご教示ください。	事業者は、著作権等について適切な権利処理等を行い、広報等の業務を実施ください。なお、ラグビー日本代表チームの呼称「BRAVE BLOSSOMS」やユニオンロゴ(桜のロゴ)、ユニオンカラー(赤白・桜色)については、JRFU が商標権を有しております。
200 (219)	業務要求水準書	72	32		Ⅱ期施工中	Ⅱ期工事の引き渡し前後に休館日を一定日数設けることは可能と考えてよろしいでしょうか。	ラグビーの試合等に支障のない範囲であれば、関連準備など合理的な範囲内において、協議・調整することが可能です。
201	業務要求水準書	73	2	第4章. 第1節. 2	(5) 駐車場管理業務	現状、駐車場管理業務は運営業務に括されていますが、交通誘導等、警備業務と関連することが想定されるため、こちらを維持管理業務担当企業にて担うことは可能でしょうか。	再委託などにより、維持管理業務担当企業が運営業務の一部を実施することは可能です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
202 (220)	業務要求水準書	73	18		3 施設の提供・利用料金収受業務	利用料金収受業務に関して、1日当たり若しくは1月当たりの想定する金額についてご教示頂けないでしょうか。	応募グループの提案によるものとします。
203	業務要求水準書	74	8		3. 施設の提供・利用料金収受業務 (5) その他①	「周辺施設の管理者・運営者等と情報交換を行い、利用者の利便性向上を図ること。」と記載がありますが、「周辺施設」として具体的に想定されている対象範囲はございますでしょうか。	国立競技場などを想定しておりますが、具体的な指定等はありません。
204	業務要求水準書	74	24		第4章、第2節、 4、(2)総合案内業務	総合案内所の設置箇所は場内(コンコース上)を想定されていますでしょうか。	応募グループの提案によるものとします。
205	業務要求水準書	75	3		6. ラグビーその他スポーツの振興に資する業務 ⑤	「事業者は、還元額が生じた年度中に、還元額、用途、還元の実施期間(還元額が生じた翌年度から3年度以内で定めることとする)等を定めた還元実施計画を作成し、JSCの承認を得ること」と記載されていますが、X年度の還元額が確定するのはX+1年度の6月末(X年度の事業報告等の提出期限)となるため、「還元額が生じた翌年度中に、還元額、用途、還元の実施期間(還元額が生じた翌々年度から3年度以内で定めることとする)」と記載を変更頂けると幸いです。	質問に記載がある「X+1年度」を還元額が生じた年度としております。 ご指摘を踏まえて、「入札説明書」及び「別紙1 業務要求水準書」を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
206	業務要求水準書	75	8		第4章、第2節、6.ラグビーその他スポーツの振興に資する業務③	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書にも明確に本事業外という記載がありますが、同施設の展示物の調達方法は事業者業務ではない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	業務要求水準書	75			6.ラグビーその他スポーツの振興に資する業務②	「スポーツの価値や可能性の積極的な発信」は、本文に記載ある体験教室や自主イベント等にこだわらず、提案によるものと理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	業務要求水準書	75	9		6.ラグビーその他スポーツの振興に資する業務	ラグビーミュージアムについて、展示内容などのイメージについて、もう少し具体的にご教示ください。	ラグビーミュージアムについては、ラグビーの普及を図る観点から、秩父宮雍仁親王殿下の本ラグビー場への御功績を顕彰する展示やラグビーワールドカップ2019のレガシーを伝える展示など、我が国のラグビーの発展の歴史やラグビーの魅力を伝える文化的・歴史的資料等の展示をJRFUやスポーツ博物館と連携して実施してください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
209	業務要求水準書	75	9		6. ラグビーその他スポーツの振興に資する業務 ③ ※特定事業契約書、別紙3事業者等が付す保険 第3章その他の保険 ③にも関連	「アジアで初めて日本で開催されたラグビーワールドカップ2019のレガシーを伝える展示」および「秩父宮雍仁親王殿下の本ラグビー場への御功績を顕彰する展示」とありますが、これらの展示品の輸送・保管も事業者の業務に含まれるものでしょうか。また、含まれる場合、どのタイミングで事業者側に保管・輸送リスクが発生するか、ご明示ください。	原則、輸送や保管については、事業者の業務に含まれませんが、詳細はJRFUとの連携協力協定により決定してください。
210	業務要求水準書	75			6. ラグビーその他スポーツの振興に資する業務 ③	ラグビーワールドカップ2019のレガシーを伝える展示とありますが、何か実際に展示予定のレガシーなどは、想定されているのでしょうか。あるいは、すでに展示しているものなどもあれば教示くださいませ。	現状想定はありません。また、現状で展示しているものではありません。
211	業務要求水準書	75	25		ラグビーその他スポーツの振興に資する業務	事業者は、還元額が（中略）還元実施計画を作成し（中略）ラグビーその他スポーツの振興の取組を実施とありますが、事業者が主体的に計画・実施し、基本的にはJSC及びJRFUの要望は含まないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、JRFUとの連携協力協定の内容を踏まえ還元実施計画を作成ください。なお、還元実施計画はJSCの承諾を得ることとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
212	業務要求水準書	75			ラグビーその他スポーツの振興に資する業務	本施設を JRL0 (旧 JR TL) に所属する特定のチームのホームスタジアムとすることについて、実施方針に関する質問回答No. 485 においては「JSC として制限することは想定しておりません。」とのご回答でしたが、JRFU として制限する場合はこの限りでなく、特定のチームのホームスタジアムとする提案を行うことはできないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	業務要求水準書	75			7. 周辺連携業務	エリアマネジメントの組織 (当該組織) に加入するものとありますが、いつ頃より加入すれば良いのでしょうか。また、加入にあたって費用等は発生するのでしょうか。	エリアマネジメントの組織の組成時期は未定のため、決定次第、提示します。また、加入にあたり費用が発生する場合は事業者負担となります。
214	業務要求水準書	76	1		7. 周辺連携業務 ②	JSC の要望に基づく記念式典の費用は、JSC による負担をお願いしたい。	質問 No. 198 の回答をご参照ください。
215	業務要求水準書	76	1		7. 周辺連携業務 ②	記念式典は、Ⅰ期とⅡ期の二回に渡って必ず開催するものとせず、Ⅰ期工事とⅡ期工事の内容も踏まえて、Ⅰ期のみで開催でも可能としていただきたい。	原文のとおりとします。 Ⅰ期並びにⅡ期での開催を想定しますが、詳細は JSC と別途協議の上で決定します。
216 (221)	業務要求水準書	76	10		急病人等への対応	応急処置の資器材について、想定されているものはありますでしょうか。設置必須のものがあれば御教示ください。	事務室に用意する応急処置の資器材等については、類似施設において一般的に設置されている応急処置の資器材を想定しています。なお、選手用医務室に必要な備品については、「添付資料 8 各室性能表」をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
217	業務要求水準書	76	13		第4章. 第2節. 9. (1)急病人等への対応②	AED 設置台数や設置場所について、要求水準にご想定があればご教示ください。	「AED の適正配置に関するガイドライン」などを踏まえ、適切な数を応募グループにてご判断ください。
218	業務要求水準書	76	21		緊急事態等への対応	「一時滞在施設の開設及び機能の継続等に伴う費用（備蓄品の調達等）は、関係する行政機関との協議を踏まえ JSC 等が負担するものを除き、「都立施設を活用した一時滞在施設のマニュアル」において備蓄品として例示されている食料、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等は事業者により調達すること」とありますが、JSC 等の負担により調達する予定の備蓄品等をご教示ください。	現時点において、具体的な想定はありません。
219	業務要求水準書	76	21		緊急事態等への対応	「一時滞在施設の開設及び機能の継続等に伴う費用（備蓄品の調達等）は、関係する行政機関との協議を踏まえ JSC 等が負担するものを除き、「都立施設を活用した一時滞在施設のマニュアル」において備蓄品として例示されている食料、飲料水、ブランケット、簡易トイレ等は事業者により調達すること」とありますが、JSC 等の負担により調達する予定の備蓄品等も備蓄倉庫内で保管する想定との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
220	業務要求水準書	76			9. 安全管理・防災・緊急事態等対応業務 (2) 緊急事態等への対応 ④	自衛消防技術認定証を有する者は、自衛消防活動中核要員で良く、自衛消防隊の構成員全員ではなくて良いとの理解であってますでしょうか。	ご理解のとおりです。関係法令を踏まえ、事業者においてご判断ください。
221	業務要求水準書	76	26		第4章、第2節、9、(2)緊急事態への対応④	自衛消防隊の構成員は自衛消防技術認定証を有することとありますが、東京都火災予防条例に定める必要人数のみでよろしいでしょうか。	質問 No. 220 の回答をご参照ください。
222	業務要求水準書	76	31		第4章、第2節、9、(2)緊急事態等への対応⑤	「防災センター要員講習」等を受講するなど・・・という記載方法についてご質問ですが、「防災センター要員講習」以外でも業務を受託する警備会社独自の教育や研修等を受けていれば、本項目においては要求水準未達とならないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえて、「別紙1 業務要求水準書」を修正します。
223	業務要求水準書	77	7		第4章、第2節、11. 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会との連携協力業務②	本施設内に JRFU 連携室を整備し JRFU に使用させるとありますが、どの程度使用頻度を想定おられますでしょうか。本施設は様々な動線確保が必要であり、各諸室配置を決定する上で、使用イメージを事前にご教授いただけないでしょうか。	JRFU 連携室については通年での常時利用を想定しています。配置の決定にあたっては、「添付資料8 各室性能表」をご参照ください（動線の条件としては、外部からの直接アクセスのみを求めています）。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
224	業務要求水準書	77	27		本事業終了日以降の予約	大規模公演の場合、2年前から会場を予約することも考えられますが、JSC 又は JSC が指定する者への引継準備期間外の場合は、利用日が本事業の終了日以降の予約について事業者にて仮受付することも認められないでしょうか。	認められません。
225	業務要求水準書	77			1 2. 運営期間終了時の引継業務 ⑦	「利用日が本事業の終了日以降の予約については、JSC 又は JSC が指定する者が受け付けるものとする。」とありますが、あくまでも事業者が予約を受け、その情報等を JSC 又は JSC が指定する者に提供するとの理解でしょうか。	利用日が本事業の終了日以降の予約については、JSC 又は JSC が指定する者が受け付けます。
226	業務要求水準書	78	1	第5章	第5章. 維持管理	25 ページから始まる施設計画中には、フィールドの仕様 (38 ページ)、競技用映像設備 (43 ページ) やテレビ中継設備 (44 ページ)、映像・音響設備 (44 ページ) 等の記載がありますが、維持管理に関する要求水準ではこれらの記載がありません。これらの維持管理については業務対象外という認識で宜しいでしょうか。	質問の維持管理は業務対象です。 「別紙1 業務要求水準書」第2章. 施設整備に定める要求水準を適切に維持するとともに、長期的な耐久性が確保されるよう考慮し (略) 適切に維持管理業務を実施することが求められます。 また、「添付資料 16 建築物及び建築設備の保守点検業務に係る要求水準」、「添付資料 17 修繕に係る要求水準」にも記載しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
227 (222)	業務要求水準書	79	1		本施設等の建築設備について	スポーツ博物館部分のサービス対価の扱いについて、専用部分の面積按分であれば、合理的な理由に足るとの認識でよろしいでしょうか。	対象としている建築設備が、本施設とスポーツ博物館で切り分けて算出することが困難で、専用部分の面積按分が最も合理的な理由となる建築設備なのであれば、ご理解のとおりです。なお、面積按分の考え方等、JSCとの協議が必要です。
228	業務要求水準書	79	7	第5章. 第1節	5. 電気主任技術者の届出	電気主任技術者はあくまで選任が必要であり、常駐は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。また、電気主任技術者は外部選任は可能という理解でよろしいでしょうか。	関係法令を踏まえ、応募グループにおいてご判断ください。
229 (223)	業務要求水準書	79	12	第1節 総則	7 緊急事態に対する対応	「なお、事業者は、JSCがBCPを作成した場合～」とありますが、JSCはBCPを作成するという理解でよろしかったでしょうか。また、JSCがBCPを作成しなかった場合は、事業者が作成するという理解でしょうか。	JSCがBCPを作成するか否かは未定です。JSCが作成しなかった場合、事業者の想定（「別紙1 業務要求水準書」第4章. 第2節. 9. (2)）をもとに対応いただくことを想定しています。
230 (224)	業務要求水準書	79	20		緊急事態に対する対応	「交通機関のトラブルなどにより、観客やスポーツ博物館の来館者が帰宅困難な状況となった場合は、速やかに受け入れを行う」とあります。 受け入れを行う判断は、最終的にJSC様が行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該判断の基準、マニュアルがあれば御開示いただけないでしょうか。	「東京都帰宅困難者対策条例」、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」等を踏まえ、受け入れを行う判断は事業者が行います。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
231 (225)	業務要求水準書	79	20		緊急事態に対する対応	状態を確保とは何を指しているのでしょうか？要求される具体的な対応内容について想定があれば御教示ください。	例えば、JSC 職員が本施設等の被害状況を確認するために来場し、関係機関へ報告・連絡等を行うことが必要となった場合、JSC 職員に協力して執務可能な場所を確保すること等を想定しています。 なお、「登庁」→「本施設等への来場」です。「別紙1 業務要求水準書」を修正します。
232	業務要求水準書	79			7. 緊急事態に対する対応 ②	緊急事態が発生した場合、直ちに JSC に連絡するとありますが、連絡手段については、特段の制限はなく、時代や社会背景を踏まえて最適な手段を選択すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	業務要求水準書	79			7. 緊急事態に対する対応 ⑥	「職員等の円滑な登庁を確保する」とは、具体的にどのようなことを実施するのでしょうか。また、登庁先は、本施設を指しているのでしょうか。	質問 No. 231 の回答をご参照ください。
234	業務要求水準書	80			8. 苦情等への対応 ①	「事業者は観客やスポーツ博物館の来館者等から、本事業において実施する業務に関する苦情を受けた場合」とありますが、本要求水準書 p74. 「4. 来場者等に対するサービス提供等業務（2）総合案内業務①」にある「来場者等への案内や苦情対応」の苦情も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
235 (226)	業務要求水準書	80	21		維持管理に係る記録及び事業期間終了時の引継ぎ	「特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法は避け」とありますが、事業期間中の維持管理における事業者特有の付加価値提案を否定するものではないことを確認させてください。 御趣旨は施設整備にあたっての要求と認識してよろしいでしょうか。	事業者特有の付加価値提案を否定するものではありませんが、事業終了時の引継ぎには十分配慮したものとしてください。 維持管理を実施するために一般的に必要な知識・技術を超えて、特別な経費や特殊な知識・技術に係る資格が無いと事業終了後の維持管理が出来ないような手法の引継ぎは認められないということを示しています。
236	業務要求水準書	80			10. 維持管理に係る記録及び事業期間終了時の引継ぎ	「特別な経費や特殊な知識・技術を必要とする手法」とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。事例などもあれば、教示ください。	質問 No. 235 の回答をご参照ください。
237	業務要求水準書	81			12. エリアマネジメントへの協力	「事業者は、(略)、責務について誠意をもって果たすもの」とありますが、再開発事業者間での将来の費用負担の考え方など、現時点で取り決めがあれば、教示ください。	現時点での取り決め等はありません。質問 No. 213 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
238 (227)	業務要求水準書	82	26		定期清掃	<p>月1回程度の定期清掃を実施するとあります。</p> <p>床面清掃などは対象諸室・床材や清掃手法によって適切な実施頻度はさまざまです(年1~12回)。</p> <p>他、ガラス清掃、照明器具清掃など清掃作業にも種類があり全ての作業において月1回の作業頻度が適切とは言えないと思料します。</p> <p>①月1回とはございますが、具体的に求める諸室・箇所があれば御教示ください。</p> <p>②要求される特定の箇所以外は、事業者による提案によるとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>	<p>①清掃頻度は目安であり、特定の諸室を指定するものではありません。</p> <p>②本施設等において、諸室等の機能や用途・使用頻度等に応じて、事業者において適切に清掃業務計画をご提案ください。</p>
239 (228)	業務要求水準書	82	29		外構清掃	<p>排水構等とありますが、「等」について排水溝以外に想定されている具体的な対象について御教示ください。</p>	<p>排水桝、側溝、電気のハンドホール、給水バルブなど、平場以外の箇所についても、清掃範囲であることを示しています。</p>
240	業務要求水準書	83	6	第5章.第2節	5. 環境衛生管理業務	<p>建築物環境衛生管理技術者を設置することとありますが、常駐は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。関係法令を踏まえ、応募グループにおいてご判断ください。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
241 (229)	業務要求水準書	83	11		環境衛生管理業務	「催事等の実施に伴って発生するごみについては、事業者と運営関係者の事前の調整事項に応じて各々の責任で適正に処理を行う」とあります。 これは、催事主催者に廃棄処理を行わせるなど、施設の運用・利用規則に定めるなど適宜調整することを求められているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
242 (230)	業務要求水準書	83	20		備品保守管理業務	「JSC が整備又は更新する備品」について、具体的に想定されている備品内容・数量等について御教示ください。	現時点において、具体的な想定はありません。
243	業務要求水準書	83	20		第5章、第2節、 6. 備品保守管理業務	JSC が整備する備品とありますが、具体的には何を想定されているのでしょうか。	質問 No. 242 をご参照ください。
244	業務要求水準書	83			6. 備品保守管理業務 ⑥	備品台帳の作成・管理は、電子媒体等の制限はないとの理解でしょうか。本要求水準書 p85. 「(4) 施設台帳及び完成図面の管理業務」では、施設台帳が電子媒体で管理とあり、同 p87. 「(2) 文書等の作成及び管理業務」では、備品台帳も電子媒体で作成、保管とあるため、確認したく存じます。	該当箇所の記載及び「添付資料 11 各業務に関する成果物」に記載のとおり、電子媒体で管理が求められるほか、A4 ファイル綴じでの提出が求められます。 「別紙 1 業務要求水準書」を修正します。
245 (231)	業務要求水準書	83	20		定位置警備	「開場時間外」とありますが、当該時間帯は事業者の提案により定められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運営業務における電話対応等の受付を想定していない時間帯を指します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
246 (232)	業務要求水準書	83	26		警備業務	施設を利用される催事に応じて、本業務における定位置警備、巡回警備の内容に関して違いが生じてくると思います。これらの業務の一部を、利用者（主催者等）による負担・利用条件とすることは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247 (233)	業務要求水準書	83	26	第2節 業務の要求水準	7 警備業務	警備員や設備員の配置計画のための確認ですが、整備する秩父宮ラグビー場は、東京消防庁の「自衛消防活動中核要員対象物」に当たりますでしょうか。（施設整備計画で延面積が基準を超える場合）	火災予防条例など遵守すべき法令等を踏まえ、消防との協議によります。
248	業務要求水準書	83	26		第5章. 第2節. 7. 警備業務	警備責任者の資格要件は言及されておりますが、他の資格は求められてはいないという認識で宜しいでしょうか。なお、後段P. 84.(2).④に「エントランス周辺の交通整理を行うこと」と記載があり、2号警備「雑踏・交通誘導警備」の有資格者配置も必要と考えられます。	該当箇所は実績を求めているため個別に記載しております。 「別紙1 業務要求水準書」第5章. 第1節. 1. ⑥のとおり、法令等により資格を必要とする業務の場合には、各有資格者を選任してください。
249	業務要求水準書	84	1 ～ 15		第5章. 第2節. 7. (1)定位置警備、(2)巡回警備	警備業務について(1)定位置警備、(2)巡回警備と2種類に区分けされていますが、区分けにとらわれず①～⑨の業務を実施できる体制を構築すればよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、巡回警備の①～⑨だけでなく、定位置警備の①②を含めた水準を満たすことができる体制を構築してください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
250	業務要求水準書	84	4		第5章. 第2節. 7. (1) 定位置警備 ②	開場時間外電話の対応について、外国語対応についての要求水準があれば明記いただけますでしょうか。	想定するイベントにあわせて、応募グループにおいてご判断ください。
251	業務要求水準書	84			7. 警備業務 (1) 定位置警備 ②	開場時間外電話の対応は24時間対応でしょうか。	警備業務の体制において対応されることを想定しています。なお、質問 No. 245 の回答をご参照ください。
252	業務要求水準書	84	10		AED 設置台数	「事業者は自らの責任・費用負担により自動体外式除細動器 (AED) を設置」とのことですが、設置台数については、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	該当箇所に記載はありません。「別紙1 業務要求水準書」第4章. 第2節. 9. (1)②の記載を指しているのであれば、質問 No. 217 の回答をご参照ください。
253	業務要求水準書	84	16	-	第6章. 第2節. 8. 修繕業務	施設機能回復の要求水準を満たすにあたり、修繕業務の範囲を超え大規模修繕の実施が必要となる場合が想定されます。大規模修繕が行われなかった場合に施設の劣化に伴う修繕の事業者側の負担はないとの理解でよろしいでしょうか。	応募グループの作成する長期修繕計画に記載された大規模修繕の対象や内容が適切に関わらず、JSC の判断で未実施としたために生じた施設の劣化の責任は事業者側の範囲外とします。 ただし、長期修繕計画に記載された大規模修繕の対象や内容が不適切 (大規模修繕の対象が不適切な計画、必要な修繕を行わず大規模修繕で対応するような計画など) な場合には適切な計画を作成し直すこととなります。(当該計画に記載された不適切な大規模修繕を JSC が実施しないとしても、施設の劣化の責任は事業者が負うこととなります)。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
254	業務要求水準書	87	27		台帳作成、管理	施設台帳及び備品台帳のみ電子媒体での作成、保管が明記されていますが、その他の書類等の作成、保管は紙媒体、電子媒体のいずれでもよいとの理解でよろしいでしょうか。	「別紙1 業務要求水準書」本文及び「添付資料11 各業務に関する成果物」などに指定のないものについては、ご理解のとおりです。
255 (234)	業務要求水準書	89	15		統括管理責任者の配置	統括管理責任者は、現地に常駐が必要でしょうか。	現地常駐は必要条件ではありませんが、「別紙1 業務要求水準書」第7章.第2節.1.(1)に定める要件を満たすものとします。
256	業務要求水準書	89	26		第7章 第2節 1. 統括管理責任者及び業務責任者の配置	各業務責任者は各1名以上との記載がありますが、事業運営上問題ない場合、運営業務責任者兼開業業務責任者は、統括管理責任者と兼任は可能との理解で宜しいでしょうか。	統括管理責任者との兼務は不可とします。「別紙1 業務要求水準書」で兼務が可能と記載しているもの以外の兼務は認められません。
257	業務要求水準書	89			1. 統括管理責任者及び業務責任者の配置 (1) 統括管理責任者の配置	統括管理責任者は、複数人であっても要件さえ満たせば問題ないとの理解で宜しいでしょうか。	統括管理責任者、業務責任者は1名とします。 ご指摘を踏まえて、「別紙1 業務要求水準書」を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
258	業務要求水準書	89	27		第7章 第2節 1. (2) 業務責任者の配置	「設計業務、建設業務（什器備品調達業務兼務）、工事監理業務、運營業務（開業準備業務兼務）及び維持管理業務」と記載されていますが、特定事業契約書（案）第26条では、「設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、運營業務及び維持管理業務それぞれの業務履行の責任者である業務責任者（以下「業務責任者」という。）を定め」と記載されており、什器備品調達業務と開業準備業務については、責任者の兼務が明示されていない状況です。什器備品調達業務については建設業務の責任者が、開業準備業務については運營業務の責任者が兼務することを前提として考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、「別紙5 特定事業契約書(案)」第26条を修正します。
259	業務要求水準書	90	19	第7章. 第2節. 1. (3)	④維持管理業務責任者	業務開始日の6ヶ月前までに、JCSに業務責任者届を提出すること、とありますが、通常、6ヶ月前に異動の内示が出ることはありませんので、「業務責任者が交代する際には、速やかにJCSに業務責任者届を提出すること。」等、修正をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
260	業務要求水準書	94			第3節. 業務報告書 1. 業務報告書の作成	「業務報告書を作成し、JSCの確認を受けること」とあり、表内の業務報告書は年次、月次、日報が列挙されていますが、確認を受ける必要があるのは、次頁3.「JSCへの提出」に記載あるように原則は、年次と月次の業務報告書であり、日報に関しては、要請がある場合のみ、JSC 殿に提出、確認を受けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 各業務報告書の提出にあわせて（提出前に）JSCの確認を受けることとなりますので、日報に関しては要請があった場合に確認を受けることとなります。
261 (235)	添付資料1 用語の定義	2			大規模修繕	実施方針に関する質問及び回答一覧のNo.135、No.281の回答では、大規模修繕の定義が曖昧で、事業者による負担範囲を予測することができません。 大規模修繕の定義として、PPP事業としては一般的に引用されております「建築物修繕措置判定手法（編集：建築保全センター）」に記載される大規模修繕の定義および凡例は、大規模修繕に該当すると理解してよろしいでしょうか。	記載の資料（建築物修繕措置判定手法）の定義は該当しません。「添付資料1 用語の定義」の記載から負担範囲を想定してください。
262	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	5	14	第2章施設整備	2. 建築性能(3)動線計画	「② 10tトラックが乗り入れ可能な車両の搬出入経路を確保すること。」とありますが、添付資料3「スポーツ博物館各室性能表」の特記事項欄に記載の通り、荷捌き・トラックヤードのシャッターは4tトラックが入り閉じられれば宜しいでしょうか。	最大 10t トラックの利用が想定されますが、日常的な収蔵品の搬出入については、4t トラックを使用します。そのため、荷捌き・トラックヤードとしては 4t トラックの想定で構いません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
263 (236)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	6	36		利用者 wifi	原則、天井設置とありますが、機能面・露出への配慮がなされていれば天井では無くても良いでしょうか。	原則は天井に設置することを想定しておりますが、設計を進める中で、JSCと調整・協議を行うことは可能です。
264	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	7	14		第2章. 4. 電気設備性能(13)	搬入用エレベーターについても入退室管理システムで使用を制御し、且つ使用履歴を残すという理解で宜しいでしょうか。制御する際はかご外の呼び出し釦またはかご内の行き先階釦の押下を制御するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、搬入用エレベーターについても入退室管理システムの対象とし、入退室を記録します。 搬入用エレベーターの入退室記録の方法については、応募グループの提案によるものとします。
265 (237)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	7	19		集中管理システム	空調の運用のほか、前室・収蔵庫・書庫・一時保管庫の監視は、JSCが主体的に運用・管理されるとの理解でよろしいでしょうか。事業者側との管理区分の想定について御教示ください。	JSCは展示物に応じた空調運用を行い、事業者は設備の運転監視によって、建築設備保守管理（メンテナンスや異常時の対応）をすることを想定しています。
266	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	7	33		5. 機械設備性能	スポーツ博物館の光熱水費の負担について記載がありませんが、JSCが負担すると考えてよろしいでしょうか。	質問 No. 167 の回答をご参照ください。
267 (238)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	7	36		別途工事・調達	JSCが整備され、本事業の範囲外としている資料記載のものは、事業期間における管理・修繕・更新もJSCにて行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
268 (239)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	7	36		別途工事・調達	記載の備品・設備は、施設利用者向けのものも含んでおりますでしょうか。(博物館施設全体に及ぶものと考えて良いか)	「施設利用者向けのもの」「博物館施設全体に及ぶもの」の意図がわかりませんが、スポーツ博物館でのみ利用を想定しています。ただし、維持管理業務の中で事業者が必要とする分(例えば、清掃用品など)は、事業者にて調達いただくことを想定しています。
269 (240)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	20		開館期間等	事業者側が行うメンテナンスについて、開館時では運営に支障が出る作業は、記載の休館日(定期・特定・不定期休館日)で行うことを原則とし、修繕等の当該休館日日数では難しい業務については協議によって定めると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	28		維持管理	想定されているピーク時の来館者想定および運営人数想定は、現時点での想定のため、運用上変更が生じる場合には、協議により維持管理業務水準及び事業者の受託金額の変更が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ピーク時の来館者想定及び運営人数想定が異なることによって、維持管理業務に非常に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合、協議を行います(業務開始前に増減に応じた変更方針についての協議を行っていた場合に限りです)。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
271	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	29	第4章.1	(2)開館期間等	運営人数想定10名程度とありますが、学芸員も含まれているという理解でよろしかったでしょうか。また、展示品等に係る業務は対象外とのことですが、空調等設備点検時や清掃時など、展示品等の移動が必要となる場合は、JSC(学芸員等スタッフ)にて展示物の移動を行って頂けるという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。 必要に応じて、JSCが作業前に展示ケース等を移動するなど、清掃業務計画等をもとに事前に調整・協力しながら進めることを想定しています。
272 (241)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	30		業務の区分	備品保守管理業務が業務対象区分から除かれております。 備品に紐づいた消耗品などがあつた場合は、JSCの負担と考えてよろしいでしょうか。	備品に紐づいた消耗品が具体的に何を指しているのか不明です。 什器備品調達業務について、スポーツ博物館は業務対象外にしているので、関連する備品保守管理業務も対象外としています(維持管理業務に関連する消耗品の補充は業務対象内です)。
273 (242)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	30		業務の区分	下記の業務・要求水準について、本施設と同様の条件となるのでしょうか。 ①清掃業務のうち、衛生消耗品や廃棄物処理量の想定が困難です。想定数量を御教示ください。 ②または、実費精算の対応を御検討いただけないでしょうか。	①開館時間、年間開館日数、運営人数想定、ピーク時の同時来館者数想定を踏まえ、同種施設の管理実績等から想定してください。 ②原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
274 (243)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	30		業務の区分	<p>下記の業務・要求水準について、本施設と同様の条件となるのでしょうか。</p> <p>①警備業務は、本施設の常駐警備実施体制による兼務が可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②博物館において、定位置警備を要求されますでしょうか。必要な場合、最低限必要な配置要件（配置場所・人数等）について御教示ください。</p> <p>③開館時間外の電話対応を行う必要がありますでしょうか。必要がある場合、想定される対応内容等について御教示ください。</p> <p>④博物館の場合、防火管理者は JSC から選任されると考えてよろしいでしょうか（権原者は JSC が適当と思料します）。</p>	<p>①現場への駆け付け等について、常駐警備実施体制により兼務することは可能です（機械警備自体を巡回警備等で兼ねることはできません）</p> <p>②定位置警備は不要です。</p> <p>③開館時間外の電話対応は不要です。</p> <p>④防火管理者は JSC から選任します。</p>
275 (244)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	30		業務の区分	<p>下記の業務・要求水準について、本施設と同様の条件となるのでしょうか。</p> <p>①修繕業務について、本施設と同様に大規模修繕は JSC 負担による実施と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②修繕計画策定等の業務について、本施設と同様に実施が必要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②ご理解のとおりです。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
276 (245)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	33		維持管理コスト計画書	維持管理コスト計画書とは、具体的にどのような内容を想定されているのかご教示ください。 また、事業費内訳書はコスト計画書に内包される資料と考えてよろしいでしょうか。	維持管理コスト管理計画書の内容(業務別内訳表、変更金額一覧表)は、「添付資料11 各業務に関する成果物」をご参照ください。業務別内訳表として、維持管理業務の区分に応じて内訳金額を作成してください。また、変更金額一覧表として、変更該当部分の変更前後の数量・単価・金額を含む内容を JSC と事前協議の上作成してください。 また、事業費内訳書は施設整備費を含めたサービス対価全体を含めた資料を想定しており、コスト管理計画書に内包される資料ではありません。 なお、単価根拠等についてはコスト管理計画書に併せて提出いただく想定であり、「別紙1 業務要求水準書」及び「添付資料11 各業務に関する成果物」を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
277 (246)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	33		維持管理コスト計画書	維持管理コスト計画書の目的・目標は、「入札計画時のサービス対価内に竣工時計画の維持管理費を収め、アジャストさせること」との理解でよろしいでしょうか。	主にスポーツ博物館の維持管理業務における各業務別の内訳金額を把握するとともに、維持管理費のコスト変動が生じた場合、変更前後の数量・単価（単価根拠）・金額などを把握することにより、事業者・JSCの双方が共にコストを適切に管理できることを目的としています（発注条件の変更等の特殊な事情を除き、維持管理費を含め事業提案に沿った業務実施が求められます）。 ご指摘を踏まえて、「別紙1 業務要求水準書」及び「添付資料11 各業務に関する成果物」の記載（建設工事費コスト管理計画書と事業費内訳書、維持管理コスト管理計画書と事業費内訳書）を整合するため、両資料を修正します。
278 (247)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	8	33		維持管理コスト計画書	「事業提案の内容等に照らし、これによりがたい場合は事前に JSC と協議し」とあります。 この主旨は、「当初提案から変更された設計・整備内容に伴い、維持管理の内容が変わった場合に JSC と協議する」という意味でしょうか。 文脈の意図・主旨について御教示ください。	当該記載は、書式の構成・区分などが「別紙1 業務要求水準書」第5章.第1節.2.業務の区分に示す区分によりがたい場合を指していましたが、この区分によりがたい場合は想定されないため、「添付資料2 スポーツ博物館要求水準書」の当該記載を削除します。 なお、「添付資料11 各業務に関する成果物」も併せてご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
279 (248)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	9	1		維持管理コスト計画書	単価根拠とは、具体的にどのような内容を想定されているのかご教示ください。	維持管理費の変動について説明される際、前後の数字だけを示すのではなく、その数字の元となる根拠資料も併せて提出いただくなど、変更の必要性が十分に納得できる資料を添えていただくことを想定しています。
280 (249)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	9	10		業務の期間	引渡から開館までの期間はどの程度の期間を想定されているのでしょうか。	スポーツ博物館の工事完了後、化学物質の濃度が「添付資料13 建設工事に関する留意事項」19. (3)①(イ)に記載の濃度以下になる期間を想定しています(施設全体における博物館の施工時期など応募グループの提案によるのでお示しできません)。
281	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	9	38	第4章.1. (7)	②電気主任技術者の届出	電気主任技術者はスポーツ博物館部分を含めた、本施設等を一体的に行うこととありますが、電気主任技術者はあくまで選任が必要であり、常駐は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。また、電気主任技術者は外部選任は可能という理解でよろしいでしょうか。	質問No. 228の回答をご参照ください。
282 (250)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	10		業務の要求水準	建築物保守管理業務、環境衛生管理業務の記載(項目)がありませんが、本施設(要求水準書本書)と変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「添付資料2 スポーツ博物館要求水準書」に記載のない事項は本施設等の「別紙1 業務要求水準書」(本文)と同様です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
283 (251)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	10		業務の要求水準	展示ケースは備品扱いとし、建築物保守の対象外と考えてよろしいでしょうか。	「添付資料2 スポーツ博物館要求水準書」第2章.6.(2)に記載のとおり、展示ケースは本事業の範囲外であり、建築物保守管理業務の対象外です。
284 (252)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	13		建築設備保守管理業務	特殊フィルタの交換は、維持管理業務の対象外とありますが、当該交換はJSCで行うという意味でしょうか。 また、空調機自体の保守は事業者が行う（事業範囲）のでしょうか。	特殊フィルターの交換については未定です。特殊フィルター無しでも運用できるような空調設備は風量を適切に調整できる機能を有することとしています。 また、空調機自体は建築設備保守管理業務の対象です。
285 (253)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	13		建築設備保守管理業務	特殊条件使用の対象諸室は、温度・湿度管理が必要なようですが、当該諸室の運転監視は、事業者の業務でしょうか。 事業者の業務である場合、異常が発見された場合はJSCに報告を行い、フィルタ交換が必要と判断された場合にJSCで対応されるとの理解で良いでしょうか。	設備の運転監視は防災センターで事業者が実施しますが、空調設備の温湿度設定や対象諸室の温湿度モニタリングは事務室でJSCが行います。 また、特殊フィルターの交換が必要となった場合はJSCの対応となります。特殊フィルター以外のフィルター交換が必要となった場合は事業者の対応となります。
286 (254)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	17		清掃業務	「清掃時間は、原則として博物館の営業時間外とする」とあります。 開館時間(10:00~17:00)を除き、作業時間(帯)は事業者にて任意に設定できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 業務計画書・各年度業務計画書について、JSCの確認を受けることになります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
287	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	18		第4章、2、(2) 清掃業務、②	清掃時間については、原則として博物館の営業時間外とするとありますが、営業時間中にイレギュラーに発生した清掃業務は本施設スタッフで対応することとなり、別途費用が発生する認識でよろしいでしょうか。	営業時間中の初期対応は(事業者への協力として)JSC職員が実施することになります。ただし、スポーツ博物館の清掃業務は、良好な環境衛生、美観の維持、快適な空間を保つことを求めるものであり、清掃業務の対象範囲において「時間外の清掃」及び「時間外の清掃に伴う追加費用」はありません。
288 (255)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	30		定期清掃	①指定諸室の年4回、その他範囲は年2回の実施の記載について、床面清掃を指している(ガラス・ブラインド・照明・空調吹き出し口は除く)と考えてよろしいでしょうか。 ②また、床面清掃においても弾性床・硬質床を対象とし、繊維床は除くと考えてよろしいでしょうか。	①定期清掃の範囲は床面に限りません。該当箇所の記載及び「添付資料5 スポーツ博物館清掃に係る要求水準」に記載の定期清掃に係る内容を指しています。 ②「添付資料5 スポーツ博物館清掃に係る要求水準」に記載のとおり、繊維床も対象です。
289 (256)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	10	36		その他	「週3回、博物館事務室において廃棄物収集を行い(略)」とあります。 事務室内のごみを週3回収集する要求水準との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290 (257)	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	11	4		(3) 警備業務	速やかに現場に駆け付けと記載されているため、有人警備ではなく、24時間365日機械警備による遠隔監視と駆け付けられる体制があれば良いという理解でよろしいでしょうか。	開館時はJSCからの連絡、閉館時は機械警備の発報をもとに必要な対応を行っていただくことを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
291	添付資料2 スポーツ博物館要求水準書	11	7		第4章. 2. (3) 警備業務②	警備業務を再委託する場合、機械警備の発報により速やかに現場に急行するのは警備業務を受託する会社の対処員であり、急行した警備員が異常を確認した際には事業者へ直ちに連絡し、連絡を受けた事業者は速やかに急行し、現場の状況により JSC に連絡を行い必要な対応を行う（異常が確認できなかった際にはその旨を事業者へ連絡し、事業者は必要に応じて JSC へ報告する）という認識で宜しいでしょうか。	警備業務計画において記載される緊急連絡体制や参集時間（発報から JSC への連絡までの時間）等をもとに調整することになります。
292 (258)	添付資料3 スポーツ博物館各室性能表				特記事項	一時保管庫1と一時保管庫2・収蔵庫・書庫では、保管する展示物の貴重度が異なるということでしょうか。違いについて御教示ください。	「添付資料3 スポーツ博物館各室性能表」及び「添付資料4 スポーツ博物館各室位置関係図」のとおり、一時保管の目的・用途が異なります。詳細について、回答は差し控えさせていただきます。
293	添付資料3 スポーツ博物館各室性能表				荷捌き・トラックヤード	テレビコンパウンドを使用していないときは、他用途の使用をしても宜しいでしょうか。	当該資料にはテレビコンパウンドの記載はありません。 スポーツ博物館の荷捌き・トラックヤードについてのご質問であれば、事業者による他用途の使用は不可です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
294 (259)	添付資料5 スポーツ博物館清掃に係る要求水準				展示スペース 一時保管庫1 調査研究室	定期清掃の注釈には移動可能な備品などを移動して清掃するよう記載があります。一時保管庫など清掃対象となっておりますが、展示物など清掃員が触れて支障のある備品・展示物は無いと考えてよろしいでしょうか。	展示ケース・展示物は「移動可能な備品」には含まれません。 質問 No. 271 の回答をご参照ください。
295 (260)	添付資料5 スポーツ博物館清掃に係る要求水準				前室、一時保管庫2、収蔵庫、書庫	特殊条件使用の諸室が項目にありませんが、清掃対象外との認識でよろしいでしょうか。	「添付資料2 スポーツ博物館要求水準書」第4章.2.(2).②のとおり、前室、収蔵庫、一時保管庫2及び書庫は清掃範囲に含まれません。
296	添付資料7 ラグビーワールドカップ2019開催都市ガイドライン	38	14		第3章. 3-4-1 諸室 説明ページの見方	アクセス管理の強さについてご教示ください。管理の強さが「強い」でも「普通」でもADカードによる個人認証を基本としていますので、何をもちて管理の強さが違うのかご教示ください。	セキュリティレベルに応じたアクセス管理の強さを想定していますが、応募グループにおいてご判断ください。
297	添付資料8 各室性能表 (凡例)	-	-	-	④衛生設備 特殊消火	「屋内消火栓設備に代わり、不活性ガス消火設備等が必要な室」とあります。 自動消火設備（スプリンクラー設備）による直接の水損を考慮したものではなく、ヘッドを免除した上で対象室外からの水系消火設備（屋内消火栓や補助散水栓）による警戒とすることも、不可という理解でよいでしょうか？	ご理解のとおりです。 特殊消火の対象室は、電気室やサーバー室等を想定しています。そのため、水系の消火設備は不可とご理解ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
298	添付資料8 各室性能表	2			イベント控室	イベント控室は合計 1,200 m ² 必要とのことですが、機能的に支障がなければ、複数個所に点在しても宜しいですか。また、運用上支障がなければ、メインスタンド側に配置しても宜しいでしょうか。	複数箇所に分かれていることは支障ありませんが、特記事項に記載のとおり、7人制ラグビーの更衣室としての利用も想定しているため、動線が複雑にならないこと、分散 100 m ² ×12 室に分割して使用可能なことなどに配慮した計画としてください。 後段について、「添付資料9 各室位置関連図」のとおり、バックスタンド側への配置が必要です。
299	添付資料8 各室性能表	4		各室性能表 (7)施設管理関連機能	(7)施設管理関連機能	警察指令室と消防指令室のアクセス管理は警察、消防が独自に行うのでしょうか。	RWC2019 ガイドラインにおける「アクセス管理」は警察指令室及び消防指令室は適用外です。 警察・消防が来場する際は事業者にて対応することとなります。警察指令室及び消防指令室への出入状況の確認や鍵の受渡等は、「別紙1 業務要求水準書」第5章. 第2節. 7. 警備業務をご参照ください。
300	添付資料9 各室位置関連図				消防指令室・警察指令室	消防指令室、警察指令室は「フィールド全体を視認できる室等」に該当しますが、室内のモニタでフィールド・観客席の全体を視認できれば宜しいでしょうか。	ご質問のモニタを用いる方法は、認められません（視認に含まれません）。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
301	添付資料9 各室位置関連図				各室位置関連図	要項に書かれた諸室のゾーニングや関係性や面積は順守しながら、設置場所や動線の工夫を行いより優れた機能性、利便性を提案したいと考えております。それぞれ提案の優位性を示し、諸室の平面配置や階構成を変えた提案をすることは可能でしょうか。	「別紙1 業務要求水準書」、「添付資料8 各室性能表」及び「添付資料9 各室位置関連図」等、各室の要求水準を満たした上で、平面配置や階構成、動線等を工夫いただき、ご提案ください。
302	添付資料13 建設工事に関する留意事項	8	31		31. 事業の一時中止に係る計画の作成	「工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全する」旨の記載がございますが、工事中止期間中の現場保全について、事業者が負担すべきではないと認められる費用については、JSC様にてご負担いただけますでしょうか。	「別紙5 特定事業契約書(案)」第54条をご参照ください。
303	添付資料14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について	1	4		スポーツ利用に係る施設の利用料金	本資料で適用される「スポーツ」はスポーツ基本法におけるスポーツを想定されていると思いますが、スポーツ基本法には具体的な種目の設定がなされていないと思われるため、同法の理念や各条文を元に事業者で設定、提案するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
304	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について	1	4		1. スポーツ利用に係る施設の利用料金	市場の需要動向や提供サービス・施設のクオリティとのバランスを欠いた低料金の範囲設定は事業性に影響があることを踏まえて、事業者に対する運営上の補助金・税制優遇などの支援をお願いしたい。	事業者に対する運営上の補助金・税制優遇などの支援を行うことは想定していません。
305	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について	1	4		1. スポーツ利用に係る施設の利用料金	施設の利用料金は事業全体の継続性に与える影響が極めて大きいため、ラグビーその他スポーツ利用を含めて民間事業者が自由に料金を設定できるよう再考いただきたい。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
306	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について	1	5	スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲	スポーツ利用に係る施設の利用料金	本資料における「アマチュア」に関する明確な定義をご教示ください。プロリーグ化されていない、実業団的なスポーツ団体の行う興行はアマチュア利用となりますでしょうか。また、日本ではプロリーグ化されていない協会の国際試合(ワールドカップ等)はアマチュアに該当しますでしょうか。	アマチュアに関する明確な定義はありませんが、アマチュアとアマチュア以外の区分については、以下の JSC における取扱いに準じて決定してください。 JSC においては、プロリーグ化されていない実業団などのスポーツ団体によるスポーツ競技はアマチュアのスポーツ競技としています。 また、日本ではプロリーグ化されていない競技であっても、海外のプロチームによる国際試合は、アマチュア以外のスポーツ競技として扱っています。 なお、ラグビー利用については、「リーグワン(ディビジョン 1~3 全て)」、国際テストマッチ、海外プロチームの試合は、アマチュア以外のスポーツ競技としています。
307	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について	1	5	図表 スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲		スポーツ利用に係る利用料金の範囲をお示し頂いておりますが、この利用料金の範囲は夜間・早朝等割増料金が発生する場合にも適用されるもののでしょうか。もしくはあくまでこの範囲は基本料金について示したものであり、夜間・早朝等の割増料金についてはこの限りではないかご教示ください。	夜間・早朝等の割増料金が発生する場合においても適用されます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
308	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について	1	5	図表 スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲		スポーツ利用に係る利用料金の範囲をお示し頂いておりますがこの利用料金の範囲には、貴賓室や控室、多目的室、会議室等の付帯施設の料金は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について	1	5	図表 スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲		スポーツ利用に係る利用料金の範囲をお示し頂いておりますがこの利用料金の範囲には、水光熱費等付帯料金は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について			図表 スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲		利用料金の範囲で提示されている「アマチュア」の定義をご教示ください。例えば、国内にプロリーグが存在しない等で解釈する形になりますでしょうか。	質問 No. 306 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
311	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について			スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲		スポーツ利用料金の範囲について、1時間当たりの金額が指定されていますが、参考資料 15 の現行の秩父宮ラグビー場の利用料金では、基本利用料及び利用時間として、9時 - 17時あるいは13時-21時の8時間を単位とされています。提案においては、スポーツ利用について、現行の8時間セットの料金体系を踏襲するべきでしょうか。	応募グループの提案によります。ただし、「別紙1 業務要求水準書(案)」第3章. 第2節. 1. (2)①イに記載のとおり、事業者は、利用者ニーズを踏まえ、本施設の利用料金及びその設定区分等について提案を行うこととしております。
312	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について			スポーツ利用に係る施設の利用料金の範囲	Ⅱ I以外のスポーツ競技に利用する場合	ラグビーにおけるアマチュア以外とはリーグワン(ディビジョン1~3全て)は該当するかと考えておりますが、それ以外で該当する試合をご教授ください。	質問 No. 306 の回答をご参照ください。
313	添付資料 14 新秩父宮ラグビー場 (仮称) スポーツ利用料金について		9		1. スポーツ利用に係る施設の利用料金	(1)でスポーツ利用料金の範囲について指定がありますが、(2)の加算料金を設定する場合は、基本利用料と加算割合の合計金額が、結果として(1)の利用料金範囲を超過する場合も考えられます。そのような利用料金設定も可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
314	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	1	9	図表 1 ラグビー年間利用予定	1. ラグビー試合日等	平成30年の秩父宮ラグビー場における試合日数は45日程度であり、今回求められている最低60日との差が大きい。市場の需要とは乖離する形での日数確保・優先予約は事業性に影響があることを踏まえて、事業者に対する運営上の補助金・税制優遇などの支援をお願いしたい。	年間利用予定は、JRFU等、ラグビー関係団体との調整を踏まえ設定したものです。事業者に対する運営上の補助金・税制優遇などの支援を行うことは想定していません。
315	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	1	9	図表 1 ラグビー年間利用予定	1. ラグビー試合日等	平成30年の秩父宮ラグビー場における試合日数は45日程度であり、今回求められている最低60日との差が大きい。ラグビー利用予定は、日数ではなく試合数で基準を規定し、同日に複数試合を開催して基準を満たすことも可能として、柔軟な事業運営ができるようお願いしたい。	年間利用予定は、同日に複数試合を開催することも考慮し、JRFU等、ラグビー関係団体との調整を踏まえ設定したものです。したがって、原文のとおりとします。
316	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について			JRFU、JERFU 及び JRLO の年間利用予定		本表の試合日数を少なくとも予定しているとの記載ですが、これは運営・維持管理期間の30年間にわたり固定の日数でしょうか。また、少なくともとの表現は、これ以上に増える可能性があるという事でしょうか。また、逆に減らす可能性はないのでしょうか。	前段については、30年間固定の日数となります。なお、要求水準を変更する場合には協議により決定します。後段について、「少なくとも」とは、字義のとおり年間の最低限の試合日数を示したものです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
317	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	1	18		1. ラグビー試合日等 (2)	ラグビー試合日には、試合等の設営・撤去等の準備日は含まれていないと記載されていますが、ラグビー利用の場合、設営日、撤去日として、どのような日数設定が必要であるのか、現行の運用をご教示ください。	「別紙 1 業務要求水準書」、「添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について」 1. (2) に示す試合等の設営・撤去等の準備日の日数については、施設の形態等により異なるため、回答は差し控えさせていただきますが、現行の秩父宮ラグビー場の平成 30 年度の利用実績では、試合日 45 日に対し、設営・撤去日は 31 日となっております。 なお、設営・撤去日の本実績については、現行の秩父宮ラグビー場がラグビー専用利用であることにご留意ください。
318	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2	3-6		1. ラグビー試合日数等	仮予約日数 72 日の削減もしくは、早期確定の調整を図る事は可能でしょうか。 ※2 年前の仮予約、1 年前の確定において、予約を取り消した以降に、他の興業を誘致する事が困難であると想定しております。	仮予約日数 72 日を削減することはできません。また、早期の調整を図ることは可能ですが、2 年前までは仮予約の受付を行う必要があります。
319	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2	3-6		ラグビー利用に係る利用調整について	仮予約前に規定する日数以上の要望があった場合、競技団体間での日数調整を SPC と協議し実施する想定でよいでしょうか。	仮予約前に規定する仮予約日数以上の要望があった場合には、事業者が各競技団体と協議をし日数調整を行ってください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
320	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2	5		ラグビー使用日に係る利用調整	ラグビー試合日の2年前までに仮予約の受付とありますが、各々の競技団体から一括して仮予約が入るという理解で良いでしょうか？（例えば、JRFUの場合、シーズンは通年となっておりますが、5日分の仮予約を一括して入れて頂けるのか、あるいは年間5日枠の範囲で都度都度仮予約が入る形なのでしょうか）	必ず一括して仮予約が入るものではありません。ただし、各競技団体が対応可能な場合においては、シーズンを一括して仮予約を行うことも想定されます。契約締結後、JRFU、JERFU 及び JRL0 各団体と調整してください。
321	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	2	7		2. ラグビー利用に係る利用調整 (1) ラグビー試合日に係る利用調整	仮予約を行っているラグビー試合日には他の予約を入れないとありますが、逆に言えば仮予約が入っていない日に関しては、任意にラグビー以外の予約を入れることができるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。ただし、「添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について」記載のとおり、事業者は、JRFU、JERFU 又は JRL0 から仮予約の変更の申し出があった場合には、可能な限り仮予約の変更に対応するものとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
322	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	3	1		2. (3) ラグビー非利用期間における利用調整 ②	「JRL0 と協議を行い、4 月 29 日から5 月 5 日のうち 2 日間は JRL0 が試合やイベント等で利用できる日を設けるものとする。」と記載がありますが、JRL0 が開催するイベントは要求水準書添付資料 14 図表で記載の「アマチュア以外のスポーツ競技で利用する場合」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	「添付資料 14 新秩父宮ラグビー場（仮称）スポーツ利用料金について」の図表はイベントには適用されません。ただし、イベントであっても、試合等を伴うイベントには本図表が適用される想定であり、試合等の内容に従って適用区分が判断されます。例えば、JRL0 がラグビーの普及を目的として子供の試合・大会を開催する場合には、入場料等の徴収の有無により本図表の「アマチュアのスポーツ競技で利用する場合（入場料等を徴収しない場合）」又は「アマチュアのスポーツ競技で利用する場合（入場料等を徴収する場合）」の区分が適用されます。
323	添付資料 15 ラグビー利用に係る利用調整について	3	1		2. ラグビー利用に係る利用調整 (3) ラグビー非利用期間における利用調整 ②	4 月 29 日～5 月 5 日のうち 2 日間は JRL0 が試合やイベント等で利用できる日を確保するとありますが、この日数の扱いは JRL0 が 1 年間に開催予定の 40 日に含まれますでしょうか。また、この予約の仮予約期限と予約確定期限は他の試合と同様の扱いでしょうか。	開催予定の 40 日に含み、予約方法は他の試合と同様とします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
324	参考資料 15 現行の秩父宮ラグビー場の利用料金及び利用実績			秩父宮ラグビー場利用料金一覧（抜粋） 1 専用利用	備考	「清掃に要する経費が通常を超えるときについては、その実費を徴収」とありますが、コンコース、トイレ、スタンド席等の清掃費用やゴミ処理費用は基本利用料に含まれているのでしょうか。	現行の秩父宮ラグビー場においては、ご理解のとおりであり、スタンド席等の清掃費用やゴミ処理費用については、売店で販売された商品のゴミ処理費用を含め基本利用料に含まれています。 ただし、主催者の持ち込みゴミや売店内で発生したゴミの処理については、主催者や売店等の各自の責任と費用負担に行っています。 また、新しいラグビー場の利用料金の形態を指定するものではありません。
325	事業者選定基準	6	27		A-2. 実施体制及びワーク・ライフ・バランス	統括管理業務の実施体制の欄について、「上記に該当する認定等を有しない」の後に続く文言があるか。	後に続く文言はありません。認定を有するのか、有さないのかが「ワーク・ライフ・バランス等の推進」の評価基準になることを示しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
326	事業者選定基準	8	1		スマートスタジアム	<p><ICT 技術（最新の通信規格・IoT・DX 等への対応）等を駆使し、…具体的な提案がなされているか。>とありますが、この分野は提案書提出から本施設の供用開始までの数年間の間で、大きく進歩する可能性があります。<将来にわたる技術の革新に対応し、継続的にスマートスタジアムとしてのサービス等を提供できる提案がなされているか。>ともありますので、スマートスタジアムに関しては技術の進歩に合わせて提案内容から柔軟に変更していくことが可能でしょうか。</p>	<p>スマートスタジアムに関しては、技術の進歩に合わせて、継続的に質の高いサービスやスタジアム内コンテンツを充実させることに寄与する取組が望まれます（要求水準を下回らなければ、変更可能です）。変更に際しては、「別紙 5 特定事業契約書(案)」第 78 条などをご参照ください。</p>
327 (262)	事業者選定基準	8			B-4 スタジアムの快適性・機能性 スマートスタジアム	<p><ICT 技術（最新の通信規格・IoT・DX 等への対応）等を駆使し、…具体的な提案がなされているか。>とありますが、この分野は提案書提出から本施設の供用開始までの数年間の間で、大きく進歩する可能性があります。<将来にわたる技術の革新に対応し、継続的にスマートスタジアムとしてのサービス等を提供できる提案がなされているか。>ともありますので、スマートスタジアムに関しては技術の進歩に合わせて提案内容から柔軟に変更していくことが可能でしょうか。</p>	<p>質問 No. 326 の回答をご参照ください。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
328 (263)	事業者選定 基準	9			C-1 利用規則 利用 調整	ラグビーの試合等との利用調整方法については、JRFU 等との調整が不可欠と思料しますが、契約締結後、本事業提案書において提案した利用調整方法を基に再度提案の機会を頂けるでしょうか。	ご記載のとおり、利用調整については JRFU 等との調整が必要となりますので、契約締結後、提案内容に基づき、「別紙1 業務要求水準書」第3章.第2節1.(3)に記載のとおり、JRFU 等と十分調整を行ってください。
329	事業者選定 基準	9	27		C-1. 利用規則	「利用料金そのものは評価対象とはしない」との記載について、料金設定の区分など、料金体系の考え方が評価対象となり、料金の多寡は評価対象とならないとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
330	事業者選定 基準	9			C-1. 利用規制	利用料金に関しては、契約締結後、本事業提案書において提案した料金表を基に再度利用料金表の提案を行い、JSC と協議の上、利用料金を定めるとありますが、運営権対価は提案書にて提案した利用料金表に基づくものであり、運営権対価が入札価格と密接な関係にあることを踏まえると、利用料金の再提案により当初の利用料金表と異なる設定になった場合、入札価格の変更調整の可能性があるという理解で良いのでしょうか？	質問に記載いただいた事項において、契約変更することは想定していません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
331	事業者選定基準	10	22		C-6 安全管理・防災・緊急 事態等対応	「大規模感染症等の不測の事態への対応を考慮した計画」とありますが、大規模感染症等の定義は何でしょうか。新型コロナウイルス等感染症を示されるのであれば、将来起こりうる様々なパンデミックを想定してその対応を考慮した提案を盛り込む必要があるのでしょうか。	「別紙2 事業者選定基準」C-6. 安全管理・防災・緊急事態等対応の大規模感染症とは競技者や観客等の本施設の安全な利用に影響する感染症の大規模流行を指します。後段については、事業者においてご判断ください。
332	事業者選定基準	11	14		(3) 入札価格	「入札価格が、予定価格の範囲内か否かを確認し、予定価格の範囲を超える場合は、当該競争加入者を失格とする」とありますが、予定価格については公表されておらず、第1回質問回答 No. 78 でも範囲を含め公表しないとの回答でした。失格を回避するには、どのように入札金額を算定すべきかご教示ください。	「別紙1 業務要求水準書」、「別紙7 サービス対価の算定及び支払方法」等をご参照のうえ、応募グループにおいてご判断ください。
333	事業者選定基準	42	33		(9) 構内情報通信網設備	「利用者が大容量の通信を同時に行った場合も快適性を損なわないネットワーク構成」と記述がありますが、具体的に発生するトラフィック量について想定値はありますか。もしくは各事業者でトラフィック量を想定し、それに基づきネットワーク設計をすればよろしいでしょうか。	資料名「別紙2 事業者選定基準」に該当記載の内容はありませんが、「別紙1 業務要求水準書」に対するご質問であれば、想定値はありません。トラフィック量を想定の上、ご提案ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
334	提出書類の記載要領	3	6		1. (4) イ 事業提案書の提出書類	定められた様式・枚数とは別途、提案内容の実現性・妥当性を説明するような補足資料を添付することは認められますでしょうか。	定められた様式・枚数を超えた補足資料は認められません。
335	提出書類の記載要領	3, 7			提案概要書（中表紙）の用紙サイズ	P3にて「提案概要書（中表紙）」は「指定様式」A4-1枚と指定がありますが、P7にてA3ファイルで提出する旨記載がございます。「提案概要書（中表紙）」はA3-1枚としてもよろしいでしょうか。	中表紙はA3-1枚とします。ご指摘を踏まえて、「別紙3 提出書類の記載要領」及び「様式集」の指定様式を修正します。
336	提出書類の記載要領	6	13	2. (1) ウ	使用ソフト	ご指定の Microsoft Word (Windows 版 2016 以前) あるいは Microsoft Excel (Windows 版 2016 以前)、すなわち Office2016 について、Microsoft 社のメインストリームサポートは 2020 年 10 月 13 日までという期限があるため、延長サポートはあるものの、多くの企業が Office365 への移行を済ませており Office2016 のインストールされている PC を確保することが難しい状況にあります。Office2016 互換で保存することも可能ですが、共通様式の中で創意工夫して提案書を作成するため、Office2016 で開くとレイアウトが崩れてしまう現象が多数発生しております。Windows 版 2016 以前という規定を外していただきたくお願いいたします。	Windows 版 2016 以前という規定を外すこととします。ご指摘を踏まえて、「別紙3 提出書類の記載要領」を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
337	提出書類の記載要領	6	13	2. (1) ウ	使用ソフト	共通様式の中で、レイアウトなどを創意工夫して提案書を作成するため、提出ファイルは PDF 形式（テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモードとする）のみとし、使用ソフトを Microsoft Word（Windows 版 2016 以前）あるいは Microsoft Excel（Windows 版 2016 以前）以外のソフトで作成可能としていただけませんか。	Microsoft PowerPoint での作成も可能としますが、その他のソフトでの作成は出来ないものとします。ご指摘を踏まえて、「別紙3 提出書類の記載要領」及び「様式集」を修正します。
338	提出書類の記載要領	6	17		会社名の記入	第1回入札説明書等に関する質疑回答 No.62 において、「事業提案書の製本には社名を表記ください」とありますが、正本のみ社名を表記する場合、2種類の提案書を作成することになり、応募者にとっては負担になります。正本についても社名は表記せず、様式15 関係者一覧表を添付することで可としていただきたく、改めてご検討をお願いいたします。	事業提案書の正本には社名を表記ください。また、「別紙3 提出書類の記載要領」様式15 は正本のみ添付してください。
339	提出書類の記載要領	6	33		(3) ア 共通事項	「共通様式の、様式名、様式番号は、該当する様式名、様式番号に修正のうえ作成すること」とありますが、様式名とは記載要領 P3 表「技術提案書」の2列目、3列目に記載のタイトルを記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 例えば、様式名は「本事業の実施における方針」、様式番号は「A-1」となります。ご指摘を踏まえて、「別紙3 提出書類の記載要領」及び「様式集」の共通様式を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
340	提出書類の記載要領	7	8	2. (3) ア	DVDの提出時のファイル形式	ご指定の Microsoft Word (Windows 版 2016 以前) あるいは Microsoft Excel (Windows 版 2016 以前)、すなわち Office2016 について、Microsoft 社のメインストリームサポートは 2020 年 10 月 13 日までという期限があるため、延長サポートはあるものの、多くの企業が Office365 への移行を済ませており Office2016 のインストールされている PC を確保することが難しい状況にあります。Office2016 互換で保存することも可能ですが、共通様式の中で創意工夫して提案書を作成するため、Office2016 で開くとレイアウトが崩れてしまう現象が多数発生しております。Windows 版 2016 以前という規定を外していただきたくお願いいたします。	質問 No. 336 の回答をご参照ください。
341	提出書類の記載要領	7	8	2. (3) ア	DVDの提出時のファイル形式	共通様式の中で、レイアウトなどを創意工夫して提案書を作成するため、Microsoft Word (Windows 版 2016 以前) あるいは Microsoft Excel (Windows 版 2016 以前) 以外のソフトで作成できるよう、提出ファイルは PDF 形式 (テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモードとする) のみとしていただけませんか。	Microsoft PowerPoint も追加しますが、PDF 形式のみの提出とすることは認められません。ご指摘を踏まえて、「別紙3 提出書類の記載要領」及び「様式集」を修正します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
342	提出書類の記載要領	7	8	2. (3) ア	DVDの提出時のファイル形式	提案概要書については、P.3の表で、指定または共通様式とありますが、P.6の使用ソフトの規定で「図、表、写真、スケッチ、提案図面を除き」とあり、かつレイアウトなどを創意工夫して提案書を作成するため、指定様式以外はPDF形式のみの提出との理解でよろしいでしょうか。	共通様式について、PDF形式のみの提出とすることは認められません。なお、質問No.341の回答もご参照ください。
343	提出書類の記載要領	7	8	2. (3) ア	DVDの提出時のファイル形式	基本計画説明書については、P.5の表で、指定または共通様式とありますが、P.6の使用ソフトの規定で「提案図面を除き」とありますので、指定様式以外はPDF形式のみの提出との理解でよろしいでしょうか。	質問No.342の回答をご参照ください。
344	提出書類の記載要領	7	8	2. (3) ア	DVDの提出時のファイル形式	第1回質疑回答No.61で、「テキストはコピーアンドペーストが可能なモードとする必要があります」とありますが、これは提出書類の記載要領の内容のとおり、「PDF形式(テキストのコピー・アンド・ペーストが可能なモードとすること。)」にかかるとのことです。word形式又はexcel形式に、他のソフトで作成した図・表・写真等のデータを貼り付けることは可能ですが、文章も含めた資料全体を他のソフトで作成し、そのままword形式に貼り付けることは出来ないことを示しています。(画像内に文字等が含まれており、分解不可能なものである場合は、ご理解のとおりです。)	word形式又はexcel形式に、他のソフトで作成した図・表・写真等のデータを貼り付けることは可能ですが、文章も含めた資料全体を他のソフトで作成し、そのままword形式に貼り付けることは出来ないことを示しています。(画像内に文字等が含まれており、分解不可能なものである場合は、ご理解のとおりです。)
345	提出書類の記載要領	7			技術提案書・基本計画説明書	技術提案書・基本計画説明書は、ドッチファイル以外であっても、両側から開けるファイルであれば問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。 ※両側から開けるファイルであれば問題ありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
346	提出書類の記載要領	7			提案概要書	提案概要書は、フラットファイル以外であっても、背幅の狭い A3 ファイルであれば問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
347	提出書類の記載要領	7			提案概要書	表紙・中表紙について、指定された文言以外に、図版を使用した表現は可能でしょうか。	表紙・中表紙において、文字・図などを追記することは認められません。
348	提出書類の記載要領	7			基本設計説明書の提出データ	「基本設計説明書／共通様式」は図表、写真、スケッチが基本となるため、DVD 提出データはテキストのコピー・アンド・ペーストが可能な PDF のみとしてよろしいでしょうか。	質問 No. 342 の回答をご参照ください。
349	提出書類の記載要領	10	18		3. 事業提案書の項目別の記載の留意事項 (1) 技術提案書	様式 A-2 別紙ワーク・ライフ・バランス等の認定に関して、申請中の場合は、申請中の旨を明記した上で、記載することは可能との理解で宜しいでしょうか。	申請中のものは記載できません。
350 (276)	提出書類の記載要領			様式番号 A-3-2① 投資計画及び資金調達計画表	運営権対価の算出方法	運営権対価は内訳があるものではなく、投資利回りからの逆算から導かれますが、用いた利回り(率)を記載すれば宜しいでしょうか。	応募グループごとに考える運営権対価の算出方法を、可能な範囲で具体的に記載してください。
351	提出書類の記載要領	10	30		3. 事業提案書の項目別の記載の留意事項 (1) 技術提案書	様式 A-3-2 に関して「金融機関・保険会社等からの関心表明書等を取得できている場合にはその旨を記載すること」とありますが、関心表明書等の添付は求められますでしょうか。	関心表明書等の添付は求めていません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
352	提出書類の記載要領	10	30		3. 事業提案書の項目別の記載の留意事項 (1) 技術提案書	様式 A-3-2 に関して、構成員企業による全額エクイティ出資を前提とした場合には外部資金調達については記載する必要はないとの理解で良いでしょうか(構成員企業による外部資金調達について記載する必要はないとの理解で良いでしょうか)。	事業者以外の構成企業等の資金調達計画については、必ずしも記載する必要はありません。
353	提出書類の記載要領	16		【様式 B-8】環境負荷の低減・創エネルギー 記載上の留意事項 (【 】：記載する項目)	評価基準	「ZEB Oriented 以上の評価～」とありますが、次のいずれを指していますでしょうか。①ZEB Ready 等の認証を得ること②一次エネルギー消費量が ZEB Oriented 以上であること	②一次エネルギー消費量が ZEB Oriented 以上であることです。 様式においては、具体的数値目標を記述してください。
354 (277)	提出書類の記載要領			様式番号 E-1① 事業工程計画	地中埋設物の撤去	神宮第二球場、神宮球場の既設の杭撤去などは宗教法人明治神宮にて行うが、事業者が想定する必要な期間を記載する理解で宜しいでしょうか。	「参考資料 4 用地引き渡し条件①」のとおり、杭は杭頭から 50cm 撤去された状態で事業者へ引渡されるため、以降の事業者の提案に応じて必要となる既存杭の撤去等は事業者が実施することになります。 これに必要な期間を考慮して、必要な期間を記載してください。
355 (278)	提出書類の記載要領			様式番号 E-2 事業全体の実施体制図	企業名	構成企業○、協力企業○ではなく、様式 15 に合わせて記載することで宜しいでしょうか。	「別紙 3 提出書類の記載要領」様式 15 の「事業提案書 (副本) における企業名」に合わせて記載ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
356	様式集			【様式9】入札書及び事業提案書の提出確認票	様式D-2	事業期間中の大規模修繕費の計画は、様式E-20に記入する旨の指定がありますが、大規模修繕に含まれない修繕・更新費の計画については、様式D-2（頁数制限：A4-3枚以内）に含むものと理解してよろしいでしょうか。	各費用の計画については、「別紙3 提出書類の記載要領」様式A-3-2④にご記載ください。 なお、「別紙3 提出書類の記載要領」様式D-2には、修繕・更新の考え方についてご記載ください。
357	基本協定書 (案)	1	2		頭書	本協定書は、JSCと当選グループ総体で締結する形態になっています。第1回質問回答No.92にて、応募グループとは代表企業を含む構成企業と協力企業までと回答いただきましたので、当選グループ内でも担う責任が異なる構成企業と協力企業とは分けて、例えば構成企業を乙1、協力企業を乙2と定義し、各条項について、SPCに出資する構成企業だけが約するもの、協力企業も合わせて約するものにと再構成いただいて、締結するよう検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。各条文において「乙」「構成企業」「協力企業」を使い分けて規定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
358	基本協定書 (案)	1	1		第1条 (目的及び 解釈) 2 (1)	基本協定書第1条第2項第(1)号の定義「乙のうち、事業者の議決権付株式を保有せず、事業者からの委託により各業務を実施する法人」からしますと、協力企業も乙に含まれると解されます。しかし、協力企業は必ずしも事業者に出資するものではないと理解しておりますところ、事業者に出資しない者を含む協力企業を基本協定書の当事者とする必要はないと整理していただけないでしょうか。	質問 No. 54 の回答をご参照ください。
359 (282)	基本協定書 (案)	1	20		第1条 (目的及び 解釈) 第2項 (2)	入札説明書定義集と同様に、本協定書においても構成企業の定義が見られますが、事業者からの業務委託を受けなくても従業員が SPC に出向し、主な業務を実施する(業務責任者や業務担当者となる)場合には、構成企業として認められると考えてよろしいでしょうか。	構成企業は「乙のうち、事業者の議決権付株式を保有し、事業者からの委託により各業務を実施する法人」であり、従業員の SPC への出向の有無ではなく、本定義に基づき判断することになります。
360 (283)	基本協定書 (案)	2	1		第1条 (目的及び解釈) 2 (7)	「業務委託契約」には、記載のある2契約(業務委託契約及び請負契約)に加え、出向契約も含まれるのでしょうか。	含まれません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
361	基本協定書 (案)	2	30		第2条 (当事者の義務) 2	第2条第2項において「相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。」とされておりますが、貴法人からのご要望については、貴法人が公表した入札説明書類、業務要求水準書等の公表資料の範囲内のご要望に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	該当箇所は、特定事業契約の締結のための協議における記載であり、公表資料の範囲に限定されるわけではありません。
362 (284)	基本協定書 (案)	3	1		第3条 2	完全無議決権株式を取得予定の企業については、協力企業に当たらない場合は、参加表明時の参加表明書等、資格審査書類の記載提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	基本協定書 (案)	3	1		第3条 (事業者の設立) 2	第3条第2項において出資者保証書の提出義務主体は「乙」とされていますが、協力企業は事業者の議決権付株式を保有していないことや、別紙1の様式においても「当社ら」の範囲から協力企業が除かれていることから、協力企業による出資者保証書の提出は想定されておらず、提出不要という理解でよろしいでしょうか。	協力企業のうち完全無議決権株式を保有する者は、出資者保証書の提出が必要であり、「別紙4 基本協定書(案)」別紙1の「当社ら」に含まれます。落札者決定後に「別紙4 基本協定書(案)」の規定を調整します。 なお、協力企業のうち完全無議決権株式を保有しない者は、落札者を構成する者として「別紙4 基本協定書(案)」別紙1の前文に名称を記載するものの、出資者保証書の提出は不要です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
364	基本協定書 (案)	3	12		第4条 (株式の譲渡)	本事業のための融資を行う金融機関等のための担保権設定に関しては合理的な理由なく承諾の留保、遅延又は拒否はされないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「別紙5 特定事業契約書(案)」第127条に基づき融資金融機関と締結する協定書において定めます。
365	基本協定書 (案)	3		4条1項但書	他の構成企業への議決権株式の譲渡	他の構成企業への議決権株式の一部の譲渡のみが承諾不要となっているが、全部譲渡の場合でも承諾不要としていただきたい。1株だけ残るような一部譲渡の場合と0株になる場合とで有意な差はないのではないか。	原文のとおりとします。
366	基本協定書 (案) 特定事業契約書(案)	4, 44		4条4項、7項 92条7項、8項	議決権株式の譲渡・代表企業変更の承諾基準	議決権株式の譲渡に係る「当該譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断した場合」及び代表企業の変更に係る「当該変更について事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断」につき、具体的にご想定されている状況をご教示いただきたい。主には、当該議決権株式の処分者又は代表者から事業者に出向している職員が議決権株式の処分と共に事業者から引き上げることにより要求水準書又は提案書類に定める事業者の義務履行に支障をきたすような状況を想定しているとの理解でよいか。	落札者の提案内容に応じて、個別事象に即して判断します。ご質問のような出向職員の残留有無のみをもって判断することは想定していません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
367	基本協定書 (案) 特定事業契約書(案)	4, 44		4条4項 92条7項	議決権株式の譲渡 の承諾基準	「当該議決権付株式を保有する構成企業と同等の資格要件、実績要件その他入札説明書に定める要件を満たし」につき、議決権株式の一部譲渡の場合、構成企業たる譲渡人が引き続き事業者の議決権株式を保有していることから、入札説明書に定める代表企業、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業に求められる要件について満たす必要はないとの理解でよいか。	構成企業間の一部譲渡に関しては、「別紙4 基本協定書(案)」第4条第1項第1文の承諾は不要としているため、第4項は適用されません。「別紙5 特定事業契約書(案)」の第92条に関しても同様です。
368	基本協定書 (案)	4	3		第4条(株式の譲渡) 4	「当該譲渡が事業者の事業実施の継続を阻害」する場合として具体的にはどのような場合がご想定されているか、ご教示ください。	質問 No. 366 の回答をご参照ください。
369	基本協定書 (案)	4	3		第4条(株式の譲渡)	例えば建設業務に携わる構成企業が議決権付株式を譲渡する場合、当該譲受人についても、入札説明書記載の建設業務に携わる企業としての要件を満たしている必要があるということでしょうか。特に、建設業務の完了後においても要件の充足が必要でしょうか。	議決権付株式を譲り受ける者が建設業務に携わる場合は、建設業務に携わる企業としての要件を満たす必要があります。また、建設業務が完了している場合も同様となります。
370	基本協定書 (案)	4	19		第4条(株式の譲渡) 7	「当該変更について事業者の事業実施の継続を阻害」する場合として具体的にはどのような場合がご想定されているか、ご教示ください。	質問 No. 366 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
371 (285)	基本協定書 (案)	4	26		第5条 2	特定事業契約締結の際には事業者の要望についても協議していただけると理解してよろしいでしょうか。	案を基本としますが、落札者決定後に協議することは可能です。 ただし、他の応募グループとの公平性の観点で問題が生じる場合は協議に応じられません。
372	基本協定書 (案)	4	26		第5条 第2項	「乙は、特定事業契約の締結に関する協議にあたっては、甲の要望を尊重する」旨の記載について、事業者は特定事業契約の締結に向けた協議にあたり、誠実に対応させていただきますが、事業者からの修正要望等についても、客観的に合理性が認められる内容については、尊重いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	質問 No. 371 の回答をご参照ください。
373	基本協定書 (案)	4		5条 2項	特定事業契約の締結に関する協議	当該協議にあたり、「甲の要望を尊重する。」とあるが、「特定事業契約（案）」に記載のない新たな要望が甲からなされることはないという理解で良いか。 万が一そのような要望があった場合に、乙において検討の上で受け入れがたいと判断する場合にこれを受け入れない結果になることは許容されるか。 そのような新たな要望により特定事業契約が締結できない場合は11条1項但書の場合に該当するという理解で良いか。	第1文は、例えば事業提案書に対する有識者委員会の意見・要望等に基づき、甲から乙に条件を提示する場合があります。 第2文及び第3文は、甲乙間で誠実に協議を尽くしたうえでの結果であれば、ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
374	基本協定書 (案)	4		6条1項2号	運営権設定の停止 条件	「円滑に進捗」とは、具体的には重大な契約違反がないことをいう理解で良いか。	該当箇所の記載のとおりです。 重大な契約違反がないことに限らず、運営業務及び維持管理業務の開始に向けて調整等が確実に進捗する計画であること等を指します。
375	基本協定書 (案) 特定事業契約書(案)	5 7		7条1項 18条1項	業務の委託等	「本事業に係る各業務の全てを業務委託先に一括して委託又は請け負わせてはならない。」とは、各業務の全体管理を事業者が行い、かかる管理に基づき各委託先が設計、整備等を行うということは問題ないという理解で良いか。	全体管理が何を指すのか不明ですが、各業務の一元的な統括管理を事業者が実施することは問題ありません。 ただし、各業務の主たる業務を実施するという位置づけであれば、入札説明書に記載する競争参加資格を満たす必要がありますので、事業者では実施できない業務も存在します。
376	基本協定書 (案)	5	7		業務の委託等	「乙は、事業者をして、本事業に係る各業務の全てを業務委託先に一括して委託又は請け負わせてはならない」とありますが、第三者への委託を不可とするもので、構成企業及び協力企業に一括して委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「別紙4 基本協定書(案)」第7条第1項及び「別紙5 特定事業契約書(案)」第18条第1項は、本事業に係る各業務の「全て」を同一の業務委託先に一括して委託することを禁止する規定です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
377	基本協定書 (案)	5	7		第7条 (業務の委託等)	各業務の全てを複数の業務委託先に分割して委託又は請け負わせることは禁止されていないという理解でよろしいでしょうか。	事業者からの委託の場合、ご理解のとおりです。 構成企業・協力企業は本事業の業務を実施する法人であり、分割であっても全ての業務を委託又は請け負わせる(構成企業・協力企業が何の業務も実施しない)ことは認められません。
378	基本協定書 (案)	5		9条1項	談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	各号の違反はあくまで「本事業の入札手続に関して、」であるため、本事業以外でこれらの違反があっても該当しないという理解であり、特定事業契約は締結可能という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
379	基本協定書 (案)	6	19		第9条 (談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等) 2項、3項	第9条3項の15%の賠償金を支払う事態に際しては、第9条2項の10%の賠償金は合わせて支払う必要は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
380 (286)	基本協定書 (案)	6	19, 2 3		第9条 2, 3	第9条3項の15%の賠償金を支払う事態に際しては、第9条2項の10%の賠償金は合わせて支払う必要は無いものと考えてよろしいでしょうか。	質問 No. 379 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
381	基本協定書 (案)	6	19- 24 34, 3 5		9条2項・3項 談合その他の不正 行為による/暴力団 排除に係る特定事 業契約の不締結等	違約金の算定根拠について確認させてい ただきたい。また、金額について交渉の余 地はあるでしょうか。	脚注に記載のとおり、落札金額に一定の割 合を乗じて算定します。また、金額につい て交渉の余地はありません。
382	基本協定書 (案)	6	32		談合その他不正行 為による特定事業 契約の不締結等	「乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなけ ればならない」とありますが、不正行為を 行った企業のみを支払義務が発生すると していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。「連帯」は乙が責 任をとみにすることであり、乙の内部で調 整を実施し確実に甲に支払う仕組みを構 築することも含まれます。
383	基本協定書 (案)	6	32		第9条（談合その 他の不正行為によ る特定事業契約の 不締結等） 5	議決権付株式や完全無議決権株式を全て 譲渡するなどして構成企業（や協力企業） の地位から脱退した場合には、第9条第5 項に基づく賠償責任を負わないという理 解でよろしいでしょうか。第10条第4項 についても同様です。	「別紙4 基本協定書(案)」第9条第5項 は、JSCとSPC間の損害賠償について定め たものであるため、乙の当事者間における 求償を妨げるものではありません。
384 (287)	基本協定書 (案)	6	34		談合その他の不正 行為による特定事 業契約の不締結時	脚注の落札金額とは入札価格を指すので しょうか。	「別紙7 サービス対価の算定及び支払方 法」をご参照ください。 落札金額は入札書に記載された金額に当 該金額の100分の10に相当する額を加算 した金額を指します。
385 (288)	基本協定書 (案)	6	35		談合その他の不正 行為による特定事 業契約の不締結時	脚注の落札金額とは入札価格を指すので しょうか。	質問No. 384の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
386	基本協定書 (案)	7	21- 24 31		10条2項 談合その他の不正 行為による/暴力団 排除に係る特定事 業契約の不締結等	違約金の算定根拠について確認させてい ただきたい。また、金額について交渉の余 地はあるでしょうか。	質問 No. 381 の回答をご参照ください。
387	基本協定書 (案)	7	29		暴力団排除に係る 特定事業契約の不 締結等	「乙は、賠償金を連帯して甲に支払わなけ ればならない」とありますが、該当企業に のみ支払義務が発生するとしていただけ ないでしょうか。	質問 No. 382 の回答をご参照ください。
388	基本協定書 (案)	7	29		第10条（暴力団 排除に係る特定事 業契約の不締結 等）	議決権付株式や完全無議決権株式を全て 譲渡するなどして構成企業（や協力企業） の地位から脱退した場合には、本条に基づ く賠償責任を負わないという理解でよろ しいでしょうか。	質問 No. 383 の回答をご参照ください。
389	基本協定書 (案)	8	5-7		11条 特定事業契約不調 の場合の処理	「ただし、特定事業契約が締結に至らなか った理由が甲の責めに帰すべき事由によ るものであると認められるとき、甲は、乙 が準備行為に要した費用について、合理的 な範囲でこれを負担するものとする。」と ありますが、11条2項とのバランスから、 費用のみの負担でなく、損害賠償も認め ていただけるでしょうか。	原文のとおりとします。第2項は談合その 他の不正行為や暴力団排除に関する社会 的要請に基づくものであり、性質が異なり ます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
390	基本協定書 (案)	8	5-7		第11条 (特定事業契約不調の場合の処理) 第1項	甲の責めに帰すべき事由により特定事業契約締結に至らなかった場合について、乙に生じた損害ではなく、「準備行為に要した費用」に限定されている以上、当該費用については「合理的な範囲」という限定を付さずにご負担いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。準備行為に要した費用は乙からの請求によるものと考えられるため、甲として合理性を判断する必要があります。
391	基本協定書 (案)	8	13-17		12条 任意事業の実施	「任意事業実施企業」の定義中、「事業者と連携する企業」で指す範囲はどこまでが該当範囲となるかご教示ください。	JSC に対して合理的な説明が可能な範囲で、応募グループの提案によるものとします。
392	基本協定書 (案)	8	13-17		12条 任意事業の実施	業務要求水準書5頁19行目に「また、特定事業以外に本敷地・本施設等を利用することはできないものとする。」とありますが、ここで言う利用の言葉の定義は、本敷地内・本施設内で提供するサービス(ドリンクを内包したチケットの販売等)も任意事業に該当するでしょうか。 例) VIPの飲食サービス提供は特定事業だが、そのチケットを販売する行為を事業者以外が行う場合は任意事業になるでしょうか。	本敷地・本施設等は特定事業以外に利用することはできず、本敷地内・本施設内においてサービスの提供を行う任意事業を実施することはできません。
393	基本協定書 (案)	8	13-17		12条 任意事業の実施	業務要求水準書5頁に記載のある任意事業に係る計画書提出を怠った場合の罰則規定等について現時点でわかるものがあればご提示願います。	計画書の提出がなければ任意事業を実施することはできません。落札者決定後に示す任意事業協定書(案)において、手続きやモニタリング等を規定することを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
394	基本協定書 (案)	8	13- 17		12条 任意事業の実施	業務要求水準書5頁に記載のある任意事業に係る計画提出後の報告義務などはあるでしょうか。	任意事業協定書には、手続きやモニタリング等を規定する想定です。なお、任意事業協定書(案)については、落札者決定後に示す予定です。
395	基本協定書 (案)	8	14		任意事業の実施	構成企業は任意事業を行うことができるとありますが、同様に協力企業も実施することができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	基本協定書 (案)	8	14		任意事業の実施	ここで言う「事業者と連携する企業」とは、具体的には事業者とどのような関係性を有する企業を想定されているのでしょうか。協力企業との違いについても、併せてご教示ください。	協力企業は「事業者の議決権付株式を保有せず、事業者からの委託により各業務を実施する法人」を指します。一方、任意事業における「事業者と連携する企業」は任意事業を実施する者のうち、構成企業とその子会社を除くものを指すものであり、任意事業を実施する協力企業を含みますが、協力企業に限られないより広い概念です。
397	基本協定書 (案)	8		12条	任意事業の範囲	任意事業には特に範囲の制限はないという理解で良いか。また特定事業契約(案)4条1項に記載の業務に附帯関連する一切の事業は本事業に含まれるため、任意事業には含まれないという理解で良いか。	任意事業の範囲(内容)は、「別紙1業務要求水準書」第1章.第2節3.(3)②のとおりです。特定事業に関連して、本施設の価値を高め、あるいは、本施設の来場者に対する利便性の向上を図る等の取り組み(事業)は、事業者が実施するものは特定事業となります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
398	基本協定書 (案)	8	19		第13条（本事業終了後の代表企業の責任）	解散「等」とありますが、解散以外に具体的にご想定されている事態をご教示ください。	解散に伴う清算を含めて広義に規定したものです。
399	基本協定書 (案)	別紙1 出資者保証書の様式				出資者保証書様式に、出資をしない協力企業も企業名を連ね、協力企業の出資額を記載するフォーマットになっておりますが、これは誤記であって、事業者に出資する代表企業と構成企業が連名で提出するものとの認識でよろしいでしょうか。	質問 No. 363 の回答をご参照ください。
400 (280)	基本協定書 (案)	1	10	別紙1 出資者保証書の様式	出資者保証書	出資をしない協力企業に対し出資者保証書について誓約、表明・保証を求める意図をお聞かせ下さい。	質問 No. 363 の回答をご参照ください。
401	基本協定書 (案) 別紙1 (出資者保証書)	2	9	-	出資者（協力企業）	協力企業は出資しない認識ですが、出資者（協力企業）は誤植でしょうか。	質問 No. 363 の回答をご参照ください。
402 (281)	基本協定書 (案)	1	10	別紙2 誓約書の様式	誓約書	出資をしない協力企業に対し誓約書について誓約、表明・保証を求める意図をお聞かせ下さい。	質問 No. 363 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
403 (334)	特定事業契約書（案）		9	1 事業期間等（1）本施設	施設整備期間	Ⅱ期の施設整備期間の始期が特定事業契約締結日からとされていますが、事業用地が引き渡され着工可能となるのが、2033年3月と相当先の時期になりますので、Ⅰ期とⅡ期の施設整備を分けることをご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 Ⅱ期の設計について、Ⅰ期と同時に進めていただく必要があるため、特定事業契約締結日からとしています。
404 (333)	特定事業契約書（案）		9	1 事業期間等（3）事業用地	事業用地引渡し時期	本項に定められた事業用地引渡し時期が、不可抗力により遅れた場合、第55条（事業者の請求による施設整備期間の延長）に依って施設整備期間の延長が可能でしょうか。	質問 No. 85 の回答をご参照ください。
405	特定事業契約書（案）	第3 事業 の 概 要	1 事業 期 間 等		(3) 事業用地 事業用地引渡し時期	本項に定められた事業用地引渡し時期が、不可抗力により遅れた場合、第55条（事業者の請求による施設整備期間の延長）に依って、事業期間の延長が可能でしょうか。	質問 No. 85 の回答をご参照ください。
406	特定事業契約書（案）	1		2条2項	本事業内容の見直し	本事業内容の見直しは JSC から一方的に決定するのではなく、事業者と協議し合意の上で進めるという理解で良いか。	ご理解のとおりです。
407	特定事業契約書（案）	1		3条1項	特定事業契約等	「特定事業契約の規定に基づき、JSC と事業者の間で別途締結される契約」とは、51条の無償貸付契約以外に何が存在するか。	現段階で以下を予定しています。 ・JSC 職員の派遣に関する取決め（第17条第1項） ・本施設の一部に係る貸付契約（第75条第1項）

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
408	特定事業契約書（案）	1			第4条 （本事業の実施）	スポーツ博物館に関しては、運営・維持管理業務の準備業務を事業者の業務から除外する旨規定されておりますが、スポーツ博物館の維持管理業務は事業者側で行うこととされていることから、準備業務を担うJSCと事前に協議・調整の機会が設けられるという認識で良いでしょうか？	スポーツ博物館は施設引渡しの翌日から維持管理業務が開始されるため、施設引渡し後の試運転・開業前の保守点検等という概念がありません。また、維持管理業務の実施に向けて、必要な調整等がありましたら、該当箇所の記載に関わらずJSCと前もって調整を開始してください。
409	特定事業契約書（案）	2	22		4条 本事業の実施	「リ 安全管理・防災・緊急事態等対応業務」について、”都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル”に準ずる対応が要求水準書9-（2）に定められており、同マニュアルには「8. 一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーション及び避難所の区分において、設置期間は発災から72時間（最大3日間）程度まで」が目安となっております。 それ以上の一時滞在の日数を要する災害の場合には、施設側の負担を越えるものとして、費用の補填を含めて対応を協議頂けるでしょうか。	安全管理・防災・緊急事態等対応業務は事業者が実施するものであり、設置期間は事業者の判断で行うものであるため、JSCが補填するものではありません。ただし、必要な協議への対応は行います。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
410	特定事業契約書（案）	2	30		第4条（本事業の実施） 1	施設整備業務及び開業準備業務に記載がないため念のため確認ですが、JSCまたは第三者の資産について、事業者にて移送、一時保管、再設置が必要ないとの理解で宜しいでしょうか。 例えば、仮事務所である足立区綾瀬の秩父宮記念スポーツ博物館・図書館から本施設等への移送、再設置が本事業に含まれないことを確認させてください。	ご質問の例について、スポーツ博物館の展示等の移送・再設置等は JSC において行いますが、その他、事業者と協議のうえ、必要な協力を求める場合があります。
411	特定事業契約書（案）	2	30		第4条（本事業の実施） 1	施設整備業務及び開業準備業務にて、JSC または第三者の資産について事業者にて移送、一時保管、再設置が必要な場合は、保険手配に必須となる対象資産の一覧（名称、所有者、再調達価格）と、現在の保管場所、将来の再設置場所、移送・一時保管すべき期間をご開示ください。	質問 No. 410 の回答をご参照ください。
412	特定事業契約書（案）	3			第5条（運營業務の収入） 1	本施設の運營業務にあたり、ラグビーその他スポーツ利用に係る利用料金に加えて、コンサート等イベント催行の際の利用料金についても JSC との協議が必要となるのでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、ラグビーその他スポーツ利用に係る利用料金以外については、JSC が範囲を設定することは予定していません。
413	特定事業契約書（案）	3		5条2項	利用料金	JSC と協議することとなっているが、不当に高額であるような場合を除き基本的に事業者の裁量に委ねられる理解で良いか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
414	特定事業契約書（案）	3	14-18		5条3項 スポーツ振興への還元	「第22条（要求水準の変更）2項①～⑤」に起因して、特に③により固都税が減免された際には事業計画を見直し、「入札説明書 P58）事業者による運営の結果生じる利益の帰属」の算定を行うという解釈でよいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。第22条第2項①～⑤に起因して事業者の費用が減少する場合には、事業計画を見直し、「別紙1 業務要求水準書」第4章.第1節.6.⑤の還元額の算定を行なってください。
415	特定事業契約書（案）	3		5条3項	スポーツ振興への還元	還元方法についても基本的に事業者の裁量に委ねられるものであり、JSCがその方法を指定するようなことがない理解で良いか。	ご理解のとおりです。 質問 No. 211 の回答もご参照ください。
416 (289)	特定事業契約書（案）	3	19		第6条（JSCの実施業務） 3	再開発事業に係る工事等、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を事業者にて行った結果、入札時には想定し得なかった費用が発生した場合、第100条7項に基づき、施設整備費の100分の1を超える額はJSCの負担となるでしょうか。	想定外のコストがかかるような協力を事業者が実施することは、想定していません。仮に想定外のコストがかかる協力を実施することを余儀なくされるような場合、その原因や因果関係などにより、どの条項に該当するか、判断することになります。
417	特定事業契約書（案）	3	23		第6条（JSCの実施業務） 3	「その他の関係者」とはどのような者を指しておられますでしょうか。	括弧内に記載しているような再開発事業に係る工事の発注者などを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
418	特定事業契約書（案）	3	25	-	第1章.第6条 （JSCの実施業務）	「第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を行う」とありますが、想定外のコストが掛からない範囲での協力・調整であり、当該コストが顕在化した際は JSC 負担という認識で宜しいでしょうか。例えば工事同士の実施時期の調整といった範囲にとどまり、事業者に金銭負担が生じることは想定していないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	特定事業契約書（案）	3	27		第6条（JSCの実施業務） 4	「その他の関係者」とはどのような者を指しておられますでしょうか。	例えば、JSC がスポーツ博物館の運営に係る一部業務を委託した場合の受注者などを想定しています。
420	特定事業契約書（案）	3	27		第6条（JSCの実施業務） 4	「当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う」とは具体的にどのような内容のものをご想定されておられますでしょうか。	質問 No. 419 の回答のような場合に、事業者が行う維持管理業務の実施日時を調整することなどを想定しています。
421	特定事業契約書（案）	3	29	-	第1章.第6条 （JSCの実施業務）	「当該業務等の円滑な実施に協力し、必要な調整を行う」とありますが、想定外のコストが掛からない範囲での協力・調整であり、当該コストが顕在化した際は JSC 負担という認識で宜しいでしょうか。例えば工事同士の実施時期の調整といった範囲にとどまり、事業者に金銭負担が生じることは想定していないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
422	特定事業契約書（案）	3	30		第6条（JSCの実施業務） 5	「関連業務等」として現時点で具体的にご想定のものがあればご教示ください。	第3項の括弧内に記載しているような再開発事業に係る工事及びNo.419の回答に記載しているような業務を想定しています。
423	特定事業契約書（案）	3			第6条（JSCの実施業務）	再開発事業に係る工事等、第三者の行う工事の円滑な施工に協力し、その施工に必要な調整を事業者にて行った結果、入札時には想定し得なかった費用が発生した場合、当該費用はJSCの負担となりますか。	質問No.416及びNo.418の回答をご参照ください。
424	特定事業契約書（案）	3			第6条（JSCの実施業務） 5	同条第3項及び第4項の規定において、関連業務等の実施主体にはJSCとなる場合も想定されていますので、第5項においては「第三者及びその使用人等」に加えJSCも追記すべきではないでしょうか？	原文のとおりとします。第5項は、事業者と直接の契約関係を有しない第三者等に対して責任を負わない旨の規定であり、特定事業契約の締結当事者であるJSCを含めることは想定していません。
425 (290)	特定事業契約書（案）	4	7		第8条（公租公課の負担） 1	固定資産税及び都市計画税が本施設全体に課税される場合、事業計画に大きく影響します。別添2の各条文からは、課税されるか否かの判断がつきませんが、JSCにて、どのような場合に課税されるのか、東京都に確認いただけないでしょうか。	質問No.24の回答をご参照ください。
426 (291)	特定事業契約書（案）	4	7		第8条（公租公課の負担） 1	仮に固定資産税及び都市計画税が課税される場合、納税義務はJSCにあるものと思料しますが、JSCから事業者へはどのような費用名目で請求されるのでしょうか。	質問No.30の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
427 (292)	特定事業契約書(案)	4	7		第8条(公租公課の負担) 1	固定資産税及び都市計画税が本施設全体に課税された場合、事業計画の大幅な変更を余儀なくされます。そのリスクを前提に事業計画を想定する必要がありますが、リスク量の大きさが現時点では把握しかねます。リスク量判断の参考となる、課税の可能性が高い具体的ケースをお示しいただけますでしょうか。	質問 No. 24 の回答をご参照ください。
428 (293)	特定事業契約書(案)	4	7		第8条(公租公課の負担) 2	固定資産税及び都市計画税が本施設全体に課税される場合、納税義務者は JSC であり事業者は負担すべき課税相当額を JSC に支払うこととなります。この場合事業者から JSC に支払う金銭は公租公課では無い為、消費税の課税対象となる場合、事業者の金銭負担が固定資産税・都市計画税相当額以上になる可能性はありませんでしょうか。	本施設の運営に伴い固定資産税及び都市計画税が賦課された場合には、JSC が納付する固定資産税及び都市計画税の相当額を事業者が JSC に支払うこととなります。また、当該支払いに伴い生じる公租公課は事業者が負担することとなります。なお、ご指摘のとおり、事業者が JSC に固定資産税及び都市計画税の相当額として支払う金銭については消費税が課税されることが想定されます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
429	特定事業契約書（案）	4			第8条（公租公課の負担）	「固定資産税及び都市計画税については、I期の施設整備期間中に事業用地に対して課税されることとなった場合に限り当該期間中はJSCの負担とするが、I期の施設整備期間経過後に課税されることとなった場合は当該課税の事由にかかわらず事業者の負担とする」とありますが、課税非課税の判断基準（実際の施設整備状況に基づきI期の施設整備期間内であるかどうかを判断してよろしいでしょうか。それとも、実際の施設整備状況にかかわらず、所定の期間の経過を基準とするという理解になるのでしょうか。）、会計処理、負担方法等について入札前に確定し開示いただきたくお願い申し上げます。	質問 No. 24 の回答をご参照ください。
430	特定事業契約書（案）	4	15		第9条（保険の付保等）	運営・維持管理期間中において、JSCが本施設等を対象に付保予定のする損害保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご開示ください。	現時点において、具体的な想定はありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
431	特定事業契約書（案）	4	16		第9条（保険の付保等） 1	「事業者は自ら又は業務委託先をして、別紙3の保険を、自らの責任および費用負担により、本事業に必要な保険に加入させなければならない」となっております。 しかしながら、建設業務受託者である建設企業に建設工事保険を加入してもらう場合は、建設企業が保険契約者となり、その結果、保険料負担者にもなります。 つきましては、「自らの責任及び費用負担により」を「自らの責任により」にご修正いただきたく、宜しくお願い致します。	原文のとおりとします。「自らの責任及び費用負担」の「自ら」は保険加入者（事業者又は業務委託先）を指しており、事業者による費用負担を義務付けるものではありません。
432	特定事業契約書（案）	4	19		第9条（保険の付保等） 1	こちらは事業者による原本証明で足りるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
433	特定事業契約書（案）	4	21	-	第1章, 第9条（保険の付保等）	「JSCに提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない」とありますが、原本証明付き写しを提出することで提示も兼ねるという認識で宜しいでしょうか。	原本を JSC に提示したうえで原本証明付き写しを提出してください。
434	特定事業契約書（案）	4			第10条 （本事業の実施体制等） 1	「本事業に係る業務を着手する日」とは、具体的にいつと理解すればよいでしょうか？	特定事業契約の締結日です。
435	特定事業契約書（案）	5	27		第11条（統括管理業務の実施に係る準備） 5	「頻繁な変更」に該当する頻度として具体的な水準をご教示ください。	具体的な頻度は示しません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
436	特定事業契約書(案)	7	8		第16条(モニタリング実施計画書)	事業者側の帰責事由によらずに、JSC様の承諾を得ることができず、モニタリング実施計画書が確定できず、本業務に係る業務の着手に至らない場合にはどのような処理をご想定でしょうか。	事業者側の帰責事由によらずに、モニタリング実施計画書が確定できないことが想定されません。
437	特定事業契約書(案)	7	14		第17条(JSC職員の派遣)	JSC様における人事等の関係上、派遣の対象となる職員の方については定期的に変更が生じるものと理解しておりますが、そのような変更が生じる場合には事前にご連絡いただくなど、上記の事前取決めを締結するために必要なご協力を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 職員の変更に係る事前の連絡などは困難な場合がありますが、可能な限り協力しながら進めていきます。
438	特定事業契約書(案)	7	14-23		17条 JSC職員の派遣	JSC職員派遣については、以下とさせていただきます。 ①事前に事業者から求める要件を明示の上、それに沿った人材を派遣する ②候補者についてJSCより事業者へ事前通知の上、事業者側にも面談の機会を設ける ③候補者の派遣決定についてはJSC、事業者双方の協議をもって決定する。	JSC職員派遣については、「別紙5 特定事業契約書(案)」及び「別紙5 特定事業契約書(案) 別紙5 JSC職員の派遣に係る事項」に記載されている内容を前提条件とします。
439	特定事業契約書(案)	7	14-23		17条 JSC職員の派遣	通知する候補者が要件を満たさない場合および協議が不調の場合は受け入れを行わない場合もあるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の意向により、派遣を受け付けないことは認められません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
440	特定事業契約書(案)	7	14-23		17条 JSC 職員の派遣	派遣いただく JSC 職員の任期の最短期間の想定があればご教示願います。	現時点において、最短の期間の想定はありません。
441	特定事業契約書(案)	7	14-23		17条 JSC 職員の派遣	事業に係る業務を着手する日の1ヶ月前までとは、 本事業の統括管理業務、運営業務(スポーツ団体や周辺事業者等との連絡調整等)それぞれについて着手するタイミングという解釈でよいでしょうか。 計画期間含めて、着手と定義する時期は別途協議させていただくという理解でよいでしょうか。	着手については、事業提案書に記載された運営権設定日を基準とします。ただし、事業提案書作成時は、あくまで運営権設定日は見込みであることから、施設整備業務の着手以降、運営権設置の予定時期の見通しが立った時点において、別途協議により基準とする日程を設定することを想定しています。
442	特定事業契約書(案)	7			第17条 (JSC 職員の派遣)	第1項に記載ある「新たな JSC 職員の派遣」は、別紙5(JSC 職員の派遣に係る事項)と照らし合わせると、派遣人員は3名以上になることはなく、交代要員との理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	特定事業契約書(案)	7			別紙5 JSC 職員の派遣に係る事項	主な業務に「統括管理業務」と「運営業務」の2業務が記載されていますが、事業者からの要望で例えば、維持管理業務など他業務に係る担当者を派遣していただくことは可能でしょうか。	「別紙5 特定事業契約書(案)」に記載の業務以外に対して職員を派遣することは想定していません。
444	特定事業契約書(案)	7		17条	JSC 職員の派遣	本条に基づく派遣は労働者派遣法に基づく派遣という理解で良いか。	労働者派遣法に基づく派遣ではありません。特定事業契約書及び JSC 職員の派遣に関する取決めに基づく派遣となります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
445	特定事業契約書（案）	7	26		第18条（業務の委託等）	各業務の全てを複数の業務委託先に分割して委託又は請け負わせることは禁止されていないという理解でよろしいでしょうか。	質問 No. 377 の回答をご参照ください。
446	特定事業契約書（案）	7	31		第18条 第3項	「事業者は、各業務を暴力団員等その他、JSC が不適切と認める者に対しては委託せず、又は請け負わせない」及び「業務委託先をして、暴力団員等その他 JSC が不適切と認める者に対しては再委託させず又は下請負をさせない」旨の記載がございますが、「JSC が不適切と認める者」の判断は、事実関係を踏まえ、客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
447	特定事業契約書（案）	7	31		第18条（業務の委託等） 3	「その他 JSC が不適切と認める者」とはどのような者を想定しておられますでしょうか。	質問 No. 446 の回答をご参照ください。
448	特定事業契約書（案）	7		18条3項	業務の委託等	「その他 JSC が不適切と認める者」とは、「暴力団員等のいずれかに該当する者」に準じた者という理解でよいか。異なる場合、具体的な例を挙げてほしい。	質問 No. 446 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
449	特定事業契約書（案）	8	3		第18条 第4項	「事業者は、業務委託先への各業務の委託又は請負（業務委託先から第三者への再委託又は下請負を含む）に関する一切の責任を負い、業務委託先の帰責事由は、全て事業者の帰責事由とみなし、事業者が責を負う」旨の記載がございますが、製造物責任法によって、再委託先及び下請会社が製造業者として直接責任を負うものと定められている場合は、この限りではないと考えてよろしいでしょうか。	基本のご理解のとおりですが、本事業の実施主体としての道義的責任までを免除するものではありません。
450	特定事業契約書（案）	8	19		第19条（事業者による許認可の取得等）	こちらは事業者による原本証明で足りるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
451	特定事業契約書（案）	8	24		第20条（JSC及び関係者による許認可の取得等）	事業者が本事業を実施するにあたり、土地に関して必要となるすべての権原は、本事業の事業期間の全ての期間に亘って、JSC様の責任及び費用負担により維持等がなされるという理解でよろしいでしょうか。	土地の権原の維持に関する責任及び費用負担については、JSCが行います。
452	特定事業契約書（案）	8		20条1項	JSC及び関係者による許認可の取得等	具体的にはどのような許認可が該当するか。	市街地再開発事業に係る事業計画、権利変換計画に係る許認可を想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
453	特定事業契約書（案）	8		20条1項	JSC 及び関係者による許認可の取得等	許認可権者からの条件が付されることを JSC が把握した時点で、当該内容を事業者へ通知いただき、必要に応じて JSC と事業者で対応を協議できるとの理解でよろしいでしょうか。当該条件が著しく事業者の不利益とならないようにご調整いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
454	特定事業契約書（案）	8	30		第20条（JSC 及び関係者による許認可の取得等） 2	第20条第2項に定める許認可等が適切に取得等されなかったことにより事業者が生じた損害等についてはどのような取扱いをご想定でしょうか。同項は、JSC 様以外の第三者が再開発事業の施行のために許認可等を取得する必要があることを前提としているものと理解しておりますところ、その場合に、事業者帰責によらずに当該許認可等が取得できず、本事業に悪影響が生じ、事業者に損害等が生じた場合の取扱いに関するご想定を確認させていただきたく存じます。	必要となる許認可等の法的性質に応じて取扱いは異なりますが、第38条第1項又は第2項に該当する場合は、それらの規定によります。
455 (295)	特定事業契約書（案）	8	34		第20条（JSC 及び関係者による許認可の取得等） 3	JSC から通知された条件が、業務要求水準書の内容の変更にあたり、事業者が事業実施するにあたり損害又は増加費用等が生じる場合には、第22条2項⑥により、JSC が費用負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	第20条第3項の規定による JSC からの通知であることをもって JSC が費用負担するとは限りません。通知の内容によるため、都度、通知内容について JSC と事業者で協議することを想定しております。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
456	特定事業契約書（案）	8	34		第20条（JSC及び関係者による許認可の取得等）	現時点において具体的に想定されている「JSC及び関係者による許認可」の内容、それらの取得見込み、事業者に求められる協力の具体的内容をご教示ください。	質問 No. 452 の回答をご参照ください。
457	特定事業契約書（案）	8	34		第20条（JSC及び関係者による許認可の取得等）	許認可権者からの条件が付されることをJSC様が把握した時点で、当該内容を事業者にご通知いただき、必要に応じてJSC様と事業者とで対応を協議できるとの理解でよろしいでしょうか。当該条件が著しく事業者の不利益とならないようにご調整いただけるという理解でよろしいでしょうか。	質問 No. 453 の回答をご参照ください。
458	特定事業契約書（案）	9	11		第22条（要求水準の変更） 1	ここでいう「災害、事故等」は双方当事者の帰責性の不存在を条件としない、「不可抗力」より広い概念であり、事業者に過失がある事故により必要性が認められる場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	用語の概念としてはご理解のとおりですが、事業者の過失による事故に起因してJSCが主体的に「別紙1 業務要求水準書」を変更することは想定していません。
459	特定事業契約書（案）	9	13		第22条（要求水準の変更） 1	「変更が特に必要と認められるとき」とは例えばどのような場合が想定されますでしょうか。	第22条第2項に該当する内容を除き、現時点において、具体的な想定はありません。
460	特定事業契約書（案）	9	13		第22条（要求水準の変更）第1項	「(3) その他変更が特に必要と認められるとき」とは具体的にどのような場合を想定しているかご教示ください。	質問 No. 459 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
461	特定事業契約書（案）	9		22条1項	要求水準の変更	特に2号及び3号の場合が広く解釈されるおそれがあり、JSCの任意で要求水準が変更可能のようにもみえる。2号3号の範囲を限定するか、事業者との協議においては原則として同意を得るものとしてほしい。	原文のとおりとします。第1項の規定に基づき、あらかじめ必要な協議を行います。
462	特定事業契約書（案）	9			第22条 （要求水準の変更）	第1項(3)の定義が広く曖昧であります。具体的にはどのような事例・事由を想定されていますでしょうか。	質問No.459の回答をご参照ください。
463	特定事業契約書（案）	9		22条2項	要求水準の変更	「追加費用の負担」には事業者における減収も含まれることを確認させてほしい。例えば要求水準書の変更により営業時間が短縮したような場合、負担する実費が増加するわけではないが、事業者には減収が生じ大きな影響が出る一方で運営権対価は変更されないこととなっている。提案する運営権対価は現在における要求水準を前提とした事業計画を元にしており、かかる前提が変更された場合にはその部分の補填を行うべきである。 これは本契約における「追加費用」を負担するとされている箇所全般に同様である。	質問No.62の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
464	特定事業契約書(案)	9	13		第22条(要求水準の変更)第3項	「事業者からの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したとJSCが認める場合」とありますが、恣意的な評価を避けるため、「JSCが認める場合」を削除するか、「合理的に認められる場合」への修正をご検討いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、「別紙5 特定事業契約書(案)」を修正します。ただし、要求水準のレベルが下がるような提案は、改善提案となりません。
465	特定事業契約書(案)	9	22-25		22条 要求水準の変更	費用の減少にともない収入も減少する場合は収入減少分を差し引いた減少分をJSCへ帰属させるという解釈でよいでしょうか。	収入の減少は考慮しません。
466	特定事業契約書(案)	9	22		第22条(要求水準の変更) 3	第22条第3項に基づきJSC様の帰属とされる事業者費用減少相当額が発生した場合の減額適用対象は施設整備費、スポーツ博物館の維持管理費でしょうか。当該相当額を事業者からJSC様に支払うことになるのでしょうか(適宜相殺等の方法による決済も可能でしょうか。)	施設整備費又はスポーツ博物館の維持管理費の減少を伴う場合は、サービス対価の減額により対応することを想定しています。 運営業務又は維持管理業務に要する費用の減少を伴う場合は、減少相当額を事業者からJSCに支払っていただく必要があります。具体的な支払方法(サービス対価との相殺の有無を含む)は協議により定めます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
467	特定事業契約書（案）	9	22		第22条（要求水準の変更） 3	第22条第3項ただし書に基づき、事業者からの改善提案等に起因して事業者の費用が減少したと JSC 様が認める場合については、客観的かつ合理的にご判断いただけるものと理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	質問 No. 464 の回答をご参照ください。
468	特定事業契約書（案）	9		22条3項	要求水準の変更	第22条第3項に「業務要求水準書の変更により事業者の費用が減少する場合には、当該費用相当額については JSC の帰属とする。」とありますが、①これは具体的にどのような処理を行う想定なのでしょうか。②維持管理・運営費が減少した場合、事業者は減少額相当額を JSC に支払うことになるのでしょうか。③費用の減少は事業の縮小に伴う事業者の収入の減少に連動する場合がある為、収入の減少に無関係の費用減少相当額に限り JSC に帰属する定めに変更いただけないでしょうか。	質問 No. 466 の回答をご参照ください。
469	特定事業契約書（案）	10	7-9		24条 協議会等の設置	協議会の構成員は事業者および JSC 以外のメンバーを想定しているかご教示ください。	「別紙1 業務要求水準書」の第1章.第6節のとおり、必要に応じて JSC や事業者が出席を求める者が含まれます。現段階での具体的な想定はありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
470	特定事業契約書（案）	10	7-9		協議会等の設置	JSC と事業者間で意見・解釈の相違があり、合意に至らない事項がある場合、第三者的に当該問題について意見し、解決を支援する第三者機関やファシリテーターに相当する機能・体制の設置を要望します。	「別紙1 業務要求水準書」の第1章. 第6節のとおり、協議会の運営についてはJSC と事業者が協議のうえ定めます。
471 (296)	特定事業契約書（案）	11	7		第26条（業務責任者の設置及び変更）2	設計業務、建設業務、工事監理業務に関する業務責任者の変更も、他の業務責任者と同様に第2項の規定に加えていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。設計業務、建設業務及び工事監理業務については、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務との期間の差異等も考慮して規定を分けています。
472	特定事業契約書（案）	11	7		第26条（業務責任者の設置及び変更）2	「頻繁な変更」に該当する頻度として具体的な水準をご教示ください。	具体的な頻度は示しません。
473	特定事業契約書（案）	11			第28条第2項	調査等に関し事業者が生じた費用は事業者負担とされておりますが、具体的にどういった場合に、どの程度の頻度での調査を予定されているかご教示ください。	現時点において、具体的な想定はありません。
474	特定事業契約書（案）	11	28		第29条（監視職員）	監視職員を置かなくなった場合にも本項に基づきご通知いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業期間内において、監視職員を置かなくなる場合は想定されません。
475	特定事業契約書（案）	12		30条4項	臨機の措置	「当該措置に要した費用のうち、事業者が施設整備費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、JSC が負担する。」とありますが、具体的にどのようなものをご想定か、ご教示ください。	現時点において、具体的な想定はありません

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
476	特定事業契約書（案）	12	33		第31条（一般的損害） 第32条（第三者に及ぼした損害）	第31条及び第32条は第97条乃至第101条の規定の適用を妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか。	第31条との関係においては、ご理解のとおりです。 第32条は、事業者と第三者の法律関係に従うものであり、第97条乃至第101条の規定とは直接関連しません。
477	特定事業契約書（案）	13			第32条 （第三者に及ぼした損害）	第三者に損害を及ぼす範囲に「交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合」が含まれておりますが、本事業の実施によらない場合（例；事故による道路規制など）もあるかと思われます。このように本事業の実施によらない事由発生については、当然に適用範囲外との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
478	特定事業契約書（案）	13	3, 11		第32条	「本事業の実施について第三者に損害を及ぼした場合（通常避けることのできない騒音，振動，光害，地盤沈下，地下水の断絶，大気汚染，水質汚染，悪臭，電波障害又は交通渋滞等を含む）は，事業者がその損害を賠償する。JSCの帰責事由により生じたものは，JSCが負担する」及び「本事業の実施について第三者との間に紛争が生じた場合は，事業者の責任において，JSCと協力の上処理解決に当たる」旨の記載がございますが，JSC様の帰責事由に限らず，建設業務に当たり，事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることが困難な事由により第三者損害が生じた場合は，JSC様のご負担にて処理・解決いただき，必要と認められる範囲で事業期間を延長をさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。事業者として善管注意義務を尽くしている限りにおいては、第三者に対して損害賠償義務を負うことは想定しがたく、その前提で第三者との調整にあたっていただくことを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
479	特定事業契約書（案）	13	28		第34条 第2項	「JSCはモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、事業者に対して是正措置を行い、ペナルティポイントの付与、違約金等の請求及び業務委託先の変更請求を行う」、「JSCはモニタリングを実施した結果、事業者の帰責事由により、業務の進捗状況が要求水準に達していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して注意、是正指導、是正勧告、再度是正勧告、警告、違約金請求、サービス対価減額、制裁金請求、業務委託先変更、特定事業契約の解除等を講ずる」等の趣旨の記載がございますが、JSC様による当該の判断は、事実関係を踏まえ、客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
480	特定事業契約書（案）	14	16		第35条（モニタリング基本計画等の変更） 5	第35条第5項に基づきJSC様の帰属とされる事業者費用減少相当額が発生した場合、当該相当額を事業者からJSC様に支払うことになるのでしょうか（適宜相殺等の方法による決済も可能でしょうか）。	JSCの帰属となる減少相当額については、事業者からJSCに支払うことを想定しています。支払方法等の詳細については、個別事象に応じて協議して定めます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
481	特定事業契約書（案）	14	20		第35条（モニタリング基本計画等の変更） 6	第35条6項は第97条乃至第101条の規定を妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか。	第35条第6項に規定する費用の増加及び減少は、原則として本項の規定に則り処理します。
482	特定事業契約書（案）	14	22	-	第3章. 第35条（モニタリング基本計画等の変更）	「かかる変更に伴い自らに発生した全ての増加費用」として想定されているものがありましたらご教示下さい。	現時点において、具体的な想定はありません。
483	特定事業契約書（案）	14	25	-	第3章. 第35条（モニタリング基本計画等の変更）	「事業者の費用が減少する場合」として想定されているものがありましたらご教示下さい。	現時点において、具体的な想定はありません。
484	特定事業契約書（案）	14		35条4項及び5項	モニタリング基本計画の変更	モニタリング実施計画書の変更にかかる帰責事由の所在に応じて、事業者の費用が減少する場合の当該費用相当額について、事業者又は JSC の帰属とする旨規定されていますが、①これは具体的にどのような処理を行う想定なのでしょうか。②維持管理・運営費が減少した場合、事業者は減少額相当額を JSC に支払うことになるのでしょうか。③費用の減少は事業の縮小に伴う事業者の収入の減少に連動する場合があります為、収入の減少に無関係の費用減少相当額に限り JSC に帰属する定めに変更いただけないでしょうか。	①②質問 No. 480 の回答をご参照ください。 ③原文のとおりとします。収入減少に無関係の費用減少相当額に限ることはありません。また、収入と連動するような費用の増減を基本的には想定していません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
485	特定事業契約書（案）	15	10		第37条（市街地再開発事業の調整）	第37条に基づく調整及び協議等への協力に伴う費用のうち、第38条第2項が適用される場合の費用については、JSC様負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、質問No. 416及びNo. 418の回答もご参照ください。
486	特定事業契約書（案）	15		37条1項	市街地再開発事業の調整	現状における「再開発事業に係る権利変換計画」の策定見込みについてご教示ください。	現時点のスケジュールに関しては、「別紙1 業務要求水準書」「参考資料2（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業」概要をご参照ください。
487	特定事業契約書（案）	15			第37条（市街地再開発事業の調整） 3	再開発事業に必要な資料の作成にあたっては、「東京都市計画神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書」等の資料は、事業者として確定後に共有いただけないでしょうか。	落札者決定後に示す予定です。
488 (297)	特定事業契約書（案）	15	16		第37条（市街地再開発事業の調整） 3	再開発事業に必要な資料の作成にあたっては、「東京都市計画神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書」等の資料は、事業者として確定後に共有いただけないでしょうか。	質問No. 487の回答をご参照ください。
489 (298)	特定事業契約書（案）	15	18		第37条（市街地再開発事業の調整） 4	エリアマネジメントに係る組織に加入する場合、費用負担は生じるのでしょうか。	質問No. 213の回答をご参照ください。
490 (299)	特定事業契約書（案）	15	18		第37条（市街地再開発事業の調整） 4	エリアマネジメントに係る組織について、JSCは本施設の所有者として加入される予定でしょうか。	加入することを予定しております。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
491	特定事業契約書（案）	15			第37条（市街地再開発事業の調整） 4	協力企業も、エリアマネジメントに係る組織への加入が可能でしょうか。	協力企業の加入の可否は、エリアマネジメントに係る組織の関係者との協議によります。
492	特定事業契約書（案）	15		38条1項、2項	都市計画等関連の調整	「事業者による地区計画の見直しに係る必要な都市計画決定の遅延」における「遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合」とはどのような場合を想定しているか。都市計画決定は地方自治体が主体となって決定するものであり、事業者の責めに帰すべき場合は、事業者が自治体やJSCの要請に合理的理由なく協力しない場合等の限定的な場合のみであり、それ以外は全てJSCの負担となる理解で良いか。	現在、手続きをしている地区計画等の範囲を超えて、事業者より、地区計画等の内容を変更するような提案があり、新たに都市計画の変更手続きを行う場合や当該変更に係る手続きが予定どおり進まない場合などを想定しています。
493	特定事業契約書（案）	16	16		第41条（関連工事の調整）	第41条に基づく調整の結果、引渡しが遅延した場合は第74条に基づく遅延損害金の対象外となりますでしょうか。	引渡しが遅延した場合はご理解のとおりです。なお、第55条に基づき、施設整備期間の変更を行うこととなりますので、当該事由により第74条第2項に至ることは想定されません。
494	特定事業契約書（案）	16	16		第41条（関連工事の調整）	効率性の観点から、関連工事についても事業者に発注することをご検討いただくことも可能という理解でよろしいでしょうか。	現時点において、発注先は未定です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
495	特定事業契約書（案）	16	22		第42条（契約の保証） 1	(1)から(5)の組み合わせもご了承いただけますでしょうか。例えば、契約保証金の一部を現金で納付し、残額について履行保証保険を契約することを想定し、質問致しております。	組み合わせることはできません。
496	特定事業契約書（案）	16	22		第42条（契約の保証） 2（1）、（2）	保証金額又は保険金額は、「施設整備費（消費税等を含まない。）」と規定されています。 別紙2用語集（68）において、施設整備費とは、「施設整備業務の実施に要する費用及びこれにかかる消費税等ををいい」とあり、施設整備費には消費税等が含まれておりますが、保証金額又は保険金額は、施設整備費より、消費税等を控除した額と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
497	特定事業契約書（案）	16			第42条 （契約の保証）	保証を第1項（5）履行保証保険にて対応する場合において、第2項（2）「Ⅰ期工事部分の引渡後からⅡ期工事部分の引渡前までの間」については、特定事業契約締結時点では、保証期間が10年以上先になってしまうため、保険会社との履行保証保険契約の締結が困難です。「Ⅰ期工事部分の引渡後からⅡ期工事部分の引渡前までの間」の履行保証保険契約の保険証券は、Ⅰ期工事部分の引渡後、履行保証保険契約の締結が可能となった時点で提出することによろしいでしょうか。	質問 No. 73 の回答をご参照ください。
498	特定事業契約書（案）	16		4 2 条	契約の保証	施設整備期間が終了した時点における契約保証金の返還等の規定がないように思われますが、どのように処理されるのでしょうか。	第42条第1項第1号又は第2号による場合、Ⅰ期工事部分の引渡し後及びⅡ期工事部分の引渡し後に対象額が返還されます。
499	特定事業契約書（案）	17	1		第42条（契約の保証） 2	契約の保証として履行保証保険を付保する場合、履行保証保険は、2項各号毎に契約を分けて付保しても宜しいでしょうか。2項（2）は、（1）の保険期間終了までに締結し、（1）の保険期間終了日と同日付でⅡ期工事部分の引渡日まで付保することで、2保険契約で特定事業契約締結日から施設整備期間の終了日まで保証を付すことを意図しております。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
500 (300)	特定事業契約書（案）	17	6		第42条（契約の保証） 2（2）	I期工事部分の引渡後からII期工事部分の引渡前までの間については、事業用地の引渡しを受ける2033年2月まで長期にわたることから、保証の額について再検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
501	特定事業契約書（案）	17	26		第43条（設計） 4	かかる「やむを得ないとしてJSCが承認した場合」には、管理技術者又は主任技術者が所属する企業内での人事異動も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	基本的に人事異動はやむを得ない事情に含まれませんが、理由を個別に判断することになります。
502	特定事業契約書（案）	18	1	-	第5章.第43条 （設計）	土壌汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物に起因して発生する追加費用に関してはJSC様が負担とありますが、これによって工程が予期せぬ遅延を生じた場合は事業スケジュールの協議は可能と考えて宜しいですか。	参考資料等から通常想定できる範囲の地中埋設物等の撤去については工程上見込む（「別紙3 提出書類の記載要領」様式E-1①）必要があります。その範囲を超えた場合は協議が可能です。
503	特定事業契約書（案）	18	7	-	第5章.第2節.第43条.9項	「一定期間において進捗した設計の内容その他の設計業務の進捗状況に関し定期的に報告書を提出しなければならない」とのことですが、基本設計・実施設計それぞれにおいて、どのくらいの頻度を想定されていますでしょうか。	月に2～3回程度を想定しておりますが、詳細は事業者との協議によります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
504	特定事業契約書（案）	18, 26			第43条（設計）第14項、第61条（工事監理）第10項	JSCに負担いただく場合について、業務要求水準書等には明示的な記載がないものの、JSCの指示に従った場合（かつJSCの指示に不備等があった場合）も含まれるようにしていただきたいので、「明示的な記載に従ったものであることが認められる場合」又は「JSCの指示の不備・誤り、その他のJSCの責めに帰すべき事由による場合」としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
505	特定事業契約書（案）	18		43条7項	土壌汚染、埋蔵文化財	「業務要求水準書に示した情報から合理的に判断できる範囲の土壌汚染又は埋蔵文化財に起因するもの」とありますが、現地調査の機会なく、現状明記されている以外の内容を判断することは困難ですので、現在業務要求水準書に明記されている以外の土壌汚染又は埋蔵文化財に起因する追加費用（事業者の減収に係る損失を含む。）はJSCが負担ください。	原文のとおりとします。 「別紙1 業務要求水準書」に明記されている情報から合理的に判断できる範囲の土壌汚染等に起因するものはJSCの負担からは除きます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
506	特定事業契約書（案）	18	4		第43条 第8項	「事業者は、自らが実施した調査の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する」旨の記載がございますが、これは事業者が当該の調査において、設計者としての善管注意義務を怠ったことによる不備に関して、相当因果関係の範囲において責任と追加費用を負担する趣旨であると考えてよろしいでしょうか。	JSCと事業者の関係においては、原文のとおり、事業者が一切の責任及び追加費用を負担します。 事業者と調査者との関係においては、当事者間で責任及び費用負担の範囲を定めてください。
507	特定事業契約書（案）	18, 26		43条14項 61条10項	成果物の是正	「成果物の是正を要する箇所が業務要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、JSCの指示の不備・誤り、その他のJSCの責めに帰すべき理由による場合」とありますが、「JSCの指示の不備・誤り、その他のJSCの責めに帰すべき理由による場合」は、明示されているか問わずにJSCが負担ください。明示がなければJSCの指示に従った場合でも事業者負担となることは不合理と考えます。	質問No. 504の回答をご参照ください。
508	特定事業契約書（案）	19		46条4項	建設業務に係る下請負契約の様式	「建設工事標準下請負契約約款その他これに準ずる書面」とありますが、事業者が本契約を遵守する限り、下請負契約の様式については自由とさせていただきます。	原文のとおりとしますが、「その他これに準ずる書面」への該当を求めているように、様式に余地のある記載としています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
509	特定事業契約書(案)	20	34	-	第5章.第3節.第47条.(下請法等(建設業務)の健康保険等加入義務等)	第47条第4項において、「事業者は、社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる…」とありますが、「前項」は「第二項」の誤りではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、「別紙5 特定事業契約書(案)」を修正します。
510	特定事業契約書(案)	21	16	-	第5章.第3節.第48条(近隣調整)	建設業務の完成予定日の変更時には運営権対価の見直しを伴うとの認識で宜しいでしょうか。	運営権存続期間の短縮を伴うものではないことから、運営権対価の見直しは行いません。
511	特定事業契約書(案)	21			第48条(近隣調整)	JSCが開催する本施設等の建設に関する近隣説明会、現場見学会、内覧会等に事業者が協力した際に発生した費用は事業者負担でしょうか。	「別紙1 業務要求水準書」第2章.第5節.2.(12)(14)に記載のとおり、事業者負担となります(施設整備費に含まれます)。
512	特定事業契約書(案)	21		48条2項	近隣調整	地域住民の方々のご理解は重要であり、その意向は尊重する必要があることに鑑みると、近隣調整の不調の場合で事業計画を変更せざるを得ない場合にはJSCは承諾することを確認させてください。	事業計画が適正なものであり、事業者の調整が不十分であったり調整に不備が存在しない前提において、JSCとしてやむを得ないと判断した内容について承諾します。
513 (301)	特定事業契約書(案)	21	21		第48条(近隣調整)5	JSCが開催する本施設等の建設に関する近隣説明会、現場見学会、内覧会等に事業者が協力した際に発生した費用は事業者負担でしょうか。	質問No.511の回答をご参照ください。
514	特定事業契約書(案)	21	29		第49条(主任技術者等)2	かかる「やむを得ないとしてJSCが承認した場合」には、監理技術者又は主任技術者が所属する企業内での人事異動も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.501の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
515 (302)	特定事業契約書(案)	22	11		工事関係者に関する措置請求	必要な措置について想定がありましたらご教示ください。	注意、是正指導、是正勧告、変更等が想定されます。
516	特定事業契約書(案)	22	17		第51条 第1項	「JSC及び事業者は、事業用地について、JSCが別途指定する様式による無償貸付契約を締結する」旨の記載がございますが、当該の様式をご提示いただいた時点で、内容について改めてご協議いただけますでしょうか。	質問No.63の回答をご参照ください。ただし、落札前に事前協議は行いません。
517	特定事業契約書(案)	22			第51条 (事業用地の与件等) 3	Ⅱ期用地内において再開発事業の一環として予定されている歩行者デッキ及び付随するエレベーターの整備に関しては、事業者の費用負担は一切無いとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の費用負担は想定していませんが、予定されている歩行者デッキ及び付随するエレベーターの整備が円滑に実施されるよう協力をお願いします。
518	特定事業契約書(案)	22	33	-	第5章.第3節.第52条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	施設整備期間又は施設整備費の変更又は事業者に損害を及ぼしたときは、その負担に加えて運営権対価の見直しを伴うとの認識で宜しいでしょうか。	施設整備費の変更を前提としていることに加え、事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担すると定めていることから、運営権対価の見直しは行いません。
519	特定事業契約書(案)	22			第52条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)第1項、第53条(設計図書の変更)	「施設整備期間又は施設整備費を変更し又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」とありますが、2つ目の「又は」を「かつ」に変更のうえ、「必要な費用」ではなく、「当該損害を賠償しなければならない」としてください。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
520	特定事業契約書（案）	22		52条 53条 54条 55条	施設整備期間の延長と合意延長・補償	施設整備期間が延びた場合には基本的に72条1項1号に該当し当該遅延期間をベースに合意延長又は減収相当額の補償がなされることを確認させてほしい。	施設整備期間が延長された場合であっても、運営権は、第71条第1項に基づき、延期後のⅠ期工事部分の引渡日を基準として設定されるため、施設整備期間の延長によって運営権の存続期間が短くなることはありませんので、合意延長及び減収相当額の補填は行いません。
521	特定事業契約書（案）	23			第52条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第3項、第60条（中間検査）第3項、第64条（Ⅰ期工事に係る完了検査及び引渡し）第6項、第65条（Ⅱ期工事に係る完了検査及び引渡し）第6項	破壊検査の結果設計図書に適合していた場合等、各検査の結果問題なかった場合には、検査及び復旧に要する費用はJSC負担とすることをご検討ください。	原文のとおりとします。JSCによる破壊検査は、施工不良の疑いが強い場合等、相当の理由がある場合に実施することを予定しており、検査費用及び復旧費用を負担する予定はありません。
522	特定事業契約書（案）	23	19	-	第5章.第3節.第54条（工事の中止）	施設整備期間又は施設整備費の変更又は事業者が損害を及ぼしたときは、その負担に加えて運営権対価の見直しを伴うとの認識で宜しいでしょうか。	施設整備費の変更を前提としていることに加え、事業者が損害を及ぼしたときは必要な費用を負担すると定めていることから、運営権対価の見直しは行いません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
523	特定事業契約書（案）	23			第54条（工事の中止）第3項	「施設整備費を変更し、又は事業者が工事の続行に備え～事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」とありますが、「又は」を「かつ」に変更のうえ、「必要な費用」ではなく、「当該損害を負担しなければならない」としてください。	原文のとおりとします。
524	特定事業契約書（案）	23	29	-	第5章.第3節.第55条（事業者の請求による施設整備期間の延長）	施設整備期間又は施設整備費の変更又は事業者に損害を及ぼしたときは、その負担に加えて運営権対価の見直しを伴うとの認識で宜しいでしょうか。	施設整備費の変更を前提としていることに加え、事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担すると定めていることから、運営権対価の見直しは行いません。
525	特定事業契約書（案）	23		55条1項	事業者の請求による施設整備期間の延長	「不可抗力又は JSC の責めに帰すべき事由により」施設整備期間内に工事を完成することができないときを延長請求の要件としていますが、72条1項1号の合意延長の要件と平仄をあわせて、「事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により」と修正ください。関連工事への調整への協力に起因する場合など、現状の文言では延長請求が認められる要件が合意延長の要件より厳格となっているものと思われます。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
526	特定事業契約書（案）	23			第55条（事業者の請求による施設整備期間の延長）第2項	「施設整備費について必要と認められる変更を行い又は事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」とありますが、「又は」を「かつ」に変更のうえ、「必要な費用」ではなく、「当該損害を賠償しなければならない」としてください。	原文のとおりとします。
527	特定事業契約書（案）	23, 24, 25	32, 2 7, 2		第56条 第1項 および第58条 第2項 および第59条 第1項	「特定事業契約の規定による施設整備期間の変更については、JSCと事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、JSCが定め、事業者に通知する」、「前項(物価等の変動が発生)の場合、施設整備費の変更額については、JSCと事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合は、JSCが定め、事業者に通知する」等、JSC様との各種協議期間の日数を制限する旨の記載がございますが、当該の記載は、事業者による不服の申し立てを妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	あらかじめ日数を規定している以上、事業者からの不服申立てには応じかねます。なお、協議開始の日の設定に関しては、JSCと事業者の間で事前調整の余地があることを申し添えます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
528	特定事業契約書（案）	24			第56条 （施設整備機関の変更方法） 1	施設整備期間の変更協議に関して、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にはJSCが定める旨の規定がありますが、十分な協議をするには14日間という期間設定は短いと考えます。もう少し期間を長くするよう調整頂けないでしょうか？第57条、第58条、第59条に同じです。	原文のとおりとします。 質問No.527の回答もご参照ください。
529	特定事業契約書（案）	24		57条1項 58条2項	施設整備費の変更	施設整備費の変更については協議により決定とあるが、少なくとも54条3項に記載のような増加費用等の実費が生じている場合には、かかる金額は少なくとも含まれるものとして、事業者側において整理した金額が変更のベースになるという理解で良いか。	ご理解のとおりです。 詳細は、「別紙1 業務要求水準書」第2章、第5節.2.(1)及び(2)をご参照ください。
530	特定事業契約書（案）	24	19	-	第5章.第3節.第58条（物価等の変動に基づく施設整備費の変更）	本事業における施設整備期間は、Ⅰ期工事着工が2年後、Ⅱ期工事は11年後と長期間に亘るため、物価変動が想定されます。設計期間中の物価変動および建設工事期間中の物価変動について、スムーズな協議を行うために、指標（例：建設経済季報等）や価格改定基準（例：改定前の指標が1.5%以上変動した場合に改定する等）を予め規定していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
531	特定事業契約書（案）	24	19	-	第5章.第3節.第58条（物価等の変動に基づく施設整備費の変更）	当該条項では、主要な工事材料の価格変更のみが示されています（いわゆる単品スライド）が、直接工事費が賃金水準又は物価水準の変動により不相当となった場合の価格変更（いわゆる全体スライド）についても詳細に規定していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
532	特定事業契約書（案）	24	19	-	第5章.第3節.第58条（物価等の変動に基づく施設整備費の変更）	（1）「特別な要因」や（2）「予期することが出来ない特別な事情」とはどのような事態を想定しておりますか。工期内で特定事業契約書締結の日から12月を経過した後に1000分の15を超える賃金または物価変動は該当すると考えて宜しいですか。	前段については、公共工事請負契約約款の類似規定と同様の内容を想定しています。後段については、基本的に該当しませんが個別の判断となります。
533	特定事業契約書（案）	24		58条1項	物価等の変動に基づく施設整備費の変更	「特別な要因により」や「予期することができない特別な事情により、」の要件は削除いただきたい。これらがなくとも後段の理由だけで変更理由としては十分と考える。	原文のとおりとします。
534	特定事業契約書（案）	24	20		第58条 第1項 (1), (2)	物価等の変動に基づく施設整備費の変更請求の対象となる事由について、「長期に渡る契約で、物価、賃金などの変動により請負金額が明らかに適当でない認められる場合」を含めていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
535	特定事業契約書（案）	24	20		第58条（物価等の変動に基づく施設整備費の変更）	第58条は、公共工事標準請負契約約款における単品スライド条項及びインフレスライド条項に従って適用・運用されるという理解でよろしいでしょうか。	同様の運用を予定しています。
536 (303)	特定事業契約書（案）	24	22		物価等の変動に基づく施設整備費の変更	主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不適当となったときとありますが、コロナ禍によりクラスターが発生したことにより人件費が高騰する可能性もありますので、人件費も対象に含めていただけないでしょうか。	第58条第1項第1号は、工事材料に関する内容であり、人件費は対象にはなりません。賃金水準の上昇については、発生事象の内容に応じて、第58条第1項第2号の事由に含まれる場合があります。
537	特定事業契約書（案）	25	3		第59条（施設整備費の変更に代える設計図書の変更） 1	「特別の理由」とは具体的にはどのような場面を想定されていますでしょうか。	JSCが何らかの事情により施設整備費の増額負担が極めて困難になるような場合を想定していますが、現時点において、具体的な想定はありません。
538 (304)	特定事業契約書（案）	25	5		施設整備費の変更に代える設計図書の変更	施設整備費の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を事業者に変更させることができますとありますが、施設整備費の増額又は負担額の全部又は一部相当分のスペックダウンの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。（要求水準を維持したまま低廉な材料を用いるなどのスペック維持も含まれます。）
539	特定事業契約書（案）	25	8	-	第5章.第3節.第59条（施設整備費の変更に代える設計図書の変更）	「JSCが定め、事業者へ通知する」とありますが、運営収入に影響しない前提という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
540	特定事業契約書（案）	25		59条1項	施設整備費の変更に代える設計図書の変更	「特別の理由があるとき」とはどのような場合か。この規定が広く適用の余地があると、施設整備費を増額しなければならない状況においても、JSCの判断で設計図書の変更を命じることができ、これについて合意できなければJSCが任意の方法を決定することができてしまうため、適切な補償とならない可能性があるため問題と考える。	質問 No. 537 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
541	特定事業契約書（案）	25	16, 1 8		第60条	<p>「JSCは、中間検査にあたり必要があると認められるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる」、「前項の場合、検査及び復旧に直接要する費用は事業者が負担する」等、JSC様による破壊検査の実施とその費用負担を事業者に求める旨の記載がございますが、JSC様が行った破壊検査の結果、設計図書との不整合が見当たらなかった場合又は当該の不整合が、以下のいずれかの事由による場合には、事業者は免責されるものとし、また、破壊検査及びその復旧費用については、JSC様にご負担いただけますでしょうか。</p> <p>①JSC様の指示によるとき。</p> <p>②支給材料、貸与品、工事中用図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法によるとき。</p> <p>③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又は JSC 様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について、当該検査及び試験に合格した材料及び機器によるとき。</p> <p>④その他本工事について JSC 様の帰責事由によるとき。</p>	質問 No. 521 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
542	特定事業契約書（案）	25	29		第61条（工事監理） 4	かかる「やむを得ないとしてJSCが承認した場合」には、管理技術者及び主任技術者が所属する企業内での人事異動も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問 No. 501 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
543	特定事業契約書（案）	27	19, 2 2		第64条	<p>「JSCは、中間検査にあたり必要があると認められるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる」、「前項の場合、検査及び復旧に直接要する費用は事業者が負担する」等、JSC様による破壊検査の実施とその費用負担を事業者に求める旨の記載がございますが、JSC様が行った破壊検査の結果、設計図書との不整合が見当たらなかった場合又は当該の不整合が、以下のいずれかの事由による場合には、事業者は免責されるものとし、また、破壊検査及びその復旧費用については、JSC様にご負担いただけますでしょうか。</p> <p>①JSC様の指示によるとき。</p> <p>②支給材料、貸与品、工事用図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法によるとき。</p> <p>③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又はJSC様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について、当該検査及び試験に合格した材料及び機器によるとき。</p> <p>④その他本工事についてJSC様の帰責事由によるとき。</p>	質問 No. 521 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
544	特定事業契約書（案）	28	9		第 66 条	<p>部分使用に関する記載について、部分使用を実施する場合には、以下の条件を前提として、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。</p> <p>①事業者から事前に書面により承諾を得ること。</p> <p>②部分使用開始日をもって当該部分の契約不適合責任期間を起算すること。</p> <p>③部分使用部分の使用においては事業者の指示に従って使用すること。</p> <p>④部分使用部分につき、法令に基づいて必要となる手続は、JSC 様の費用負担にて行い、事業者はそれに協力すること。</p>	<p>①は、ご理解のとおりです。</p> <p>②は、当該使用部分の出来形の確認は行うものの、引渡日及び契約不適合責任期間の変更は行いません。</p> <p>③は、あらかじめ事業者の承諾を得た範囲において、JSC の裁量に基づき使用します。必要な条件は事前に示してください。</p> <p>④は、記載の条件は前提としませんが、協議はさせていただきます。</p>
545	特定事業契約書（案）	28			第 66 条 （部分使用）	現時点で、I 期工事部分の引渡前に本施設等を使用する想定はございますでしょうか。	現時点において、具体的な想定はありません。
546	特定事業契約書（案）	28	9		第 66 条（部分使用）	部分使用とは、具体的にどのような使用を想定していますでしょうか。	現時点において、具体的な想定はありません。
547 (305)	特定事業契約書（案）	28	10		第 66 条（部分使用） 1	JSC は引き渡し前においても本施設の使用をすることがあるとの記載がありますが、具体的にはどのような用途で使用されることを想定しているでしょうか。	質問 No. 546 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
548	特定事業契約書（案）	28	11	-	第5章.第6節.第66条（部分使用）	「本施設等の全部若しくは一部を事業者の承諾を得て使用することができる」とありますが、具体的にどのような使用を想定されていますでしょうか。	質問 No. 546 の回答をご参照ください。
549	特定事業契約書（案）	28			第66条（部分使用）第3項	「事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。」とありますが、「必要な費用を負担」ではなく、「当該損害を賠償」しなければならないとしてください。	原文のとおりとします。
550	特定事業契約書（案）	28	19		第67条	<p>契約不適合が、以下のいずれかの事由に起因するものである場合には、JSC様は当該契約不適合を理由に修補等の請求を行うことはご容赦いただけますでしょうか。</p> <p>①JSC様の指示によるとき。</p> <p>②支給材料，貸与品，工事中図書に指定された工事材料若しくは建築設備の機器の性質又は設計図書等に指定された施工方法によるとき。</p> <p>③設計図書等において検査及び試験を行うことを定めた材料及び機器又は JSC 様の指示により検査及び試験を行った材料及び機器について，当該検査及び試験に合格した材料及び機器によるとき。</p> <p>④その他 JSC 様の帰責事由によるとき。</p>	<p>具体の状況にもよりますが、JSCの帰責事由のものは、契約不適合には該当しないため、請求は行いません。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
551 (306)	特定事業契約書(案)	28	23		契約不適合責任	履行の追完に過分の費用を要するときは、JSCは履行の追完を請求することはできないとありますが、過分の程度について想定がありましたら、ご教示ください。	現時点において、具体的な想定はありません。
552	特定事業契約書(案)	28	25		第67条(契約不適合責任) 2	第67条第2項に基づきJSC様が請求した方法と異なる方法により履行の追完を行うに際しては、JSC様の事前通知・承諾は不要という理解でよろしいでしょうか。	事前の通知・承諾が必要です。ご指摘を踏まえて、「別紙5 特定事業契約書(案)」を修正します。
553	特定事業契約書(案)	29	13		第67条 第5項	建築設備の機器本体等に加えて「室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等」の契約不適合責任についても、JSC様が検査し直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者はその責を負わない(検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡の日から1年が経過する日まで請求等ができる。)ものとさせていただきますでしょうか。	原文のとおりとします。
554	特定事業契約書(案)	29	13	-	第5章.第6節.第67条.5項	「契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる」とのことですが、新植樹木の枯れ補償(1年)も該当しますでしょうか。	第5項は主として設備機器本体に関する規定であり、ご質問の内容は含まれません。
555	特定事業契約書(案)	29		67条6項	契約不適合責任	当該請求は書面にて実施していただきたい。	書面による実施を予定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
556	特定事業契約書（案）	29		67条7項、8項	契約不適合責任	7項を前提にとすると JSC が契約不適合責任を追及できる期間が実質3年となっている。元々2年間は十分に長期であることに鑑みれば本規定は不要と考える。また8項があれば実質的に時効期間の範囲内であればいつでも請求可能となっている。事業者の運営を不安定にするため、いずれの規定も削除するべきと考える。	原文のとおりとします。
557	特定事業契約書（案）	31	4	-	第7章.第1節.第71条.1項	条件の全部が成就することを停止条件とし、運営設定書を交付し、運営権を設定するとのことですが、いつ運営権が設定されるのでしょうか。また、設定日と効力が発生する日は、異なるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、第71条第1項に規定したとおりです。第2号の条件の充足に支障がなければ、I期工事部分の引渡し時に設定することになります。 後段については、第71条第2項に掲げる条件の充足状況に応じて、設定日と効力発生日が異なる場合があります。
558	特定事業契約書（案）	31	6	-	第7章.第1節.第71条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）	「運営権設定書を交付し、運営権を設定する」とありますが、既に運営権は設定されていますので、停止条件が満たされ効力が発生するという意味と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
559	特定事業契約書（案）	31		71条1項2号	運営権設定の停止条件	「円滑に進捗」とは、具体的には重大な契約違反がないことをいう理解で良いか。	質問 No. 374 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
560	特定事業契約書（案）	31		7 1 条 2 号 1 号	運営権の効力発生条件	「本事業の実施を開始するために必要となる許認可の取得、承継及び維持を行い又は届出及び報告を完了していること。」とあるが、実際の事業開始前には何が必要となるか特定が困難である。予め必要となる許認可をリストする等、充足が現実的に可能な条件としてほしい。	JSC においてリスト化する予定はありません。事業者にてご対応ください。
561	特定事業契約書（案）	31		7 1 条 2 号 7 号	運営権の効力発生条件	直接協定の締結タイミングは融資関連契約と同時期に締結することを想定しているが、現時点において決定しておらず、これを運営権の効力発生条件とはしないでいただきたい。運営権設定前に締結できない予定の場合には「JSC が必要と認めた場合」には該当しないことを確認させてほしい。	落札者の提案に基づき、必要に応じて調整します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
562	特定事業契約書（案）	32	20	第72条第1項	合意延長	<p>本事業は、本邦のコンセッション事業で先行する空港運営事業と同様に需要変動リスクを事業者が負担する事業であり、かつ、空港運営事業とは異なりトラックレコードのない事業です。空港案件の多くでは、万が一事業者の収支予測が下振れた際の支援策として「事業者が●事業年度連続して赤字を計上した場合、事業者は、本契約の見直しの協議を発注者に申し入れることができる。」といった内容が規定されています。本事業がトラックレコードがなく需要変動リスクの見極めが難しい事業であることを踏まえ、「事業者が2事業年度連続して赤字を計上した場合、事業者は、JSCに対して、本契約の見直しの協議を発注者に申し入れることができる。」という規定を設定して頂けないでしょうか。</p>	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
563	特定事業契約書（案）	32		72条	合意延長	合意延長については「運營業務及び維持管理業務に関して事業者が生じた損害又は増加費用等を合理的な水準まで回収することが困難となった場合」や1項各号の場合に限らず、事業者における減収部分を回復する目的でも実施できることとしてほしい。合意延長により得られるのは延長期間部分の収益相当部分であり、むしろ事業者における減収部分を回復することが想定されているといえる。合意延長が可能な事由を広くしたとしても、最終的には両者合意が必要になる以上、不適當な場合にまで拡大することはなく、JSCとしても補償を実際の金銭支払で行う以外の方法が確保されている方が望ましいと考えられる。	原文のとおりとします。
564	特定事業契約書（案）	32		72条2項	合意延長	1項1号の場合は少なくとも遅延した期間分以上の合意延長がなされることが想定されることを確認させてほしい。	事業者による申し出に関して、JSCが各事由において事業者が生じた損害又は増加費用等を回収する上で必要があると認めるときは、JSCと事業者は、協議により両者が合意した日まで運営権の存続期間を延長することとなります。
565	特定事業契約書（案）	34			第74条 （本施設等の引渡し） 1	「施設運営開始予定日」とは、いつどのように規定されるのでしょうか？	落札者の提案内容に基づき、基本協定締結までに設定します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
566	特定事業契約書（案）	34	10		第74条（本施設等の引渡し） 2	第74条第2項に基づく遅延損害金は、当該遅延が事業者の責めに帰すべき事由による場合のみ支払義務が生じるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、事業者の責めに帰すべき事由以外の事由によって本施設等の引渡しの遅延が見込まれる場合は、あらかじめJSCと協議を行い施設整備期間の変更を行うことを想定しておりますので、当該事由により第74条第2項に至ることは想定されません。
567	特定事業契約書（案）	34	11	-	第7章.第2節.第74条（本施設等の引渡し）	「引き渡すことができなかった場合」とは事業者に責がある場合に限るという理解で宜しいでしょうか。	質問 No. 566 の回答をご参照ください。
568	特定事業契約書（案）	34	11		第74条 第2項	「JSCは、事業者がⅠ期施設運営開始予定日までにⅠ期工事部分をJSCに引き渡すことができなかった場合又はⅡ期施設運営開始予定日までにⅡ期工事部分をJSCに引き渡すことができなかった場合、遅延日数に応じ損害金として賠償請求を行う」旨の記載がございますが、事業者は、当該の遅延が事業者の帰責事由によるものと認められる場合に限り、賠償請求を受けるものと考えてよろしいでしょうか。	質問 No. 566 の回答をご参照ください。
569	特定事業契約書（案）	34			第74条（本施設等の引渡し）第2項	本項に基づく遅延損害金の負担は、あくまでも事業者の帰責事由により引渡しが遅延した場合に限定されるという理解で良いでしょうか。	質問 No. 566 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
570	特定事業契約書（案）	34		74条2項	本施設等の引渡しに係る遅延損害金	本項の違約金は事業者のみに帰責性がある場合に限られるという理解でよいか。	質問 No. 566 の回答をご参照ください。
571	特定事業契約書（案）	34	21		第75条（本施設の一部貸付）	第75条において想定されている貸付契約書においては、転貸借は原則として認められないという理解でよろしいでしょうか。	第75条第2項に基づき事業者が第三者に転貸した部分を他の第三者に転々貸することは基本的に想定していませんが、落札者の提案に基づき、必要に応じて調整します。
572	特定事業契約書（案）	34	21		第75条（本施設の一部貸付） 1	「JSCは、事業者の本施設の一部を占有して使用させるために必要と認める場合には、当該部分について、法令等の範囲内において、JSCが別途指定する貸付契約書の様式に基づいて事業者に貸し付けることができる。」との記載がありますが、以下の点をご教示頂けると幸いです。 ①貸付を想定している場所。 ②事業者が運営上必要な諸室も貸し付け対象になるか。 ③想定している賃料水準。	①は、第75条第2項に基づき事業者が第三者への貸付を予定する場所であり、詳細は応募グループの提案によります。 ②は、事業者が第三者への貸付を予定していないものであれば、対象に含まれません。 ③は、無償です。
573	特定事業契約書（案）	34	24	-	第7章.第2節.第75条（本施設の一部貸付）	貸付は無償との理解で宜しいでしょうか。	「入札説明書」第1.3.(7)②に示すとおり、JSCは事業者から貸借による貸付料を徴収しません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
574 (307)	特定事業契約書（案）	35		77 条	維持管理業務の実施	「下請負者等（維持管理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求できる」とあります。 下請負者等との契約金額等の開示は、維持管理企業の利益開示に直結しますが、オープンブックでの発注方式を御想定されているのでしょうか。	SPC の発注方式を指定するものではありませんが、JSC が必要に応じて報告を請求した場合に対応できるような契約内容としていただく必要があります。
575 (308)	特定事業契約書（案）	35		77 条	維持管理業務の実施	「下請負者等（維持管理業務）との契約金額その他必要な事項の報告を請求できる」とあります。 維持管理企業の採算性について、入札時当初の維持管理費から、大きく赤字、または黒字となった結果に対し、JSC はこれらをどのように扱うお考えでしょうか。	維持管理企業の採算性について、JSC として特段の措置を講じることはありません。
576	特定事業契約書（案）	36			第 78 条 （本施設等の追加投資）	第 1 項 (3) で「JSC の各種施策に反するもの」とありますが、含まれる範囲も広く、施策の具体的なイメージを掴みたいため、どの資料等にこれら施策が記載されているか、施策事例などを教示くださいませ。	現時点において、具体的に想定しているものはありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
577	特定事業契約書（案）	36, 37		78条1項 80条1項	追加投資	逐一全ての追加投資につき JSC の事前承諾を得ることは JSC にとっても事業者にとっても実務上の負担であり、要求水準書と各条の1項各号の条件を遵守していただければ基本的に自由にできるものとしていただきたい。あるいは、一定の工事については包括的に承諾をいただきたい。	原文のとおりとしますが、一定の工事における包括的な承諾に関しては、必要に応じて JSC と調整することが可能です。
578	特定事業契約書（案）	36	4		第78条（本施設等の追加投資） 3（1）	「本施設等との一体性が認められる対象部分は、JSC の所有に属するものとし、本施設等に含まれ、かつ本施設に関しては運営権の効果が及ぶものとする」との記載がありますが、以下の点をご教示ください。 ①「本施設等との一体性」と定義、判断基準。 ②目的に応じて、壁等から取り外しが可能なディスプレイ等は、本施設等と一体性があるとの整理になるか。	①は、民法上の付合物の考え方等を参照しつつ、個別事象に即して判断します。 ②は、上記①に照らせば、通常は一体性がないと考えられます。
579	特定事業契約書（案）	36	18- 27		78条3項 本施設等の追加投資	「本施設等との一体性が認められる」とは具体的にはどの範囲をいうか。躯体と一体となるものを想定しているでしょうか。	質問 No. 578 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
580	特定事業契約書（案）	36	33	-	第7章.第3節.第79条（JSCによる本施設等の追加投資）	「事業者はかかる追加投資に最大限協力しなければならない」とありますが、運営に影響するものはないと考えて宜しいでしょうか。また、事業者に金銭負担が生じることは想定していないという理解で宜しいでしょうか。	前段については、工事を伴う場合は運営への影響を完全に避けることは困難ですが、事業者として可能な範囲の協力を要請するものです。 後段については、ご理解のとおりです。
581	特定事業契約書（案）	36	33	-	第7章.第3節.第79条（JSCによる本施設等の追加投資）	「事業者はかかる追加投資に最大限協力しなければならない」とありますが、運営には影響しない形としていただくこと、もし運営に影響する場合は大規模修繕と時期を合わせるなどの配慮は頂けますでしょうか。	前段について、質問 No. 580 の回答をご参照ください。 後段について、追加投資の緊急性等によりますが、可能な限り配慮します。
582	特定事業契約書（案）	36		79条1項	JSCによる本施設等の追加投資	JSCの追加投資にあたっては（4項に該当しない場合でも）事前に事業者の承諾を得るものとしてほしい。運営権が設定されている以上、施設についての運営・維持管理は事業者が実施する権利があり、これに反して JSC が強制的に工事を実施するようなことは運営権の権利にも反するものと考えられる。	原文のとおりとします。
583 (310)	特定事業契約書（案）	37	13		JSCによる本施設等の追加投資	特定事業契約の変更には金銭の負担も含まれるのでしょうか。	協議対象に含まれることは有り得ます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
584	特定事業契約書（案）	37			第79条（JSCによる本施設等の追加投資）第4項	JSCの事情による追加投資の場合なので、「著しい」を削除していただけないでしょうか（事業者が増加費用や業務の増加が発生する場合は、事前に協議・合意させていただきたく存じます）。	原文のとおりとします。
585	特定事業契約書（案）	37		79条4項	JSCによる本施設等の追加投資	「特定事業契約の変更」には、事業期間の延長も含まれる理解でよろしいでしょうか。	本項に基づく運営権の存続期間の延長は想定していませんが、協議対象に含まれることは有り得ます。
586	特定事業契約書（案）	37	14		第80条（事業者の保有資産等の追加投資）	事業者の所有資産に関する新規投資、改修または追加投資について、JSCの事前承認を必要とするのは、民間事業者の経営を必要以上に制限するもので合理的でないと考えます。また、少額のものを含めると相当数の案件が想定されて手続的にも非現実的であり、状況に応じた機動的な対応もできなくなることから、承認は不要とするよう再考をお願いしたい。	質問 No. 577 の回答をご参照ください。
587	特定事業契約書（案）	37	15		第80条（事業者の保有資産等の追加投資）	少額な備品の購入や修繕等に関しても、都度書面による承諾が必要でしょうか（不要としていただければと存じます）。承諾不要としていただける場合、そのおおよその基準をご教示いただければ幸いです。	質問 No. 577 の回答をご参照ください。
588 (311)	特定事業契約書（案）	37	27		事業者の保有資産等の追加投資	時価は誰がきめるのでしょうか。	事業者の意見を踏まえ、JSC が決定します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
589	特定事業契約書（案）	38 37 の間 違い			第80条（事業者の保有資産等の追加投資）第4項	譲渡時期（予約完結権の行使時期）はいつ頃を想定しておりますでしょうか。 対抗要件の具備にかかる費用に関し、事業者側に過大な費用がかかる場合は、当該費用について JSC 負担とすることをご検討ください。なお、ここでいう対抗要件具備とは、具体的にどのようなものを想定しているでしょうか。不動産であれば、売買の一方予約契約を原因とする仮登記を指しており、予約完結権の行使に伴う所有権移転本登記は含まれない（本登記にかかる費用は JSC 側の費用負担）との理解で良いでしょうか。	前段については、第115条に基づく買取が行われる時点を想定しています。 後段については、原文のとおりとします。事業者の保有資産に不動産が含まれることは、第78条第3項との関係で想定していませんが、動産に関しても登記可能なものは登記による対抗要件の具備を想定しています。
590	特定事業契約書（案）	37	28	-	第7章.第3節.第80条（事業者の保有資産等の追加投資）	事業者の費用負担による登記に応じる場合、当該費用を将来の売買価格に上乗せすることは可能でしょうか。	あくまで時価での売買を想定しており、登記費用の上乗せは想定していません。
591 (309)	特定事業契約書（案）	37		81条	中・長期修繕計画に基づく修繕業務	中・長期修繕計画の策定には施設整備費の内訳を要すると考えられ、計画の協議・合意は施設竣工後の確定図面（竣工図）・整備費内訳が揃った段階で可能になると思料します。 計画の協議は竣工後から開始すると考えてよろしいでしょうか。	基本的に事業者の提案（「別紙3 提出書類の記載要領」様式A-3-2④、様式D-2及び様式E-20）によるものとしますが、ご理解のとおりです。 詳細は「別紙1 業務要求水準書」第5章.第2節.8.(1)をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
592	特定事業契約書(案)	37			第81条 (中・長期修繕計画書に基づく修繕業務) 1	「中・長期修繕計画書を作成」と規定されておりますが、業務要求水準書においては「長期修繕計画書の作成」と規定されております。どちらが正しい規定でしょうか。また、中期、長期の定義をお示し願います。	いずれも同義ですので、「長期修繕計画書」に統一します。ご指摘を踏まえて、「別紙5 特定事業契約書(案)」を修正します。
593	特定事業契約書(案)	37, 38	32-35 1-6		81条 中・長期修繕計画書に基づく修繕業務	各種電気設備(機器単体だけでなく構築したシステム含む)においては、セキュリティやICT設備など耐用年数期間が短いものについても中・長期修繕計画書に基づく修繕業務の対象としているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
594	特定事業契約書(案)	38	4		第81条 第4項	修繕業務の費用負担について、「中・長期修繕計画に定めがないものは、第82条(大規模修繕等)に定める場合を除き、事業者の負担とする」旨の記載がございますが、事業者が善管注意義務を払っても予期することが困難な事象により、計画外の修繕等が必要と認められる場合は、中・長期修繕計画の定めの有無に関わらず、事業費を増額いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
595	特定事業契約書（案）	38	7	-	第82条（大規模修繕等）	JSCは自らの費用負担において～大規模修繕及び改修等の実施を事業者に求めることができるとありますが、原則、JSC様から事業者に対して修繕の協議があるという認識で宜しいでしょうか。協議なく第三者への発注等は無いと考える宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
596	特定事業契約書（案）	38	8		第82条（大規模修繕等）	第82条に基づく修繕後の施設についても当然に運営権の設定対象に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
597	特定事業契約書（案）	38	8		82条 大規模修繕等	大規模修繕について、中・長期修繕計画を「参考」にするとありますが、原則計画に基づいて、もし計画と異なるタイミング・規模・内容で実施する（しない）場合には事前に事業者の承諾を得た上で、大規模修繕に必要な費用の分担・補填を協議頂けるという理解でよいでしょうか。	大規模修繕については、JSCが使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合、事業者へ通知の上、JSC自らの費用負担で実施します。
598 (312)	特定事業契約書（案）	38	11		大規模修繕等	ラグビーの大規模な国際大会を開催するにあたりJSCの負担で必要となる改修等を行うことを想定しているとのことですが、改修中に機械警備利用に制約が生じ人の警備に切り替えた場合、かかる費用はJSCにてご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	第82条第2項に定める改修等はJSCの費用負担により実施するものであり、当該改修等の実施に係る費用については同条3項に基づきJSCと事業者との協議により決定されます。また、当該改修等に伴い事業者の増加費用等が生じた場合は、同条第4項により運営権の存続期間の延長について協議するものとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
599 (313)	特定事業契約書（案）	38	11		大規模修繕等	ラグビーの大規模な国際大会を開催するにあたり JSC の負担で必要となる改修等を行うことを想定しているとのことですが、原状回復は予定されていますか。	原状回復については、事業者と協議させていただきます。
600 (314)	特定事業契約書（案）	38	11		第82条（大規模修繕等）2	ラグビーの大規模な国際大会等を開催するための施設の改修が必要な場合いつ頃事業者へ通知して頂けるでしょうか。	改修等の必要性がわかり次第、「新秩父宮ラグビー場運営協議会（仮称）」において連絡調整を行うことを予定しております。
601 (315)	特定事業契約書（案）	38			大規模修繕等	本条文の記載は、基本的な中・長期修繕計画を参考に大規模修繕の実施判断について JSC が行う表現となっております。 事業者は施設の機能・維持を担う立場から、事業期間中に JSC に対して大規模修繕の実施を要請する必要性が生じますが、「実施要請」の権利は事業者にもあると考えてよろしいでしょうか、 また、事業者の「実施要請」の権利について、第82条に反映いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。大規模修繕は、長期修繕計画を参考に、JSC の判断により行います。 なお、長期修繕計画の内容に関しては、あらかじめ JSC と事業者が協議して合意により定めるほか、事業期間中に必要に応じて見直すこともありえます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
602 (316)	特定事業契約書（案）	38	14		大規模修繕等	機械警備業務を外部委託している場合、大規模改修に伴い機械警備に要する機器及び監視カメラシステム機器、出入管理システム機器等を一時的に撤去し再設置する費用は JSC にてご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	大規模修繕は JSC の費用負担により実施するものであり、大規模修繕の実施に係る費用については同条 3 項に基づき JSC と事業者との協議により決定されます。また、大規模修繕に伴い事業者の増加費用等が生じた場合は、同条第 4 項により運営権の存続期間の延長について協議するものとしします。
603 (317)	特定事業契約書（案）	38	14		大規模修繕等	大規模修繕中に機械警備利用に制約が生じ人の警備に切り替えた場合、かかる費用は JSC にてご負担いただける理解で宜しいでしょうか。	質問 No. 602 の回答をご参照ください。
604	特定事業契約書（案）	38	14		第 82 条（大規模修繕等）	第 2 項に定める大規模修繕及び改修等は、事業者の責めに帰すべきものではないため、JSC は事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）及び工事期間中の休館に伴う事業者への営業補償義務を負担するよう再考をお願いしたい。	JSC で費用負担はしません。
605 (318)	特定事業契約書（案）	38	16		大規模修繕等	大規模改修の実施時期・期間・費用は JSC 及び事業者の協議とありますが、協議の結果、事業者が負担することが想定される事項をご教示ください。	大規模修繕を事業者の費用負担で実施することは想定していません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
606	特定事業契約書（案）	38	18	-	第7章.第3節.第82条（大規模修繕等）	JSC は工事期間中の休館に伴う事業者への営業補償義務を負担しないとしつつ、事業者に損害又は増加費用が生じた場合は、合意延長協議ができるとされています。30年間に大規模修繕工事は発生するものと想定されますので、疑義の残る合意延長協議より、休館中の営業補償をご検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
607 (319)	特定事業契約書（案）	38	19		大規模改修等	営業補償ではない事業者の損害について想定がありましたらご教示ください。	第82条第4項本文の「営業補償義務を負担しない」とは、JSC が事業者の収入減少に対して直接的な金銭支払義務を負担しないという趣旨です。 第4項ただし書の合意延長に関する協議及び第5項の運営権存続期間の延長において、休館に伴う事業者の収入減少を「損害又は増加費用等」として考慮することまでを否定するものではありません。 ただし、第1項の大規模修繕に係る休館は、予見可能性が相対的に高いと考えられるため、事業者の収入減少を「損害又は増加費用等」として扱うことは想定していません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
608	特定事業契約書（案）	38, 46, 47	23, 10, 10		第82条第5項 および第97条第4項 および第98条第4項	大規模修繕，政策変更，法令改正，税制改正，不可抗力又は大規模感染症により事業者が要する追加費用について，JSC様が負担する場合の範囲として「JSCは，事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）を負担しない」旨の記載がございますが，逸失利益についても，相当因果関係の範囲内と認められるものについては，JSC様の負担を認めていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、ご質問の点は、協議開始日から所定の日数以内に協議が調わない場合の規定です。
609	特定事業契約書（案）	38	23		第82条（大規模修繕等） 5	「当該損害又は追加費用を JSC が負担する方法」における「当該損害」には、「事業者に生じた損失（逸失利益を含む。）及び工事期間中の休館に伴う事業者への営業補償」は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	No. 607 の回答をご参照ください。
610	特定事業契約書（案）	38	23	-	第7章.第3節.第82条（大規模修繕等）	大規模修繕に係る合意延長協議の後、協議が整わない場合は、JSC の決定に従うこととなっており、運営権存続期間の延長又は当該損害又は追加費用を JSC が負担する方法のいずれかを選択することとなっています。大規模修繕工事期間中の収入減は損害と理解していますが、ご負担いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	No. 607 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
611	特定事業契約書（案）	38	14-17		82条 大規模修繕等	大規模修繕について、工事内容に応じて複数年の予算で対応いただくことは可能でしょうか。 工事内容・工事個所や、他イベント・大会の開催などを考慮して部分的に工事を進めていくことがある場合を想定しています。	大規模修繕及び改修等の実施時期、期間及び費用は、JSC及び事業者の協議により決定します。
612	特定事業契約書（案）	38	14-17		82条 大規模修繕等	JSCとして個別に誘致を行う催事があり、その対応のために工事や備品の設置を要する場合、これらの工事・原状回復や備品の処分はJSCにて負担いただけるでしょうか。	JSCが個別に誘致を実施するイベントに関する工事は、JSCの負担となります。原状回復及び備品の処分については、事業者と協議させていただきます。
613	特定事業契約書（案）	38	18-22		82条 大規模修繕等	長期修繕計画に記載があり、運営権者からも大規模修繕の必要性について報告があったにもかかわらず、JSCが大規模修繕を実施しなかったことに起因して設備の故障等により営業ができなくなった場合については、営業補償も含めその損害を補填いただけるでしょうか。	JSCが休業に伴う補償等を実施することは想定していません。事業者起因でない理由で大規模修繕が実施できなかったことにより損害等が生じた場合には、JSCと事業者は、運営権の存続期間の延長について協議するものとします。 なお、質問 No. 253 の回答もご参照ください。
614	特定事業契約書（案）	38	23-30		82条 大規模修繕等	大規模修繕による本施設の閉館に伴い事業者が発生する損失は補償しないと回答がありますが、この場合、「事業者による運営の結果生じる利益の帰属」は免除されるでしょうか。	大規模修繕に伴う休館に起因して、当該休館が生じた年度における事業者の税引後の当期純利益が、「入札説明書」第1.3.(8)に定める基準額に達しない場合は、還元の対象となりません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
615	特定事業契約書（案）	38		82条	大規模修繕業務	1項に定める大規模修繕及び2項に定める改修等の実施にあたっては、事前に事業者の承諾を得るものとしてほしい。また、3項で「JSCは、自らの費用負担において、」という部分は、JSCが工事主体となって事業者に対して工事を発注するという趣旨か、あるいは事業者が主体となって実施する工事の費用をJSCが支払うという意味か。	前段について、質問 No. 611 の回答をご参照ください。 後段について、JSC が工事を発注し、事業者が実施することを想定しています。
616	特定事業契約書（案）	38		82条4項	大規模修繕の実施に伴う合意延長	合意延長においては休館中の営業補償についても念頭に期間を設定してほしい。	No. 607 の回答をご参照ください。
617	特定事業契約書（案）	39	22		第87条（任意事業の実施）	任意事業に基づく収益は第5条第3項に定める還元対象には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
618	特定事業契約書（案）	39		87条	任意事業	任意事業については特に限定はない理解で良いか。JSCの承認とはどのような基準で行うか（どのような場合に拒否することになるのか） 提案書に記載し、その内容で落札した場合、重ねて本条の承認を得る必要はないという理解でよいか。	任意事業の限定については、質問 No. 83 をご参照ください。 事業提案書に記載された任意事業についても、特定事業契約の締結後に所定の手続きにしたがって JSC の承認が必要となります。なお、任意事業の手続等については、落札者決定後に示す任意事業協定書(案)において提示することを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
619 (320)	特定事業契 約書(案)	40	13		第89条(運営権 対価) 3	第2項の相殺後はいかなる理由があっても運営権対価を返還しないと、事業者は返還請求権を放棄するものとされていますが、このスキームでは、運営権の資産としての価値が大きく損なわれてしまうため、提案する運営権対価の金額を抑えることに繋がってしまうと考えます。再検討いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

620	特定事業契約書（案）	40	13	第 89 条第 3 項	運営権対価	<p>「事業者は、・・・放棄する。」とありますが、本来運営権とは「管理者等が有する施設所有権のうち、公共施設等の運営等を行い利用料金を収受する（収益を得る）権利を切り出したもの」（「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン（内閣府。R3.6.18 改正）」7-1 の 2-1（1））ですので、その対価たる運営権対価は、事業者が公共施設等の運営等を行う権利を与えられた期間に対応します。従って、特定事業契約が事業期間の途中で解除された場合、解除後の期間に対応する運営権対価は、特定事業契約の解除事由を問わず、事業者に戻還されるのが合理的です。「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」15-3 の 2. (6)においても「運営権が取り消された時点において、すでに運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分については、運営権者に対して支払う必要があると考えられる。」と示されていますので、当該ガイドラインを逸脱した『運営権対価を返還せず、運営権対価の一切の返還請求権を放棄させる』といった民間事業者にとって不利な入札条件とすることは、官民の対等な関係の構築を目指している PFI からかけ離れていると思料さ</p>	質問 No. 15 の回答をご参照ください。
-----	------------	----	----	-------------	-------	--	------------------------

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
						れます。また本事業と同様に運営権対価の一括支払いがある先例事業では、弊社の知る限り、事業者へ運営権対価の返還を放棄させるようなものではありません。従って、特定事業契約が解除された後の残余の存続期間に対応する運営権対価については、特定事業契約の解除事由を問わず、JSC から事業者へ運営権対価の残存価値相当額を返還するよう変更をご検討頂けないでしょうか。	
621	特定事業契約書（案）	40	13	第 89 条第 3 項	運営権対価	上記の質問でも運営権対価の返還についてご検討をお願いしていますが、もしどうしても金銭による返還は難しいということであれば、例えば事業提案書における収支計画に基づく運営権取消時点の運営権の未償却残高と同等の本施設に係る所有権持分を事業者へ譲渡するなど、運営権対価の返還以外の対応策をご検討頂けないでしょうか。	運営権対価の返還に代わる措置については、「別紙 5 特定事業契約書(案)」第 111 条をご参照ください。 加えて、損失補償については、特定事業契約書（案）の第 117 条をご参照ください。
622	特定事業契約書（案）	42	28		第 92 条（事業者の株式） 1	「この限りでない」とは具体的にどのような法的効果をご想定か、ご教示ください（第 92 条第 1 項本文の適用を何ら受けない（いずれの条件を満たす必要もない）との理解でよろしいでしょうか。）。	譲渡後においても独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程第 2 条及び第 3 条の規定に該当しないことを求めることはしないという趣旨です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
623	特定事業契約書（案）	43	31		第92条（事業者の株式）	本事業のための融資を行う金融機関等のための担保権設定に関しては合理的な理由なく承諾の留保、遅延又は拒否はされないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 第127条に基づき融資金融機関と締結する協定書において定めます。
624	特定事業契約書（案）	43	31		第92条（事業者の株式）	議決権付株式の全部譲渡の場合には構成企業間の譲渡であっても事前承認が必要という理解でよろしいでしょうか（可能であれば、その場合には事前承認不要としていただければ幸いです。）。	ご理解のとおりです。 事前承認を必要とします。
625	特定事業契約書（案）	43		92条6項 93条 94条	議決権付株式の担保提供	事業者の発行する議決権株式や事業者の特定事業契約上の地位及び権利義務、運営権に対して融資金融機関による担保権を設定することの可否につき、第1回の質問回答 No.174 にて「融資金融機関と締結する協定書において定めます。」と回答いただいているが、当該融資金融機関のために担保権を設定する旨の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが JSC に提出され、かつ、特定事業契約に基づく協定書が JSC と当該融資金融機関との間で JSC の合理的に満足する内容にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないと理解でよいか。	ご質問に列挙されているそれぞれの担保権設定の対象について、当該担保権設定の必要性や可否を協議したうえで協定書に定めたものについては、ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
626	特定事業契約書（案）	45			第95条 （事業者の兼業禁止）	JSCより事前書面にて承諾を得られた場合は、この限りでないとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合は、第90条や91条で表明等が必要となる「定款の目的」も修正が必要となるとの理解でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、修正の要否は、JSCの承諾を得て実施する業務の内容によります。
627	特定事業契約書（案）	45	20		第97条（政策変更）	政策変更により事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）は事業者の責めに帰すべきものではないため、本来の事業主体であるJSCによる負担を再考いただきたい。	原文のとおりとします。なお、ご質問の点は、120日以内に協議が調わない場合の規定です。
628	特定事業契約書（案）	45		97条、98条、100条、101条	政策変更、法令改正、不可抗力、大規模感染症	「特定事業契約の履行のための費用が増加するとき」とあるが、減収の場合も該当する理解で良いか。	政策変更時等における事業者の通知に係る「特定事業契約の履行のための費用が増加するとき」には収入減少は含まれません。
629	特定事業契約書（案）	45		97条	政策変更	JSCによる政策変更はそもそもJSCの契約違反（JSCの帰責事由）になるため本条には含まれていないという理解で良いか。	該当箇所の「政策変更」とは国又は地方公共団体による政策の変更・決定を指しています。 国又は地方公共団体の政策変更に伴わないJSC独自の政策変更は本条には含まれません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
630	特定事業契約書（案）	46	10	第97条第4項	政策変更	「JSC は、第73条（JSCによる運営権存続期間の延長）に定める JSCによる運営権存続期間の延長とする方法又は当該追加費用を JSC が負担する方法のいずれかを選択することができるものとし、事業者は当該選択に従うものとする。」とありますが、事業者において政策変更リスクをコントロールするのは不可能であり、また運営権存続期間の延長では当面の資金繰り難には対応不能であることから、事業者に生じた追加費用及び損失（逸失利益を含む）は JSC が負担するようご検討願います。	質問 No. 627 の回答をご参照ください。
631	特定事業契約書（案）	46, 47, 47	10, 4, 33		第97条 第4項 および第98条 第4項 (1) および第99条 第3項	政策変更、法令改正、税制改正、不可抗力又は大規模感染症の発生に伴う追加費用に関して、JSC 様と事業者の協議が所定の期間内に合意に至らない場合、「事業者に生じた追加費用のうち発生防止手段を事業者が講じることが合理的に期待できなかったと JSC が認める追加費用が発生した場合、JSC による当該追加費用の負担等を認める」旨の記載がございますが、これは追加費用の発生防止手段を事業者が講じることが期待できない旨、客観的に認められる場合を示すものと考えてよろしいでしょうか。	原文は「JSC による当該追加費用の負担等を認める」とは規定していませんが、趣旨としてはご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
632	特定事業契約書（案）	46	13-18		97条 政策変更	97条4項において「JSCが認める追加費用が発生した場合、JSCは、第73条（JSCによる運営権存続期間の延長）に定めるJSCによる運営権存続期間の延長とする方法又は当該追加費用をJSCが負担する方法のいずれかを選択することができる」とありますが、運営権期間の延長もしくはJSC負担いずれかについてはJSCと事業者の協議事項とすることを検討頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、JSCによる当該選択にあたって、120日の協議期間に示された事業者の意向は可能な範囲で考慮します。
633	特定事業契約書（案）	46	19		第98条（法令改正）	法令改正により事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）は事業者の責めに帰すべきものではないため、本来の事業主体であるJSCによる負担を再考いただきたい。	原文のとおりとします。なお、ご質問の点は、120日以内に協議が調わない場合の規定です。
634	特定事業契約書（案）	47		98条4項1号	法令改正	本号の選択（運営権存続期間の延長又は追加費用のJSCによる負担）は事業者で実施可能としてほしい。	原文のとおりとします。なお、JSCによる当該選択にあたって、120日の協議期間に示された事業者の意向は可能な範囲で考慮します。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
635	特定事業契約書（案）	47	10	第98条第4項第1号	法令改正	「JSC は、第73条（JSCによる運営権存続期間の延長）に定めるJSCによる運営権存続期間の延長とする方法又は当該追加費用をJSCが負担する方法のいずれかを選択することができるものとし、事業者は当該選択に従うものとする。」とありますが、事業者において特定法令改正リスクをコントロールするのは不可能であり、また運営権存続期間の延長では当面の資金繰り難には対応不能であることから、事業者が生じた追加費用及び損失（逸失利益を含む）はJSCが負担するようご検討願います。	質問No. 633の回答をご参照ください。
636	特定事業契約書（案）	47	16	第98条第4項第2号	法令改正	「法令改正により事業者が生じた追加費用のうち、前号に従いJSCによる運営権存続期間延長とする方法又はJSCが負担する方法により補償されなかった追加費用は事業者が負担する。」とありますが、事業者において法令改正リスクをコントロールするのは不可能であることから、事業者が生じた追加費用及び損失（逸失利益を含む）はJSCが負担するようご検討願います。	質問No. 633の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
637 (321)	特定事業契約書(案)	47	17		法令改正	JSC が負担する方法により補償されなかったケースについて想定がありましたらご教示下さい。	現時点において、具体的に想定しているものはありません。
638	特定事業契約書(案)	47	33	第99条第3項	税制改正	「JSC は、第73条(JSCによる運営権存続期間の延長)に定めるJSCによる運営権存続期間の延長とする方法又は当該追加費用をJSC が負担する方法のいずれかを選択することができるものとし、事業者は当該選択に従うものとする。」とありますが、事業者において税制改正リスクをコントロールするのは不可能であり、また運営権存続期間の延長では当面の資金繰り難には対応不能であることから、事業者に生じた追加費用及び損失(逸失利益を含む)はJSC が負担するようご検討願います。	原文のとおりとします。なお、ご質問の点は、120日以内に協議が調わない場合の規定です。
639 (322)	特定事業契約書(案)	48	3		税制改正	JSC が負担しない事業者に生じた損失(逸失利益を含む)について想定がありましたらご教示ください。	例えば、事業者の利益に課せられる税制の改正等により事業者の利益が減少した場合、第2項第1号に基づき事業者の負担となるため、JSC は負担しません。
640	特定事業契約書(案)	48	7		第100条(不可抗力)	不可抗力により事業者に生じた損失(逸失利益を含む)は事業者の責めに帰すべきものではないため、本来の事業主体であるJSC による負担を再考いただきたい。	原文のとおりとします。なお、ご質問の点は、60日以内に協議が調わない場合の規定です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
641	特定事業契約書（案）	48, 50		100条2項 101条2項	不可抗力、大規模感染症	履行義務の免除対象に金銭債務も含めてほしい（97～99条では含まれているのでアンバランスである）。	原文のとおりとします。なお、第99条においては、特定事業契約に基づく履行義務を免れる旨の規定は設けていません。
642	特定事業契約書（案）	48	25		第100条（不可抗力） 3	不可抗力により施設の大規模な損傷が発生した場合、事業期間の延長によっても修理費用の回収はほぼ不可能と考えられます。 つきましては、その他のコンセッション事業のように上述のリスクについての修理費はJSC負担としていただくようご検討をお願い致します。	原文のとおりとします。なお、第100条第4項に基づく協議は、運営権の存続期間の延長のみに限定するものではありません。
643	特定事業契約書（案）	48	29-34		100条4項 不可抗力	100条4項について事業延長を協議とあるが、事業継続に必要な資金・費用の補填についても協議事項とさせていただけないでしょうか。	運営権の存続期間の延長に関する協議は、第72条に定めるところによります。ご質問の内容を協議対象に含めることを妨げるものではありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
644	特定事業契約書（案）	48	35	第100条第5項	不可抗力	「JSC は、第73条（JSCによる運営権存続期間の延長）に定めるJSCによる運営権存続期間の延長とする方法又は当該追加費用をJSCが負担する方法のいずれかを選択することができるものとし、事業者は当該選択に従うものとする。」とありますが、事業者において不可抗力リスクをコントロールするのは不可能であり、また運営権存続期間の延長では当面の資金繰り難には対応不能であることから、事業者に生じた追加費用及び損失（逸失利益を含む）はJSCが負担するようご検討願います。	質問No. 640の回答をご参照ください。
645	特定事業契約書（案）	49	4-8		100条5項 不可抗力	100条5項について、逸失利益についてJSCにて負担頂けないでしょうか。また、負担の範囲・内容についてはJSC、事業者間にて協議とさせていただけないでしょうか。	質問No. 640の回答をご参照ください。
646	特定事業契約書（案）	49	5		第100条（不可抗力） 5	「JSCによる運営権存続期間の延長とする方法又は当該追加費用をJSCが負担する方法のいずれかを選択」とありますが、協議によって「JSCが修理費を負担し、かつ、運営権存続期間を延長する」こともご了承いただきますようお願い致します。	原文のとおりとします。なお、ご質問の点は、60日以内に協議が調わない場合の規定です。
647 (323)	特定事業契約書（案）	49	7		不可抗力	JSCが負担しない事業者に生じた損失（逸失利益を含む）について想定がありましたらご教示ください。	例えば、本施設の休館に伴う減収が発生した場合、JSCが直接的な金銭支払義務を負担しないことを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
648	特定事業契約書（案）	49		100条8項	不可抗力による工事引渡前の損害に係る費用負担	100条8項各号の損害額の算定にかかるコンセプトをご教示ください。工事目的物及び工事材料に関する損害は、修繕費ではなく、常に再調達費用により算定されるとの理解で良いでしょうか。	いわゆる再調達価格から残存価値の評価額を差し引いて算定することを想定しています。修繕費との関係については、事象発生時の協議によります。
649	特定事業契約書（案）	50	4		第101条（大規模感染症）	大規模感染症により事業者が生じた損失（逸失利益を含む。）は事業者の責めに帰すべきものではないため、本来の事業主体である JSC による負担を再考いただきたい。	原文のとおりとします。なお、ご質問の点は、60日以内に協議が調わない場合の規定です。
650	特定事業契約書（案）	50	5		第101条 第1項	大規模感染症の発生時の対応について、「特定事業契約の締結後に、大規模感染症が発生した場合」との記載がございますが、この大規模感染症には、新型コロナウイルスの感染拡大等を含めるものと考えてよろしいでしょうか。	「別紙5 特定事業契約書(案) 別紙2 定義集」(92)の定義に基づき判断します。
651	特定事業契約書（案）	50	34-37		101条 大規模感染症	逸失利益についても負担を検討頂けないでしょうか。	質問 No. 649 の回答をご参照ください。
652	特定事業契約書（案）	50-51	35-42, 1		101条 大規模感染症	大規模感染症含めて、予想外の事象が生じて営業停止など、経営に多大な影響がある場合、事業存続に必要な費用について支援をいただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、ご質問の点は、60日以内に協議が調わない場合の規定です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
653	特定事業契約書（案）	50		101条	大規模感染症	「特定事業契約の締結後に、」とあるが、本契約の締結後に新規に発生した感染症でないとは含まないようにも読めるため、既に発生しているいわゆる新型コロナ（オミクロンその他派生する型を含む）の悪化といった状況も含まれるような形としてほしい。	質問 No. 650 の回答をご参照ください。
654	特定事業契約書（案）	50		101条	大規模感染症	「大規模感染症」の定義には現状のもののみでなく、将来起こりうる同様の感染症も含んでほしい。	質問 No. 650 の回答をご参照ください。
655	特定事業契約書（案）	50	29	第101条第5項	大規模感染症	「JSC は、第73条（JSCによる運営権存続期間の延長）に定めるJSCによる運営権存続期間の延長とする方法又は当該追加費用をJSCが負担する方法のいずれかを選択することができるものとし、事業者は当該選択に従うものとする。」とありますが、事業者において大規模感染症リスクをコントロールするのは不可能であり、また運営権存続期間の延長では当面の資金繰り難には対応不能であることから、事業者が生じた追加費用及び損失（逸失利益を含む）はJSCが負担するようご検討願います。	質問 No. 649 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
656	特定事業契約書（案）	51	27		第104条（事業者事由による解除）	工期の延長が事業者の責めに帰すべき事由によらない場合には本号には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
657	特定事業契約書（案）	52	26		第104条 第1項(7)ロ	契約解除事由として「事業者が特定事業契約に定める施設整備期間内に完成しないとき若しくは施設整備期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき」の旨の記載がございますが、事業者の責に帰すべきではない事由により所定の期間内に工事を完成できない場合には、事業者は免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
658 (324)	特定事業契約書（案）	52	29		事業者事由による解除	財務状況が著しく悪化の程度について想定がありましたらご教示ください。	事業者が特定事業契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難となる程度を想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
659	特定事業契約書（案）	52	32		第104条 第1項 (8)	契約解除事由として「事業者が特定事業契約に違反し（ただし JSC が催告した合理的な期間内に当該不履行が是正されない場合又は特定事業契約が履行不能となった場合に限る。）、その違反により特定事業契約の目的を達することができないと JSC が認めたとき」の旨の記載がございますが、当該の判断は、事実関係を踏まえ、客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
660	特定事業契約書（案）	53	17	-	第12章. 第105条 (JSC の任意による解除、JSC 事由による解除)	「事業者から 150 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間」とありますが、事業者の 30 日以上と差があり過ぎますので同じ日数として下さい。	原文のとおりとします。
661	特定事業契約書（案）	53			第105条 (JSC の任意による解除、JSC 事由による解除)	「その他 JSC が合理的に必要と認める場合」までは、PFI 法上解除事由とされており、解除事由・補償範囲の両方において、PFI 法と比べて事業者不利になっているものと考えております。その為、この点については一定の修正をお願いしたいと考えておりますが、ご相談の余地はありますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、第105条第1項に列挙する他の解除事由と同様、本事業の継続に重大な影響を及ぼす事象に起因して解除がやむを得ないと判断した場合を想定しており、恣意的に解除権を行使する意図はないことをご理解ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
662	特定事業契約書（案）	53			第105条 （JSCの任意による解除、JSC事由による解除）	第2項の「JSCの責めに帰すべき事由により、（中略）、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から150日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間」は、事業が実施できない状態であり、早期の解消を要望しますが、一方で事業者事由による解除（第104条）で不履行の是正期間が30日以上と短く、片務的であり、事業者及びJSCの当該是正期間を30日ないし150日に統一して欲しく存じます。	質問No. 660の回答をご参照ください。
663	特定事業契約書（案）	53			第105条（JSCの任意による解除、JSC事由による解除） 第2項	150日以上ではなく、公平性の観点から、第104条第2項第8号と同じく30日以上としてください。	質問No. 660の回答をご参照ください。
664	特定事業契約書（案）	53		105条	JSCの任意による解除	「本施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他JSCが合理的に必要と認める場」とはどのような場合をいうか。JSCの任意による事業終了は非常にリスクが高いため、限定的な場面であることを確認したい。	質問No. 661の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
665	特定事業契約書（案）	53			第106条 （不可抗力による解除）	「法令改正」による解除も将来の事業期間においては、発現する可能性もあり、不可抗力のみとせず、法令改正についても記載いただきたく存じます。	原文のとおりとします。法令改正に関しては、事業継続を前提として第98条に基づき協議する予定であり、第106条の解除事由に含めることは考えていません。
666	特定事業契約書（案）	54	7	-	第12章.第107条 （I期工事の引渡前の解除）	「I期用地を原状回復の上、JSCに返還しなければならない」とありますが、原状回復費用はJSC負担という認識で宜しいでしょうか。	第107条第3項は事業者帰責による解除の効果を規定したものであり、原状回復費用は事業者負担となります。
667	特定事業契約書（案）	54			第107条（I期工事の引渡前の解除）第2項、第108条（I期工事の引渡後、II期工事の引渡後前の解除）第2項	第105条に基づく解除の場合には、検査及び復旧に要する費用はJSC負担としてください。	原文のとおりとします。なお、第117条第1項の規定に基づき、事業者が負担した費用の請求を妨げるものではありません。
668	特定事業契約書（案）	54		107条3項 108条3項	I期工事/II期工事の引渡前の解除	「I期工事部分/II期工事部分について原状回復することが社会通念上合理的」とはどのような場合を想定しているのか具体的にご教示いただきたい（何割程度の進捗をいうのか）。	現時点において、具体的な想定はありません。
669	特定事業契約書（案）	54	28	-	第12章.第108条 （I期工事の引渡後、II期工事の引渡し前の解除）	「II期用地を原状回復の上、JSCに返還しなければならない」とありますが、原状回復費用はJSC負担という認識で宜しいでしょうか。	第108条第3項は事業者帰責による解除の効果を規定したものであり、原状回復費用は事業者負担となります。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
670 (325)	特定事業契約書（案）	55	11		第111条（運営権対価の返還に代わる措置）1	第105条、106条に基づき、特定事業契約が解除された場合に運営権対価の返還が行われない理由をご教授ください。	第89条第3項において、運営権対価の相殺後はいかなる理由があっても、事業者に対して運営権対価を返還しないものとし、事業者は運営権対価の一切の返還請求権を放棄することとしています。なお、第111条に運営権対価の返還に代わる措置を規定しています。
671 (326)	特定事業契約書（案）	55	16		第111条（運営権対価の返還に代わる措置）2	合理的な範囲で賠償とは抽象的ですが、どのような水準の範囲内で賠償されるのでしょうか。第105条に基づく解除の場合の取扱いについては、第117条1項にも明確な記載が無く、事業者に生じた損害に対してJSCが負担する水準を明示ください。	運営権が取り消された時点における運営権の未償却残高に相当する額を基準として、当該時点の具体的な状況を考慮したうえで判断することを想定しています。
672	特定事業契約書（案）	55		111条2項	運営権対価の返還に代わる措置	「JSCは、運営権対価の返還を行わないことにより事業者が生じた損害について、合理的な範囲で賠償するものとする。」とは、基本的に運営権対価総額のうち運営期間の残存期間に対応した金額をいうという理解で良いか。	質問No. 671の回答をご参照ください。
673	特定事業契約書（案）	56		114条2項1号	追加投資の対象部分に係る補償	「当該追加投資の対象部分の運営権の終了時点における簿価相当」とはどのように計算するのか。	JSCの会計上の簿価相当額を基準に計算することを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
674 (327)	特定事業契約書（案）	56	31		契約終了による事業者所有資産の取扱い	本事業の実施のために事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならないとありますが、事業者が他で流用できると判断した保有資産については処分の対象外としていただけますでしょうか。	本施設からの撤去を想定したものであり、廃棄に限定するものではありません。
675 (328)	特定事業契約書（案）	56	33		契約終了による事業者所有資産の取扱い	当該資産を時価で JSC 又は JSC が指定する者に売却しなければならないとありますが、事業者が他で流用できると判断した保有資産については売却の対象外としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
676	特定事業契約書（案）	56		115条1項	契約終了による事業者所有資産の取扱い	「ただし、JSC 又は JSC の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で JSC 又は JSC の指定する者に売却しなければならない。」とあるが、事業期間終了直前にいわれても困るので、1年前には買取を行う範囲の見込みを教えてください。	期間満了の場合は事前に協議することも可能ですが、事業期間中の解除の場合は本施設の運営継続を優先して判断せざるを得ないことをご理解ください。
677	特定事業契約書（案）	56		115条2項	契約終了による事業者所有資産の取扱い	115条2項では、事業者保有資産等の追加投資について、簿価相当額で買い取る旨規定されていますが、同条1項と平仄をあわせて時価と修正ください。	原文のとおりとします。第114条第2項との整合性を考慮して、簿価相当額と定めています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
678 (329)	特定事業契約書（案）	57	3		契約終了による事業者所有資産の取扱い	本施設等の運営権終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡すものとするがありますが、事業者が他で流用できると判断した保有資産については売り渡しの対象外としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
679	特定事業契約書（案）	57			第115条（契約終了による事業者所有資産の取扱い） 第5項	資産の引渡しと代金の支払いを同時履行とすることは難しいでしょうか。やむを得ず代金支払いが後履行になる場合であっても、6ヶ月という期間は短縮していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
680	特定事業契約書（案）	57	27		第116条（違約金）	第116条に基づく違約金と、基本協定書第9条第2項及び第3項に定める違約金とは重複し得るという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
681	特定事業契約書（案）	57			第116条	「本施設の引渡し完了するまでに、第104条（事業者事由による解除）により特定事業契約が解除された場合、事業者は、解除時期によりⅠ期又はⅡ期施設整備費の10分の1に相当する額を違約金として支払う」及び「事業者は、当該解除に起因しJSCが被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第112条に基づく事業終了時の引継ぎ先選定及び当該引継ぎに関してJSCが負担する一切の費用を含む。）が違約金を超える場合は、その差額をJSCの請求に基づき支払う」旨の記載がございますが、当該の引継ぎ費用について、事業者は相当因果関係が認められる範囲で負担するものとさせていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
682	特定事業契約書（案）	58			第117条 （損失補償）	「（ただし、事業者の逸失利益については2年分を上限としてJSCと事業者で協議して定める。）の補償を求めることができる。」とありますが、逸失利益の請求上限額の削除のご検討を願います。	原文のとおりとします。
683	特定事業契約書（案）	58		117条	損失補償	事業者の逸失利益については2年分を上限とするのはなぜか。合理性がなければ上限はないものとしてほしい。	質問No. 682の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
684	特定事業契約書（案）	59	12		第120条 第1項	<p>「JSCは、成果物について、JSCの裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、特定事業契約の終了後も存続する」旨の記載がございますが、万一、本契約が解除となった場合の成果物（未完成のものを含む）の取扱いについては、以下を前提に、その他の諸条件についても別途ご協議いただけますでしょうか。</p> <p>①成果物の使用にあたっては事業者の氏名を表示しないこと。</p> <p>②未完成の成果物については、契約不適合がある場合といえども履行の追完及び損害賠償請求はできないこと。</p>	<p>①は、許容しかねます。</p> <p>②について、成果物や未完成のもの扱いは、本契約が解除となった時点において協議することを想定しています。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
685	特定事業契約書（案）	59	18		第120条 第3項	「事業者は、JSCが成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならず、自ら又は著作権者（事業者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない」旨の記載がございますが、事業者が作成した成果物について JSC 様にて改変等を行った場合に、事業者が当初作成したものと異なる内容の成果物に対して事業者の氏名を表示し、公表を可能とする趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	基本にご理解のとおりですが、改変等の程度によります。
686	特定事業契約書（案）	59	31		第120条 第4項(3)	「成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること」との記載がございますが、この「他人」とは、本事業に無関係の第三者を指すものであり、本事業の遂行に必要な範囲で、各業務の事業者、再委託先及び協力会社等の関係者に著作物を閲覧等させることは、本条に反するものではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
687	特定事業契約書（案）	60			第123条（第三者の知的財産権の侵害）第2項	「又は間接に」の記載を削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
688 (330)	特定事業契約書(案)	61	25		秘密保持義務	協力企業は業務委託先に含まれる理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「別紙5 特定事業契約書(案) 別紙2 定義集」(37)をご参照ください。
689	特定事業契約書(案)	61			第126条(秘密保持義務)第2項第2号	念のためですが、「業務委託先」に協力企業が含まれているという理解で宜しいでしょうか(定義上はそのように理解しておりますが、不明確であれば協力企業も明記させていただきたく存じます)。	質問No.688の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
690	特定事業契約書（案） 別紙2 入札説明書	3 iv			定義集(54) 定義集	<p>第1回入札説明書等に関する質問回答No.2で「構成企業は「応募グループを構成する法人であって、議決権を保有し、事業者からの委託を受け本事業の業務を実施する法人」であり、社員のSPCへの出向の有無ではなく、本定義に基づき判断することになります。」とありますが、SPCへ出向等を行い当該社員がSPCの業務を実施するという形もその業務受託の一形態であるという理解でよろしいでしょうか。定義上、「議決権を保有するが業務を受託しない企業」という類型が想定されていないため、基本的に議決権を保有しSPCと一定の関係を有する企業は構成企業に該当するものとして提案する必要がある理解であり、また従来型のPFI事業におけるSPCと異なり本件はコンセッション型として運営権を保有する新規設立会社に一定の機能が残る想定である以上、業務を受任しなければ株主になることができない（第1回質問回答No.97、266参照）という整理にも合理性がないと考えます。以上から上記の解釈に合理性があると考えますが、念のため確認させていただければと存じます。</p>	<p>構成企業は、事業者の議決権付株式を保有し、事業者からの委託又は請負により各業務を実施する法人であり、構成企業が事業者との間で委託契約又は請負契約を締結していることが求められ、SPCの業務を実施するためにSPCに社員を出向させていることのみをもってしては、事業者からの委託又は請負により各業務を実施するとは認められません。</p>

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
691	特定事業契約書（案）	5			定義集（92）	「大規模感染症」の定義がなされていますが、近年の新型コロナ感染症では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正時期が2021年2月と、事象発生との時間的乖離が見られます。その間、運用上で、各種制限等も見られましたが、今後も新型コロナ感染症に限らない新たな大規模感染症等が発現する可能性もあり、その一方で、新型インフルエンザ等対策特別措置法では対処しきれない場合も想定できます。そのような意味では、上記定義に限らず、同法で対応できない事象は、不可抗力と認めてもらなど柔軟な対応をお願いしたく存じます。	原文のとおりとします。
692	特定事業契約書（案）別紙2	5		定義（92）	大規模感染症の定義	記載されている緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の場合のほか、「その他入場人数について国又は地方自治体が制約を課すとき」を含めていただけませんか。	原文のとおりとします。なお、ご質問の事象について、第97条（政策変更）その他の規定の適用を妨げるものではありません。
693 (331)	特定事業契約書（案）				別紙2 定義集	(106)「入札説明書等」の定義に、実施方針に関する質問回答を含めていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
694	特定事業契約書（案）	6			定義集（110）	「通常発生する気象条件よりも過酷なもの」には、当然のように「雪」も含まれるものと理解していて宜しいでしょうか。列挙がなかったので念のため確認したく存じます。	本施設の立地条件からは想定できないような大雪を指しているのであればご理解のとおりです。
695	特定事業契約書（案）	別紙2の6	28		定義集（110）	新型コロナウイルス感染症その他疫病については、「大規模感染症」に係る規定によって規律し、不可抗力には該当しないというご整理でしょうか。	ご理解のとおりです。
696	特定事業契約書（案）	別紙3の1	1		事業者等が付す保険	JSC 法人全体として、または本施設等を対象としていずれかの公益団体等の会員となる予定は、JSC のご意向としてありますでしょうか。	現時点において、予定はありません。
697	特定事業契約書（案）	別紙3の1	15		事業者等が付す保険 第1 施設整備業務に係る保険 1 建設工事保険 (3) 付保条件 ②	保険期間は、「施設整備業務における工事の着工日から」とありますが、施設整備業務のうち、建設業務の工事着工日から付保することで宜しいでしょうか。	工事の着工日からの付保で問題ありません。
698	特定事業契約書（案） 別紙3（事業者等が付す保険）	1	16	-	第1. 1. 建設工事保険(3)付保条件	「着工日から引渡日までの全期間」とありますが、Ⅰ期工事完了とⅡ期工事着工までに約5年ほど間が空くため、Ⅰ期・Ⅱ期それぞれで分けて付保する認識で宜しいでしょうか。	「施設整備業務における工事の着工日から引渡日までの全期間」とは、Ⅰ期とⅡ期のそれぞれにおいて、建設工事が実施される期間にわたり付保されていることを求めています。分かれていても問題ありません。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
699	特定事業契約書（案）	別紙3の1	32		事業者等が付す保険 第1 施設整備業務に係る保険 2 第三者賠償責任保険 (3) 付保条件 ②	保険期間は、「施設整備業務における工事の着工日から」とありますが、施設整備業務のうち、建設業務の工事着工日から付保することで宜しいでしょうか。	質問 No. 697 の回答をご参照ください。
700	特定事業契約書（案）	別紙3の1	32		事業者等が付す保険 第2 運営業務及び維持管理業務に係る保険 2 火災保険 (3) 付保条件	補償範囲や支払限度額、免責金額等は、事業者提案である理解で宜しいでしょうか。近年の自然災害増加等により、長期の事業期間に亘って、火災危険を含む全ての補償危険について再調価額までの補償額を確保することが困難な可能性があるため、お伺いするものです。	ご理解のとおりです。
701	特定事業契約書（案）	別紙3事業者等が付す保険			第2 運営業務及び維持管理業務に掛かる保険 2. 火災保険	火災保険については、BTO型のPFI事業でも、所有者である公共側で共済等で付保されるのが通例です。また、近年火災保険の料率値上げは著しく、30年間の事業計画に盛り込むのも困難な状況です。つきましては、事業者所有の家財等資産に付保する事は構いませんが、建物・備品等JSC所有資産については、JSCにて付保されるようご再考いただけないでしょうか。	質問 No. 106 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
702	特定事業契約書（案） 別紙3（事業者等が付す保険）	1	33	-	第1.2. 第三者賠償責任保険(3)付保条件	「着工日から引渡日までの全期間」とありますが、Ⅰ期工事完了とⅡ期工事着工までに約5年ほど間が空くため、Ⅰ期・Ⅱ期それぞれで分けて付保する認識で宜しいでしょうか。	質問 No. 698 の回答をご参照ください。
703	特定事業契約書（案）	別紙3の2	29		事業者等が付す保険 第2 運營業務及び維持管理業務に係る保険 2 火災保険	事業者帰責事由による法律上の賠償損害を補償する保険に加入することで、火災保険の代替としても宜しいでしょうか。	ご質問の方法による代替は認められません。
704	特定事業契約書（案）	別紙3の3	1		事業者等が付す保険 第2 運營業務及び維持管理業務に係る保険 2 火災保険 (3) 付保条件 ①	火災保険の担保範囲は、「本施設等」となっておりますが、建物および建物付属設備を対象とし、建物に固着する建物内の機械設備及び什器備品、可搬可能な機械設備及び什器備品等は担保範囲に含まれない（付保しなくて良い）との理解で宜しいでしょうか。	本施設等のすべてを対象としているため、含まれます。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
705	特定事業契約書（案）	別紙3の3	10		事業者等が付す保険 第3 その他の保険 ②	イベント保険とは、参加者の怪我等を対象とした所謂傷害保険と理解して宜しいでしょうか。 各保険会社にてペットネームや通称としてイベント保険と呼んでいる事例はありますが、保険の認可上イベント保険は無いと認識しており、念のため確認させてください。	傷害保険のほか、物損等に対する賠償責任保険も想定されます。詳細は事業者にて判断のうえ、イベント等の主催者と調整してください。
706	特定事業契約書（案）	別紙3の3	11		事業者等が付す保険 第3 その他の保険 ③	ラグビーに関する展示資料等に対して動産総合保険等を付保するためには、展示品一点あたりの所有者、名称、再調達価格が必要であり、ご開示ください。	ラグビーに関する展示内容については事業者の提案によるものであり、回答は差し控えます。
707	特定事業契約書（案）	別紙3の3	11		事業者等が付す保険 第3 その他の保険 ③	ラグビーに関する展示資料等に対して動産総合保険を付保した後、実際の保険請求時には、事業者では保険請求が完結せず所有者の記名、捺印が必須となりますので、ご協力をお願い致します（所有者以外の者が保険請求を行う事は出来ません）。 尚、火災保険も同様です。	必要な協力を行います。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
708(332)	特定事業契約書(案)	別紙5	1		JSC 職員の派遣に係る事項	別紙5において、派遣される JSC 職員の主な業務のうち、統括管理業務については、マネジメント業務の中の、「JSC 及び関係機関との連携」を担当されるものと想定してよろしいでしょうか。	必ずしも JSC 及び関係機関との連携業務を担当することを想定したものではありません。 派遣される JSC 職員の業務は、「別紙5 特定事業契約書(案)」第17条の派遣に関する取決め等にて調整されます。
709	モニタリング基本計画	2			4. モニタリングの方法 (1) モニタリング実施計画書	尚書に記載された「業務実施計画書」は、前項「2. 基本的な考え方(1) モニタリングの基本的な考え方」にある「業務計画書」と同じ意味でしょうか。	ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえて、「別紙6 モニタリング基本計画」を修正します。
710	モニタリング基本計画	2			4. モニタリングの方法 (2) モニタリング対象範囲	「スポーツ博物館の運営」について、あらかじめ書面にて定めておくことが必要と想定される場合」との記載がありますが、こちら文書の主語は、「事業者」との理解でよろしいでしょうか。念のため確認させてください。	ご理解のとおりです。
711	モニタリング基本計画	2			4. モニタリングの方法 (4) モニタリング方法	③にある「施設利用者等からの苦情」ですが、日常レベルで発生するもの含め、程度による区分なく全てを報告するとその量が多くなることが予見され、「直ちに」ではなく、「定期的な」報告などに変更頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
712	モニタリング基本計画	3	5		モニタリング方法	「JSCは、必要に応じて、モニタリングの結果を公表する」とありますが、時期、モニタリング結果等、どのような場合に公表される想定かご教示ください。	JSCが本事業について社会的説明を行う必要がある場合等に公表することを想定しています。
713	モニタリング基本計画	6	22		第3章 1.	「要求水準等を満たしていないと判断される事象の是正に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合は、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行う」旨の記載がございますが、当該事象の発生について、事業者に帰責性がないと認められる場合は、是正のための応急処置等に要する費用は JSC 様にご負担いただけますでしょうか。	要求水準等を満たしていないと判断される事象を是正するための応急処置等に要する費用は事業者の負担となります。事業者に帰責性がない事象については、事業者が、当該事象の是正のための応急処置等に要した費用を責めに帰す者に求償することを妨げるものではありません。なお、不可抗力等による場合については「別紙 5 特定事業契約書(案)」の規定によることを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
714	モニタリング基本計画	7～ 8			第3章 2(1)、(3)、(4)、(5)、(6)	「JSCはモニタリングにより、事業者の実施する業務が要求水準を満たさず又は事業提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、事業者に対して是正措置を行い、ペナルティポイントの付与、違約金等の請求及び業務委託先の変更請求を行う」、「JSCはモニタリングを実施した結果、事業者の帰責事由により、業務の進捗状況が要求水準に達していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して注意、是正指導、是正勧告、再度是正勧告、警告、違約金請求、サービス対価減額、制裁金請求、業務委託先変更、特定事業契約の解除等を講ずる」等の趣旨の記載がございますが、JSC様による当該の判断は、事実関係を踏まえ、客観的かつ妥当性のある基準により行われることが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
715 (337)	モニタリング基本計画書	10	1	表6 本施設に係る開業準備業務、運営業務、維持管理業務、統括管理業務におけるサービス対価に対する違約金の割合	違約金の請求（本施設に係る業務について）	違約金算定式には、「サービス対価×0.01%」とありますが、ここで言う「サービス対価」とは、スポーツ博物館の維持管理費でしょうか。	本施設に係る開業準備業務、運営業務、維持管理業務、統括管理業務に係るサービス対価に対する割合です。 「別紙3 提出書類の記載要領」様式A-3-2④等をもとに、算定した金額を対象とします。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
716	モニタリング基本計画	10		表6 施設に係る開業準備業務、運営業務、維持管理業務、統括管理業務におけるサービス対価に対する違約金の割合	第3章.3.(4)違約金の請求(本施設に係る業務について)	サービス対価に対する違約金の割合が定められていますが、サービス対価の対象ではない業務(運営業務・維持管理業務・統括管理業務)の違約金の算出方法をご教示下さい。	質問 No. 715 の回答をご参照ください。
717 (338)	モニタリング基本計画書				スポーツ博物館の維持管理費の物価変動に基づく改定	別紙6にスポーツ博物館の維持管理費の物価変動に基づく改定の方法が記載されておりますが、事業契約書本文には当該サービス対価の改定・変更について記載がありません。 第58条「物価等の変動に基づく施設整備費の変更」のように、本文中にてその概要を定めていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。「別紙5 特定事業契約書(案)」第88条に、「別紙7(サービス対価の算定及び支払方法)の定めに基づき、サービス対価として事業者を支払う」と規定しています。かかる支払にあたっては、同別紙の第6.3.に基づき、スポーツ博物館の維持管理費の物価変動に基づく改定が適用されます。
718	サービス対価の算定及び支払方法	1			(3) スポーツ博物館の維持管理費	スポーツ博物館の維持管理費には、光熱水費(水道・電気・ガス等)は、含まれない(=JSC負担)との理解ででしょうか。	ご理解のとおりです。スポーツ博物館の維持管理費には光熱水費を含まないものとし、その取扱いは、質問 No. 167 の回答をご参照ください。
719 (335)	サービス対価の算定及び支払方法	2		図表1 施設整備費、スポーツ博物館の維持管理費の内訳	スポーツ博物館の維持管理費	スポーツ博物館の維持管理業務に関する水光熱費は、費用の内容に列挙されている項目のうち、どの費用に該当しますでしょうか。	質問 No. 718 の回答をご参照ください。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
720	サービス対価の算定及び支払方法	2		図表 1	施設整備費、スポーツ博物館の維持管理費の内訳	施設整備費の内訳の中には、「行政手続・申請手続」や「近隣対策費」など提案時点から変動する可能性があるものと考えますが、施設引渡に伴う運営権設定まで運営権対価も同じように変動するものとの理解であってますでしょうか。	「行政手続・申請手続」は「別紙 5 特定事業契約書(案)」第 19 条、「近隣対策費」は「別紙 5 特定事業契約書(案)」第 48 条をご参照ください。なお、運営権対価は変動しません。
721	サービス対価の算定及び支払方法	2		図表 1	施設整備費、スポーツ博物館の維持管理費の内訳 (Ⅱ期施設整備費)	施設整備費の「Ⅱ期施設整備費」項目はⅠ期施設整備費と同じとありますが、「施設整備期間中事業者の運営費」などは別途運営事業に係る事業者の運営費等も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	表の「費用の内容」欄に記載のとおり、『Ⅱ期に係る施設整備業務に関する費用』であり、運営事業に係る事業者の運営費は含まれません。
722	サービス対価の算定及び支払方法	3	2		1. 支払方法の基本的な考え方	サービス対価について、Ⅰ期工事の着工時に全額を一括払していただくか、工事の進行に合わせて分割で支払っていただくよう再考いただきたい。	原文のとおりとします。
723	特定事業契約書(案) 別紙 7 (サービス対価の算定及び支払方法)	3	17	-	第 3.2. (2) スポーツ博物館の維持管理費	「事業者からの請求を適法に受理した後」とありますが、請求書はいつ提出可能でしょうか(モニタリングに要する日数に影響すると考えます)。	JSC の検査後、金額が確定した時期より提出は可能です。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
724	特定事業契約書（案） 別紙7（サービス対価の算定及び支払方法）	4	17	-	第5. サービス対価の内訳の算定	内訳の算定期限は、特定事業契約締結時、基本設計完了時、I期工事着手時、契約変更時、事業終了時とあります。内訳書の内容については設計前の段階では概算程度であり工事着手時では実施設計が完了しているので数量、単価の詳細内訳が可能になります。各提出時期における要求される内訳の内容をご教示ください。	特定事業契約締結時には提案に基づいた数量と単価、基本設計完了時には基本設計内容に基づいた数量と単価、工事着手時以降は実施設計に基づいた数量と単価を用いた内訳としてください。
725	特定事業契約書（案） 別紙7（サービス対価の算定及び支払方法）	4	17	-	第5. サービス対価の内訳の算定	「地中埋設物撤去費用」は見込まないこととありますが、入札関連資料に記載のない地中埋設物は無い前提で工期などスケジュール算出し、想定外の地中埋設物が発見された場合は協議するという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、「別紙1 業務要求水準書」及び参考資料に記載の地中埋設物等は見込んでスケジュールを算出してください。
726	特定事業契約書（案） 別紙7（サービス対価の算定及び支払方法）	4	25	-	第5. サービス対価の内訳の算定	「特定事業契約時（入札価格）には「地中埋設物撤去費用」を見込まないこと。（特定事業契約書 第43条に基づき JSC が負担する。）」とありますが、図表1 施設整備費の項目に記載のある地中埋設物撤去は、入札費用には含まないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
727	サービス対価の算定及び支払方法	4	28		第6章 1.	「施設整備費については、要求水準の変更や物価変動に基づく改定を除き、原則として改定を行わない」旨の記載がございますが、これは特定事業契約に基づく施設整備費の改定を妨げる趣旨ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
728 (336)	サービス対価の算定及び支払方法	4	29		第6. サービス対価の改定	Ⅱ期施設整備費については、整備時期がかなり先になること、Ⅰ期施設の運営状況を反映させる必要があることから、整備内容の見直しが生じる可能性もあり得ると考えますが、その場合、Ⅱ期施設整備費の改定の可能性はないでしょうか。	該当箇所の記載をご参照ください。 ご質問の例示は「要求水準の変更や物価変動に基づく改定」への該当が想定されます。
729	サービス対価の算定及び支払方法	4			第6. サービス対価の改定 1. 基本的考え方	スポーツ博物館維持管理費の改定に関して、「物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、～」とありますが、反対に費用が増加した場合についても同様との認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
730	特定事業契約書（案） 別紙7（サービス対価の算定及び支払方法）	5	4	-	第6.2. 施設整備費の物価変動に基づく改定	物価変動の有無を判断する指標についてお考えがございましたらご教示下さい。	公共工事請負契約約款の類似規定の運用等を参考に判断していくことを想定しています。

第2回入札説明書等に関する質問回答

No.	資料名	該当箇所				質問	回答
		頁	行	図表タイトル・番号	項目名		
731	資料全般				全般	今回ご提示いただいた各種資料に記載がある「協議」とは、JSC様及び事業者にて誠実に協議を行い、事実関係を踏まえ客観的かつ妥当性のある内容で合意することが前提であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
732	第1回入札説明書等に関する質問回答について	23			No. 93 SPC自らが実施する業務	「什器備品調達業務」はSPC自らが実施できる業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
733	第1回入札説明書等に関する質問回答について	45	17	No.167		「協力企業は基本協定の当事者から外して頂きたいが可能か。」とのご質問がありますが、もし当事者から外していただけない場合、出資をしない協力企業については、基本協定書中の出資額、引き受ける株式の総数、引き受ける株式の種類は以下の記載でよろしいでしょうか。 ・出資額【0】円 ・引き受ける株式の総数【0】株 ・引き受ける株式の種類【-】株式	例示いただいた記載で構いません。